令和８年度 第１回いなべ市行政改革推進委員会事項書

日時 令和８年８月６日（木）午後２時～
場所 いなべ市役所シビックコア棟２Ｆ研修室

１　開会

２　副市長あいさつ

３　諮問書の交付

４　会長あいさつ

５　審議事項等の説明
審議等のスケジュール及び本日の審議、報告事項等の説明 ・・・・・・・・当日資料1

６　第３次いなべ市行政改革大綱･行政改革アクションプランの審議及び進捗状況の報告
行政改革アクションプランの進捗状況の審議・報告 ・・・・・・・・・・・・・資料１

７　令和７年度いなべ市行政改革の推進（具体的案件）に係る進捗状況の報告 ・資料２
（1）公共施設等総合管理計画の現状と課題（担当：管財課、教育総務課、生涯学習課）
（2）働き方改革・業務改善に係る現状と課題（担当：会計課）

８　諮問事項　令和８年度いなべ市行政改革の推進（具体的事案）について ・・・資料３
＜制度及び現状の確認＞
（1）ふるさと納税による寄附金の確保（担当：商工観光課、政策課）
（2）空き家対策とふるさと住民登録制度（二地域居住）（担当：住宅課、政策課）

９　次回の会議について
開催日時：令和８年 10 月 9 日（金）午後２時から
場　　所：いなべ市役所　シビックコア棟２Ｆ研修室

10　閉会

以上

前半

座席表

（敬称略）

前四日市看護医療大学学長、
神戸松蔭大学 客員教授
丸山　康人

林会計事務所 所長
林　伸一

株式会社百五銀行
いなべ支店長 兼 大安出張所長
兼 阿下喜出張所長 兼 いなべ東出張所長
若林　夏樹

いなべ市商工会 事務局長
伊藤　章子

トヨタ車体株式会社 いなべ工場
工務部工場管理室 総務グループ長
近藤　雄司

一般社団法人グリーン
クリエイティブいなべ　代表理事
岡　正光

副市長 山下　正史	企画部長 森川　里佳	政策課長 小谷　直仁	情報課長 伊藤　正紀	財政課長 長﨑　竜一	市民課長 遠藤　貴則
総務部長 伊藤　高道	都市整備部長 大川　洋海	市民部長 松宮　みどり	環境部長 岡　武史	職員課長 辻　貴久子	業務課 水谷　研史
福祉部長 伊藤　幸宏	健康こども部長 寺尾　あき	農林商工部長 宮木　崇年	建設部長 石川　義弘	会計課長 渡部　和利	法務課長 嶋田　和也
水道部長 寺本　靖彦	教育部長 太田　東洋	会計管理者 三好　宏尚	議会事務局長 日紫喜　巌人	商工観光課長 東松 大司	納税課長 小林　久
事務局 桒嶋　幹人	事務局 服部　修	事務局 石川　千裕	管財課長 瀬古 克成	資産税課長 対馬 拓之	市民税課長 三輪 浩生

傍聴席

後半

座席表

（敬称略）

前四日市看護医療大学学長、
神戸松蔭大学 客員教授
丸山　康人

林会計事務所 所長
林　伸一

株式会社百五銀行
いなべ支店長 兼 大安出張所長
兼 阿下喜出張所長 兼 いなべ東出張所長
若林　夏樹

いなべ市商工会 事務局長
伊藤　章子

トヨタ車体株式会社 いなべ工場
工務部工場管理室 総務グループ長
近藤　雄司

一般社団法人グリーン
クリエイティブいなべ　代表理事
岡　正光

副市長 山下　正史	企画部長 森川　里佳	政策課長 小谷　直仁	情報課長 伊藤　正紀	市民課長 遠藤　貴則	管財課長 瀬古 克成
総務部長 伊藤　高道	都市整備部長 大川　洋海	市民部長 松宮　みどり	環境部長 岡　武史	教育総務課長 伊藤　宗幸	生涯学習課長 弓矢　完二
福祉部長 伊藤　幸宏	健康こども部長 寺尾　あき	農林商工部長 宮木　崇年	建設部長 石川　義弘	会計課長 渡部　和利	住宅課長 山北 克成
水道部長 寺本　靖彦	教育部長 太田　東洋	会計管理者 三好　宏尚	議会事務局長 日紫喜　巌人	商工観光課長 東松 大司	商工観光課 福住 柚奈
	事務局 石川　千裕	財政課長 長﨑　竜一	職員課長 辻　貴久子	政策課 桒嶋　幹人	政策課 服部　修

傍聴席

当日資料1

第３次いなべ市行政改革の推進に係るスケジュール

No	日程	内　　容
1	R8/8/6 第１回 行政改革 推進委員会 （CC棟2.3.4）	14：00～16：00 〇第３次いなべ市行政改革アクションプランの審議及び進捗状況の報告 ・行政改革アクションプランの進捗状況の審議・報告 〇令和７年度いなべ市行政改革の推進（具体的案件）に係る進捗状況の報告 ・公共施設等総合管理計画の現状と課題に係る進捗報告 ・働き方改革・業務改善に係る現状と課題に係る進捗報告 〇令和８年度いなべ市行政改革の推進について（諮問事項） ＜制度及び現状の確認＞ ・ふるさと納税による寄附金の確保 ・空き家対策とふるさと住民登録制度（二地域居住）
2	R8/10/9 第２回 行政改革 推進委員会 （CC棟2.3.4）	14：00～16：00 〇第３次いなべ市行政改革アクションプランの審議及び進捗状況の報告 ・行政改革アクションプランの進捗状況の審議・報告 〇いなべ市行政改革の推進について（審議） ・ふるさと納税による寄附金の確保 ・空き家対策とふるさと住民登録制度（二地域居住）
3	R8/11/19 第３回 行政改革 推進委員会 （CC棟2.3.4）	14：00～16：00 〇第３次いなべ市行政改革アクションプランの審議及び進捗状況の報告 ・行政改革アクションプランの進捗状況の審議・報告 〇いなべ市行政改革の推進について（審議）（答申） ・ふるさと納税による寄附金の確保 ・空き家対策とふるさと住民登録制度（二地域居住）

場所　シビックコア棟　14：00～16：00

資料１

第３次いなべ市行政改革大綱
行政改革アクションプラン

進捗状況報告書

令和 ８年 ８月 ６日

いなべ市

目次

第３次いなべ市行政改革大綱
行政改革アクションプラン取組状況の概要 … 1

実施項目　（～行政改革アクションプラン～） … 2

審議事項　重要目標評価指標（KGI）「行政手続の向上による市民の利便性向上」… 3

重要目標評価指標（KGI）による進捗管理 … 4

重要業績評価指標（KPI）による進捗管理 … 8

令和７年度アクションプラン実施項目、指標等に対するご意見と対応 … 26

第３次いなべ市行政改革大綱
行政改革アクションプラン取組状況の概要

１ 令和８年度取組結果

※令和８年度の判定については現時点で取組中のため、判定はしておりません。
今後判定する際の基準を示しています。

Ａ：取組が順調に進んでいる……　　項目
Ｂ：一定の取組は進んでいるが、課題もある……　　項目
Ｃ：取組状況に課題があり、あまり進まなかった……　　項目
Ｄ：取組状況に課題があり、進まなかった……　　項目
ー：やむを得ない要因で評価に適さない……　　項目

２ 取組結果評価の視点（KGI・KPI判定の算出方法と判定基準について）

令和８年度の到達点が示されている項目については、取組結果に基づき評価する。

(1)目標達成率（KGI・KPI判定）の算出方法

目標達成率は、単年度ごとの目標値の場合には、各年度の実績値を各年度の目標値で割って算出しています。また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

目標達成率（プラス指標）　＝　Ｒ８年度実績値　／　Ｒ８年度目標値　×100
(例)令和８年度の目標値が130、実績値が120の場合
120　／　130　×　100　＝　92.3%
※小数点第２位以下は四捨五入

目標達成率（マイナス指標）　＝　Ｒ８年度目標値　／　Ｒ８年度実績値　×100
(例)令和８年度の目標値が70、実績値が60の場合
70　／　60　×　100　＝　116.7%
※小数点第２位以下は四捨五入

(2)目標達成率（KGI・KPI判定）基準

①施策ごとの達成状況を分かりやすく示すため、取組実績をもとに達成度をＡ～Ｄで判定しています。
②Ａ～Ｄの判定は、次の表の考え方を目安としています。

【表】

目標達成度	判定基準	判定
100%以上	進んでいる	A
85%以上100%未満	ある程度進んでいる	B
70%以上85%未満	あまり進まなかった	C
70%未満	進まなかった	D

目標数値が設定された項目は、積極的な取組がされていても、目標が未達成の場合には「B」と評価する。
「ー」はやむを得ない要因で評価に適さない場合には複数年にわたる取組で現時点では評価が適当でない場合に適用します。

実　施　項　目
（～行政改革アクションプラン～）

重要目標評価指標（KGI）による進捗管理				進捗報告		
基本方針	番号	頁	項目	8/6	10/9	11/19
1　職員力と組織力の向上		4	職員のエンゲージメントの向上		●	
			職員のDX意識の醸成と人材育成	●		
2　未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立			実質単年度収支累積額のバランスの確保	●		
3　効果的・効率的で安定した行政サービスの構築		6	市民満足度調査の施策満足度の向上	●		
			行政手続きの向上による市民の利便性の向上	●		

■行政改革アクションプランの体系

基本方針１　職員力と組織力の向上				進捗報告		
推進項目	番号	頁	実施項目	8/6	10/9	11/19
（1）改革を実行できる職員の育成	1	8	人材の育成と組織の活性化		●	
	2		職員のDX意識の醸成と人材育成	●		
（2）職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり	3		人員の適正配分と労働時間の適正化	●	●	
	4	10	多様な働き方の実現		●	
	5			●		
	6			●		
（3）業務改革による生産性の向上	7	12	BPRの推進	●		
	8		デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	●		
	9			●	●	
	10	14		●		
	11			●		
	12				●	

基本方針２　未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立				進捗報告		
推進項目	番号	頁	実施項目	8/6	10/9	11/19
（1）公共施設等マネジメントの強化	13	16	公共施設等マネジメントの推進		●	
（2）経常的な経費の効果的な配分	14		効果的な予算編成業務		●	
	15		補助金・負担金の総点検		●	
（3）安定的な自主財源の確保	16	18	受益者負担（施設使用料）の適正化のための総点検		●	
	17		徴収率の維持向上	●		
	18		特別徴収の推進	●		
	19		相続登記の促進	●		
	20	20	市有財産の有効活用・処分	●	●	
	21		寄附金制度の有効活用	●		
	22		基金等の効果的な運用		●	

基本方針３　効果的・効率的で安定した行政サービスの構築				進捗報告		
推進項目	番号	頁	実施項目	8/6	10/9	11/19
（1）行政サービスのデジタル化推進	23	22	行政手続のオンライン化の拡充	●		
	24		ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	●		
（2）多様な主体との連携と協働	25	24	公民連携（PPP/PFI）事業の推進		●	
	26		指定管理者制度の効果的な活用		●	
（3）市民ニーズに応じた行政サービスの提供	27		行政評価の効果的な運用	●		

審議事項

P194　■KGI：「行政手続の向上による市民の利便性向上」

単位：人

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
来庁者数	14,111	37,178	27,611	38,346	27,703	34,584

※R元は年度途中及び受付機導入により、カウント少数。
※R2、R4は、プレミアムポイント付与により大幅増加。
※R6は、マイナンバーカートの初めての更新年により大幅増加。

（修正前）
※上記の影響を排除した約28,000人／年度の来庁者を毎年３％の減少を目指す。　単位：人

R6実績	R7	R8	R9	R10	R11	R12
28,155 (34,584)	27,160	26,345	25,555	24,788	24,045	23,323

（プレミアムポイント付与やマイナンバーカード更新を除く。）

下記のように修正する。
（修正後）
※上記の影響を排除した約20,000人／年度の来庁者を毎年３％の減少を目指す。　単位：人

R6実績	R7	R8	R9	R10	R11	R12
20,364 (34,584)	18,826	18,261	17,713	17,181	16,665	16,165

（プレミアムポイント付与やマイナンバーカード申請・更新を除く。）

概要説明

来庁者の実績としてカウントする人数から除く要件を、次のとおり修正します。
修正前「プレミアムポイント付与やマイナンバーカード更新を除く。」
修正後「プレミアムポイント付与やマイナンバーカード申請・更新を除く。」

指標数は、当初マイナンバーカード申請件数を含めていましたが、初めての申請者はカード受領時に来庁する必要があることから、プレミアムポイント付与者やマイナンバーカード更新者と同様に申請者を除く必要があると判断しました。
その結果、指標の推移を修正しました。

重要目標評価指標(KGI)による進捗管理

基本方針1　職員力と組織力の向上

KGI	職員のエンゲージメントの向上（%）						
担当部署	職員課						
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値							
実績値		57.27%					
KGI判定	－	－	－	－	－	－	－
指標の考え方	職員向けアンケートの職員のエンゲージメントを測る項目において、やりがい等を「とてもそう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した職員の割合						

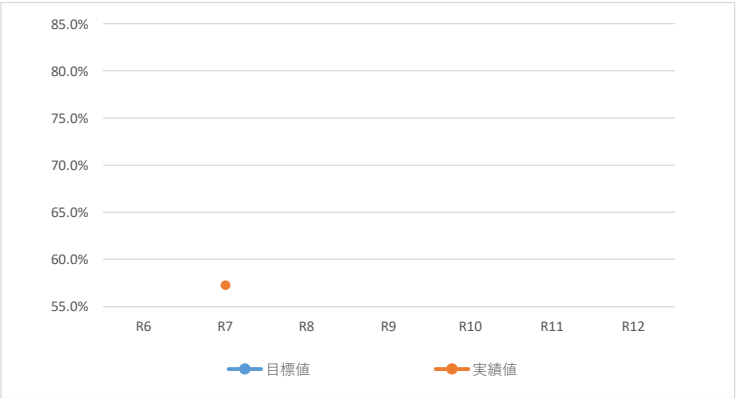

●KGI	職員のDX推進効果の向上（%）						
担当部署	情報課						
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値			65.00%	75.00%	80.00%	85.00%	90.00%
実績値		59.83%					
KGI判定	－	－	－	－	－	－	－
指標の考え方	職員向けアンケートのDXの推進効果を測る項目において、DXが「とても進んだと思う」、「やや進んだと思う」と回答した職員の割合						

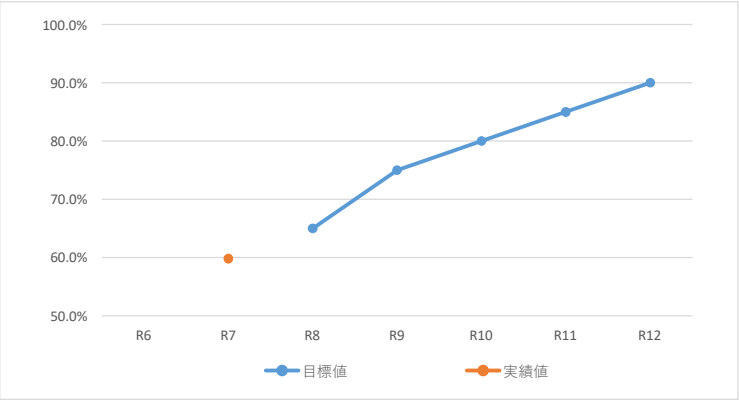

基本方針2　未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

●KGI	実質単年度収支累積額のバランスの確保（億円）						
担当部署	財政課						
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値							0.0
実績値	-1.8	-6.1					
KGI判定	－	－	－	－	－	－	－
指標の考え方	単年度収支に実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額						

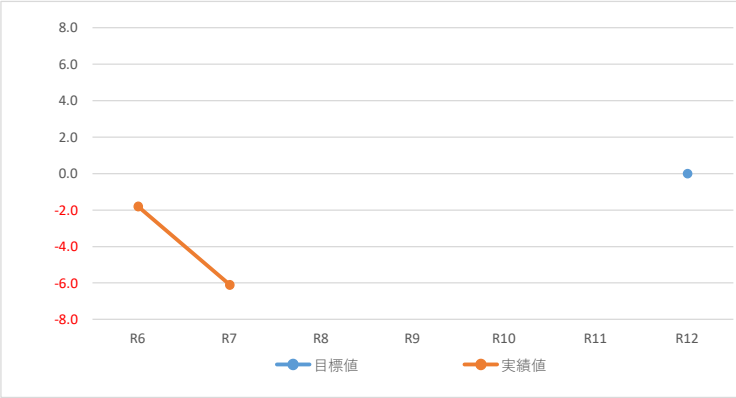

KGIを定性的に評価	外部評価（審議会からの評価）	今後の方向性・改善措置等
○着実な成果達成 　過半数以上がやりがいを実感し、人材育成基本方針の浸透が進行中 ○個別支援の有効性 　人事評価制度における面談や業務目標等により個々の職務への関与度向上で、組織全体の活性化に効果 ○能力発揮環境の構築進展 　職員の熱意向上により、職員力・組織力の向上 ○継続的改善の必要性 　約4割の職員にやりがい向上施策が未浸透、現状の課題に対応した改善が必要		○約4割の未充足層への個別対応強化とキャリア支援の充実を推進する。 ○定期的なアンケート実施により、施策の効果を検証し、職員エンゲージメント向上の取組を継続展開する。
○DX推進の取組が、多くの職員に認識され、効果を感じている。組織全体でDXへの意識が高まっている。 ○約40％の職員がDX推進の効果を強く実感していない可能性があり、この層への対応が今後の課題となる。 ○過半数の支持は得られているが、さらなる改善の余地がある。DX推進を継続し、より多くの職員が効果を実感できるようにすることが重要である。 ○DX推進の効果や利点について、より効果的に伝える必要がある。特に、効果を感じていない職員に対して、具体的なメリットを示すことが必要である。		【今後の方向性】 ○DX推進は一定の成果を上げていると評価できるが、さらなる改善と継続的な取り組みが求められる段階にあると考える。 ○今後は、この結果を踏まえて具体的な改善策等を検討し、より多くの職員がDX推進の効果を実感できるようにする。

KGIを定性的に評価	外部評価（審議会からの評価）	今後の方向性・改善措置等
○令和7年度の実質単年度収支額は、マイナス0.6億円で、令和3年度から令和7年度までの5年間の累積額は、マイナス6．1億となった。 これは、財政調整基金残高が減少し続けている要因を表している。		○決算書、決算審査等を通して、要因を分析する。 ○収入が支出を適度に上回る状態を目指す。 ○好景気による税収増時は、財政調整基金の積増しや地方債の繰上償還を実施する。 ○公共施設の建設や建替え等大型事業は、計画的に実施し、交付税措置のある有利な借入れや財政調整基金の活用により財源調整を行うことで安定した財政運営の維持を目指す。

基本方針3　効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

●KGI	市民満足度調査の施策満足度の向上						
担当部署	政策課						
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値							3.15
実績値	3.09						
KGI判定	－	－	－	－	－	－	－
指標の考え方	5年に一度行う市民満足度調査の施策満足度（5段階評価）から、施策が効果的に推進されているかを測る指標						

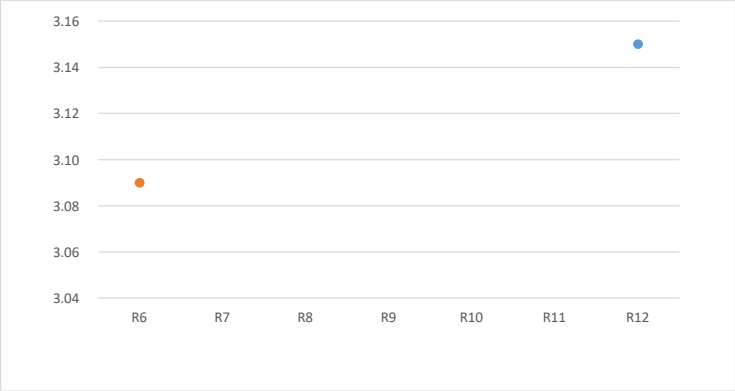

●KGI	行政手続の向上による市民の利便性向上						
担当部署	情報課、市民課						
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値			18,261	17,713	17,781	16,665	16,165
実績値	20,364	18,826					
KGI判定	－	－	－	－	－	－	－
指標の考え方	行政手続のオンライン化の拡充により、来庁者数の減少につながっているかを測る指標						

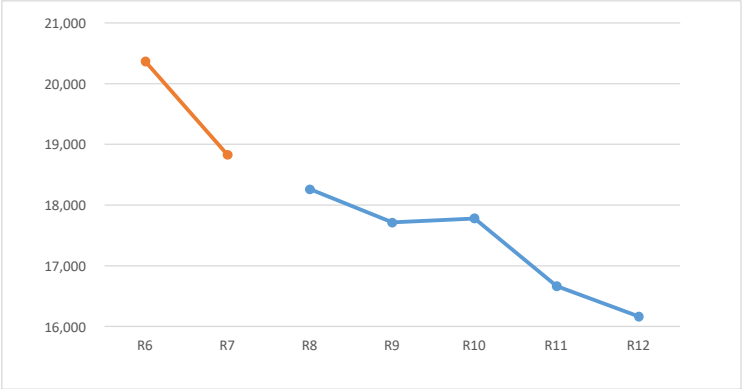

KGIを定性的に評価	外部評価（審議会からの評価）	今後の方向性・改善措置等
○市民満足度は、住民ニーズに基づき、より良いサービスを効果的、効率的に提供することを目的とする。」行政評価研修で意識の統一化。 ※住民満足度＝成果÷コスト 成果の最大化、コストの最小化 ○事業を市民目線で客観的評価（事業の成果、市民ニーズ、コスト、職員の業務負担等）による評価基準の設定や外部評価により、達成状況の明確化が必要である。 ○限られた予算と人員の中、指標の目標貢献度から事業の優先順位化し、予算編成へつなげる。 ○行政改革の一環として、BPR研修で業務フローを可視化は、職員が共通フォーマットで全業務を共有化でき、業務改善につなげる。		○行政評価を多角的に評価し、予算配分への反映を目指す。 ○市民ニーズの高い分野へ重点配分できる仕組みにより、政策や施策の市民満足度の向上を目指す。 ○BPR・DXの推進により、既存業務の無駄の削減と効率化をし、新たに創出された財源と人的資源（時間・人員）を市民の利便性の向上に投資を図る。
○行政手続きのオンライン化の拡充のため、マイナンバーカードの取得促進を行っている。 ○マイナンバーカードの取得率向上により、令和7年度実績においても市民課で来庁者数の減少が結果として出ている。 ○この要因としてはマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票など各種証明の発行が増えていることに起因すると考えられる。		○行政手続きのオンライン化の拡充は市民にとっても市役所での待ち時間の短縮やオンラインによる簡素な手続きにより、利便性向上に寄与すると考えている。 ○行政手続きのオンライン化の拡充のためにはマイナンバーカードの取得率向上とDX推進を同時に進めることが必須であるため、これからも継続的に取り組む。

重要業績評価指標（KPI）による進捗管理

基本方針１　職員力と組織力の向上

推進項目　（1）改革を実行できる職員の育成

実施項目　１　人材の育成と組織の活性化

KPI	組織に対するエンゲージメント向上率（%）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値	63.15%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	職員アンケートの「総合的に考えて、現在の仕事・職場に満足している」で「そう思う」の率					

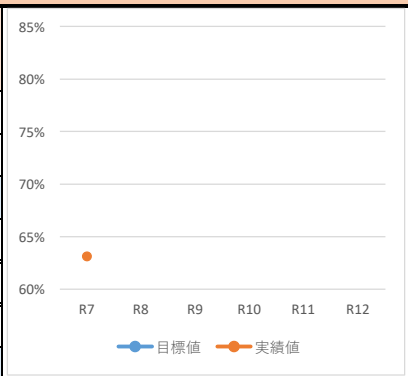

当該年度の活動内容：

市のビジョンの共有：市長による施政方針説明研修実施、人事管理制度「課題整理シート」による市計画と組織課題の共有

研修機会の提供：階層別、実務用、派遣型、ｅラーニング等

心身の健康への配慮：面談（産業医、産業カウンセラー）、健康管理研修、健康診断、ストレスチェック等

柔軟な働き方実現措置：育児や介護との両立支援制度（時差勤務制度、テレワーク制度、各種休暇休職制度）

KPI	ジョブローテーション実施率（対象：3年を超えて同所属在籍の主事級職員）（%）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値	27.27%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	職員が様々な部署や職務を経験することで、人材育成や組織活性化につながる。					

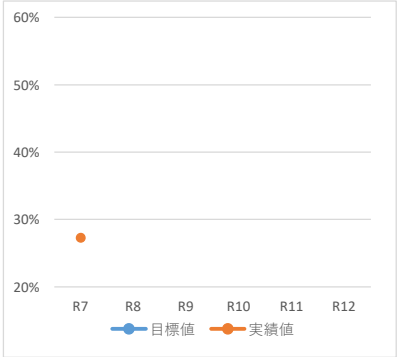

当該年度の活動内容：

人事異動において、３年を超えて同所属在籍の主事級職員を優先的に異動させられるよう取り組み、ジョブローテーション実施率は、27.27%でした。

実施項目　２　職員のDX意識の醸成と人材育成

●KPI	研修・ワークショップへの参加率（%）					
担当部署	職員課、情報課、政策課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		85.00%	85.50%	86.00%	86.50%	87.00%
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	参加率を向上させ、組織内の知識向上と改革を実行できる職員の育成を図る。					

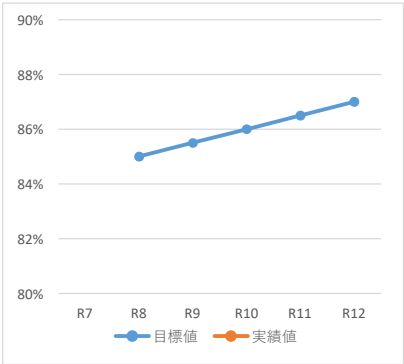

当該年度の活動内容：

アクションプランNo.７ＢＰＲ研修を実施職員課、情報課、政策課の３課で、ＢＰＲワークショップ・研修会を実施。
情報化推進委員ほか１人（所管課計２人）以上が参加し、各所管課の１業務フローを一元管理された共通データに登録し、50業務のフローを策定した。

【研修】（分子）参加者/（分母）所管課（50課）×2人
①6.9　座学（マインド研修）86/100
②7.9業務フロー（可視化ＷＳ）81/100
③7.23業務フロー（体験ＢＰＲ）82/100

推進項目　（2）職員が能力を発揮しやすい職場環境づくり

実施項目　３　人員の適正配分と労働時間の適正化

●KPI	正規職員数（人）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		350	350	350	350	第６次定員適正化計画
実績値	338					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	正規職員350人を維持することで、職員数減少を見据えた行政改革の取組充実につながる。					

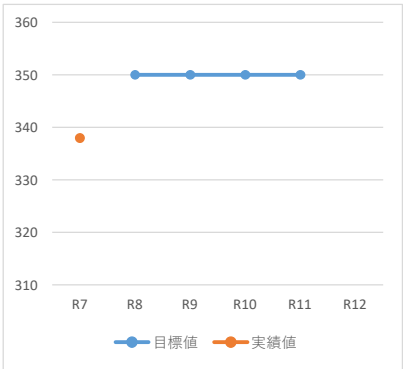

当該年度の活動内容：

令和８年４月時点で正規職員数345人は目標350人に対して５人不足しているが、退職者補充（再任用職員）により組織機能は維持できた。

新卒採用において優秀な人材を確保するため、インターンシップの内容を改善し、また、採用試験は大学２年生から受験できるよう変更した。

前年の職員数からは７人増員しており、行政改革の取組を充実させる職員数は確保できた。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○多様な研修環境整備による能力向上 ○課題整理シートで目標設定を促進 ○市長研修でビジョン共有を実現 ○心身健康管理で持続的成長を確保	○育児休業取得率100%で働きやすさ向上 ○メンタル休職者を出さないフォローで健康職場を維持 ○育児・介護と仕事の両立支援強化で多様な働き方を実現 ※KGIは職員エンゲージメント向上率として職員アンケート「自分の仕事に対するやりがい」で判定		【今後の方向性】 ○エンゲージメント●%を目指し、職員満足度の向上を図る。 ○デジタル化推進研修を充実し、業務効率化による働きがいを創出する。 ○人事管理制度における所属長面談（1on1）の内容充実を図る。 ○特に、若手や中堅層の能力や意欲の向上を図るため、所属部門を超えて意見交流できる研修を実施する。 ○改善策は、職員アンケートの詳細分析により、満足度向上の具体的要因を特定する。
○多様な業務経験で改革視点を養成 ○異動により新たな課題解決力を習得 ○部署間連携スキルの向上を促進 ○幅広い知識で改革提案力を強化 ○固定観念打破で柔軟な思考を育成	○計画的人材育成推進 ○主事級職員のキャリア形成を支援 ○組織全体の知識共有を活性化 ○新しい人材配置で職場を刷新 ○長期在籍解消で組織の硬直化防止		【今後の方向性】 ○ジョブローテーション実施率向上に向け、計画的異動を強化する。 ○職員の希望と適性を考慮した人事異動となるよう進める。 ○スムーズな業務移行を支援する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○共通データによる業務フローの可視化と一元管理 ○「前例踏襲」からの脱却と外部視点の確認 ○縦割り組織改革と組織の最適化の実現 ○持続可能で強固な組織基盤の構築及び標準化	○業務時間や手順が可視化されるため、「感覚」から「データ」への職員意識改革につながる。 ○先進事例を手本にした具体的な目標設定が可能となる。 ○前後の工程や根拠法令（エビデンス）が可視化され、他部署への配慮や連携がスムーズになる。 ○属人化が解消され、誰が担当しても一定以上のクオリティを維持できる。		【今後の研修日程】 ④8.10業務フロー（実践ＢＰＲ） ⑤10.1業務フロー（管理職向け研修） 【今後の方向性】 ○ＢＰＲを１度に可視化するのではなく、小さく始め、型を提供し、成果を可視化して、実務での改革の実行力を高める。 ○ＢＰＲ研修等は、毎年同規模で開催し、全職員が共通データを使用し、業務プロセスを再構築する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○再任用制度で経験豊富な人材を確保 ○新規採用により組織の活力を維持 ○退職者補充で業務継続性を保持 ○人材確保努力で職場負担軽減を図る ○適正人員を配置し行政改革の取組充実体制の基盤整備を推進	○345人体制で現状業務の維持及び業務効率化促進 ○退職者補充により組織機能を継続 ○人員確保取組で過重労働を抑制 ○再任用活用で知識継承を促進 ○新規採用で将来的な人員基盤を構築		【今後の方向性】 ○正規職員数350人達成に向けた採用計画の見直しと強化を実施する。 ○退職予定者の早期把握により、計画的な人員補充体制を構築する。 ○職員定着率向上施策を推進し、離職防止による人員確保を図る。 ○業務効率化により、限られた人員での最適な組織運営を実現する。

KPI	30時間以上(１月)の時間外勤務の延べ人数（実人数）（人）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値	190					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	行政改革等の効果を、時間外勤務時間数の縮減で評価する。					

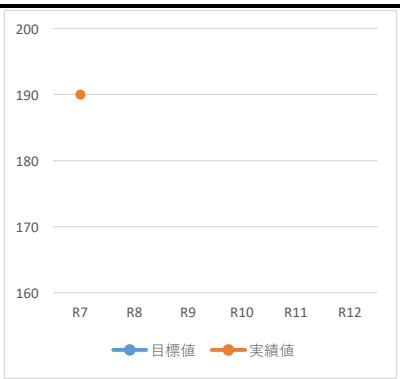

当該年度の活動内容：

月に30時間以上の時間外勤務者について翌月に把握している。

45時間を超える時間外勤務者がいる所属については、要因、分析及び検証の報告を求めた。

時間外勤務が継続する職員がいる場合は、職員の健康状態を確認するとともに所属長に対し業務改善を求めた。

月80時間以上の職員には翌月産業医面談を実施している。

実施項目　４　多様な働き方の実現

KPI	働き方改革による改善意見提案に係る改善取組件数（件）					
担当部署	政策課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	普段の業務や時間の使い方を見直し、組織内の業務を効率化させる。					

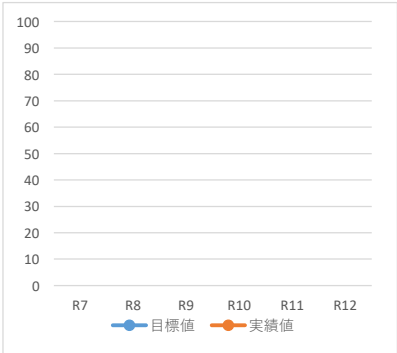

当該年度の活動内容：

令和６年度に実施した「改善意見提案」43（57）件「Ａ 改善済/9件」、「Ｂ 改善中/28件」、「Ｃ 継続検討/6件」、「Ｄ 不可/0件」に分類した。（R7.3.31現在）
※重複意見を除く。（全数）件
※改善中（7件アクションプラン21件協議）

令和７年度「改善意見提案」●（274）件をAIで「カテゴリ分類」、「課題要約」、「改善策」を所管課に提示した。
※●は内容調整中

各所管課にヒアリング（政策課、情報課）を実施し改善策の確認・検討をしている。

目標値は「Ａ 改善済数」で設定予定

実施項目　５　多様な働き方の実現

●KPI	テレワーク制度活用率（%）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		31.00%	32.00%	33.00%	34.00%	35.00%
実績値	30.16%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	育児・介護の必要な職員が活用し易いテレワーク制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながる。					

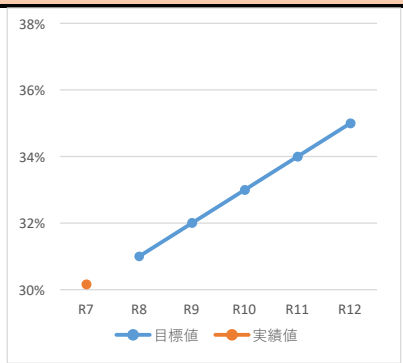

当該年度の活動内容：

令和７年度に、小学生以下の子を持つ職員のうちテレワークを活用した職員を把握した結果、30.16%であった。

※テレワークは、育児と介護に限らず、所属長がテレワークに適する業務と認めたものに限り実施できると要綱で規定。

●KPI	時差勤務制度活用率（%）					
担当部署	職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		10.00%	11.50%	12.50%	13.50%	15.00%
実績値	9.52%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	育児・介護の必要な職員が活用し易い時差勤務制度の運用は、仕事と家庭の両立の負担軽減につながる。					

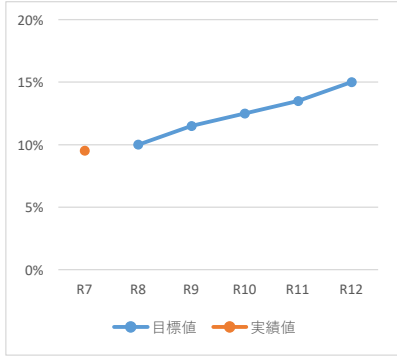

当該年度の活動内容：

令和７年度は、小学生以下の子を持つ職員のうち時差勤務制度を活用した職員を把握した結果、9.52%であった。

※時差勤務制度は、育児と介護に限り、所属長がその必要性を認めた場合に限り実施することができる。

実施項目　６　多様な働き方の実現

●KPI	障害者雇用促進法による法定雇用率（%）					
担当部署	業務課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
実績値	3.69%					
KPI判定	A	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用率を上回る障がい者雇用の推進に取り組む。					

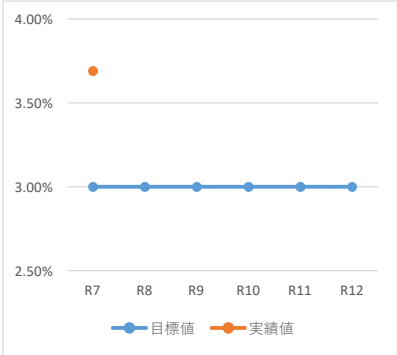

当該年度の活動内容：

雇用率を上回るよう、障がいを持って働く職員の支援を、庁内各所属と協力して行った。

令和７年度　他の所管業務支援実績561件
主なもの
・郵便物封入封緘作業
・チラシ・ポスターデザイン作成
・各種アンケート集計
・缶バッジ作成
・法務局、県支所への申請書類提出
・自治会組回覧発送の封入作業
・講演会懸垂幕式次第作成　など

○長時間労働の実態を可視化 ○翌月把握システムで迅速な対応を実現 ○健康状態確認で職員の安全を確保 ○業務改善指導で働きやすい環境を構築 ○継続監視で職場環境改善を推進	○45時間超過所属への報告要求を実施 ○要因分析により労働時間適正化を促進 ○所属長への業務改善指導を徹底 ○継続的監視で時間外勤務を抑制 ○健康管理と業務効率化を両立		【今後の方向性】 ○30時間以上時間外勤務者を削減し、労働時間の更なる適正化を図る。 ○予防的アプローチを強化し、長時間労働の発生要因を事前に除去する。 ○業務効率化とデジタル化により、根本的な業務量削減を実現する。 ○管理職の労務管理スキル向上により、適切な人員配分と業務分担を推進する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○目標の透明性と整合性の向上 ○担当ニーズの的確な反映と意思決定の迅速化 ○要因分析や改善策の文書化による経験・ノウハウの蓄積 ○コミュニケーションと協働の強化	○目標の透明性、担当ニーズの反映、改善機会の創出につながる。 ○継続的な評価と改善サイクルの確立により、業務の効率化が向上する。 ○過去の知見を基により付加価値が高められ、組織力に向上につながる。 ○相互理解と共通認識で組織的のエンゲージメントが向上する。		【今後の方向性】 ○改善意見提案に係るカテゴリ分類、要約、改善策の文章化などのノンコア作業は、ＡＩでさらに自動化させる。 ○改善策は、１項目ずつ丁寧に、粘り強く業務改善・行政改革を進める。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○柔軟な働き方で職員の改革意識を向上 ○テレワーク環境で自律的業務遂行力を育成 ○30.16%活用で新しい働き方を実践 ○多様な勤務形態で適応力を強化・デジタル活用スキルの向上を促進	○育児職員の30.16%がテレワークを実現 ○要綱整備で制度基盤を確立 ・ 所属長判断で業務適性を考慮 ○育児・介護以外にも適用範囲を拡大 ○ワークライフバランスの向上を支援		【今後の方向性】 ○テレワーク活用率35%を目標に、制度利用促進策を強化する。 ○業務のデジタル化推進により、テレワーク適用業務を拡大する。 ○管理職のテレワーク管理スキル向上により、制度運用を円滑化する。 ○職員のITリテラシー向上研修を実施し、テレワーク環境を充実させる。
○時間管理能力向上で自律的職員を育成 ○柔軟な勤務形態で適応力を強化 ○9.52%活用で新制度への挑戦意識醸成 ○多様な働き方経験で改革マインド向上 ○効率的業務遂行スキルの習得を促進	○育児職員の9.52%が時差勤務を実現 ○育児・介護両立支援制度を確立 ○所属長判断で個別ニーズに対応 ○ワークライフバランス向上を支援 ○職員の働きやすさ選択肢を拡大		【今後の方向性】 ○時差勤務活用率15%を目標に、制度利用促進と認知度向上を図る。 ○対象職員への個別説明会を実施し、制度理解と利用意欲を高める。 ○所属長の制度理解促進により、承認プロセスの円滑化を実現する。 ○利用者の声を収集し、制度改善と満足度向上を継続的に推進する

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○多様性理解で職員の包容力を向上 ○法定雇用率達成で法令遵守意識を醸成 ○支援体制構築で組織運営力を育成	○法定雇用率を上回る実績 ○障がい者の能力発揮環境を整備 ○所属間協力で支援体制を確立		【今後の方向性】 ○現在の高い雇用率を維持する。 ○障がい特性に応じた個別支援プログラムを充実する。 ○全職員への障がい理解研修を実施し、包摂的な組織文化を醸成する。

推進項目	（3）業務改革による生産性の向上					
実施項目	7　BPRの推進					
●KPI	処理時間短縮率（%）					
担当部署	政策課、情報課、職員課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	短縮処理時間に職員の平均給与を乗じて、効果額を算定する。					

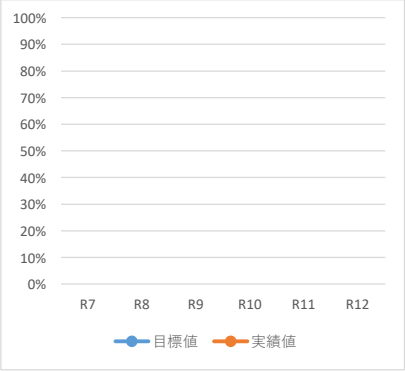

当該年度の活動内容：

アクションプランNo.７ＢＰＲ研修を実施職員課、情報課、政策課の３課で、ＢＰＲワークショップ・研修会を実施。
情報化推進委員ほか１人（所管課計２人）以上が参加し、各所管課の１業務フローを一元管理された共通データに登録し、50業務のフローを策定した。

【研修】（分子）参加者/（分母）所管課（50課）×2人
①6.9　座学（マインド研修）86/100
②7.9業務フロー（可視化ＷＳ）81/100
③7.23業務フロー（体験ＢＰＲ）82/100

実施項目	8　デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進					
●KPI	会計伝票の入力誤りによる伝票の返却数（件）					
担当部署	会計課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		1,890	1,680			
実績値	2,862					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	返却数の削減に伴う業務削減時間に職員の平均給与を乗じて、効果額を算定する。					

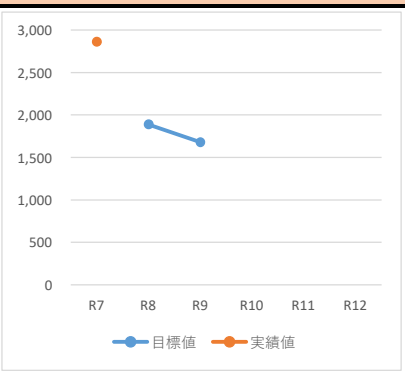

当該年度の活動内容：

伝票不備の内容及び返却数の把握した。

課長の管理監督責任の再認識
電子決裁導入前に「今きちんとできていないと、電子決裁導入後に大変になる」という目的の認識化（伝票の返却先／担当者から所属長に変更）

●KPI	電子決裁数（件）					
担当部署	会計課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	業務時間及び紙の使用量の削減に伴う、人件費等の削減額を効果額とする。					

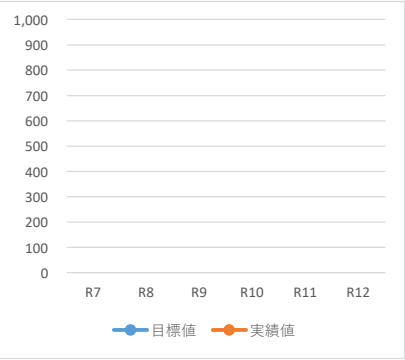

当該年度の活動内容：

総務省等が実施するアドバイザーを活用（R7/2回、R8/5回）し、会計伝票の電子化に向けて現状の課題と整理項目の洗い出しを実施している。
【主な課題と整理項目】
審査の割り切り
添付書類の削減のため、会計課の審査基準の明確化

現在の添付書類の洗い出し
紙ベースで運用している添付資料の見直し

削減・簡略化できる添付書類の検討
添付不要又は代替運用への移行の検討

実施項目	9　デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進					
●KPI	答弁作成に要していた作業時間の縮減時間（時間）					
担当部署	政策課、議事課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	政策課職員の短縮処理時間に職員平均時間単価を乗じて、効果額を算定する。					

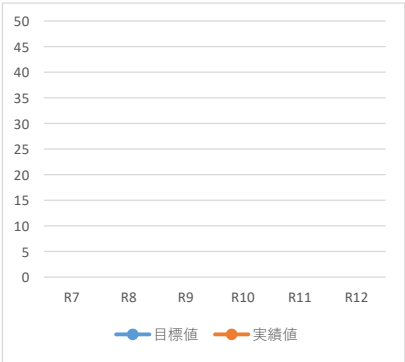

当該年度の活動内容：

市議会の一般、代表質問、総括質疑に対する答弁書作成について、令和８年６月定例会より電子化システム（答べんりんく）を導入した。

導入により、質問一覧作成、答弁者調整、過去答弁の一元管理、答弁書集約と進捗確認、部署間調整等に係る事務が15Ｈの削減をはじめ、転記ミス防止、全職員共有化につながった。

【答弁件数】
①　６月議会　245件

KPI	会議録作成に要していた作業時間の縮減時間（時間）					
担当部署	議事課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	会議録作成に要していた職員の短縮処理時間に職員平均時間単価を乗じて算定する。					

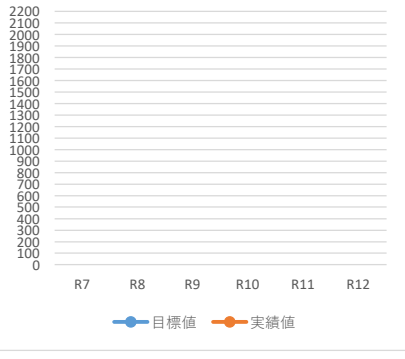

当該年度の活動内容：

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○共通データによる業務フローの可視化と一元管理 ○「前例踏襲」からの脱却と外部視点の確認 ○縦割り組織改革と組織の最適化の実現 ○持続可能で強固な組織基盤の構築と標準化	○業務時間や手順が可視化されるため、「感覚」から「データ」への職員意識改革につながる。 ○先進事例を手本にした具体的な目標設定が可能となる。 ○前後の工程や根拠法令（エビデンス）が可視化され、他部署への配慮や連携がスムーズになる。 ○属人化が解消され、誰が担当しても一定以上のクオリティを維持できる。		【今後の研修日程】 ④8.10業務フロー（実践ＢＰＲ） ⑤10.1業務フロー（管理職向け研修） 【今後の方向性】 ○ＢＰＲを１度に可視化するのではなく、小さく始め、型を提供し、成果を可視化して、実務での改革の実行力を高める。 ○ＢＰＲ研修は、毎年同規模で開催し、全職員が共通データを使用し、業務プロセスを再構築する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○審査基準が明文化されることで、担当者による判断のばらつきがなくなり、業務の属人化を解消できる。 ○添付資料に「何が本当に必要か」、長年の慣例による非効率な運用の見直しにつながる。	○手作業（糊での貼り付け）や紙を削減することで、コストの削減につながる。 ○判断基準が統一されることで、デジタル上での差し戻し・エラー処理が最小化され、システム運用コストの削減につながる。 ○二重入力や転記ミスによるヒューマンエラーの削減につながる。 ○スピーディーな審査の実現につながる。 ○属人化の解消につながる。		【今後の方向性】 ○業務手順や成果物の水準を統一し、認識を共有させる。 ○伝票不備の詳細を各課にアナウンスし、誤起票を未然に防ぐ。 ○業務プロセス最適化の４ステップ（ECRSの原則）に沿ってマニュアルを作成する。
○審査基準が明文化されることで、担当者による判断のばらつきがなくなり、業務の属人化を解消できる。 ○添付資料に「何が本当に必要か」、長年の慣例による非効率な運用の見直しにつながる。 ○電子決裁では添付ファイル数の削減は、システム運用上、必須の対応である。	○判断基準が統一されることで、デジタル上での差し戻し・エラー処理が最小化され、システム運用コストの削減につながる。 ○二重入力や転記ミスによるヒューマンエラーの削減につながる。 ○スピーディーな審査の実現につながる。 ○属人化の解消につながる。		【今後の方向性】 ○アドバイザーを活用し、会計伝票の電子化に向けて、システム設計に向けて、紙ベース運用の棚卸しや簡略化できる添付書類等を検討するなど、業務プロセスの見直しを先行させて、デジタル化の効果を最大する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○リアルタイムに進捗共有 ○アナログ・紙管理の撤廃、ノンコア業務の削減及び質問答弁の貼付ミス防止 ○過去データの蓄積・活用による処理時間の短縮	○進捗の「見える化」で、情報伝達の「空白時間」を排除、承認プロセスの迅速化で生産性が向上する。 ○転記や紙管理による手間、人的ミスを無くし、業務効率化とコスト削減が向上する。 ○過去の答弁データの蓄積から現在まで、ナレッジの資産化（分散したデータの一元化）がされ、内容把握が容易になる。		【今後の方向性】 ○電子化（答べんりんくシステム）の実施状況を検証し、システム更新。 ○データ蓄積において、人によって書き方やキーワードのばらつきを是正し、標準化する。（答弁の背景、関連する法改正、判断の理由など、ルール化（テンプレート）。 ○蓄積された過去のデータやノウハウが、「本当に今も使える正しい情報か」、「業務の役に立っているか」を判定する仕組み（メンテナンス）が必要。 【答弁件数】 ②　９月議会　　件 ③　12月議会　　件 ④　３月議会　　件
○迅速化の徹底 ○ノウハウの蓄積 ○進捗の共有	○作業時間の縮小により、業務の効率化が得られる。 ○AIの活用により委託料の削減		○本年度は、会議録作成における作業時間を外部発注分と自主作成分に分けて測定する。６月・12月定例会分は外部発注、９月・３月定例会分は自主作成とし、効率的な作業方法を検証する。 ○自主作成においてもAIを積極的に活用し、作業時間の短縮と業務効率化を図る。

実施項目　10　デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進

●KPI	生成AI活用による業務削減時間（時間）					
担当部署	情報課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		2,400	3,000	4,000	5,000	6,000
実績値	1,113					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）千円	2,550					
効果の考え方	生成AI活用による業務削減に職員平均時間単価を乗じて、効果額を算定する。					

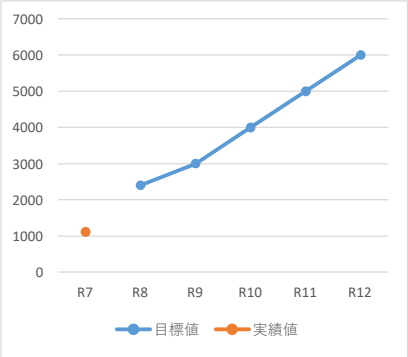

当該年度の活動内容：

令和７年８月から運用を開始し、議会答弁案作成や文書要約、データ分析等で活用された。

月平均業務削減時間：139時間

効果額
・市職員平均時間単価：2,291円
　2,291円×1,113h ＝ 2,549,883円

●KPI	RPA操作シナリオの作成件数（累計）					
担当部署	情報課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		10	30	40	50	60
実績値	8					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）千円	855					
効果の考え方	RPA活用による業務削減に職員平均時間単価を乗じて、効果額を算定する。					

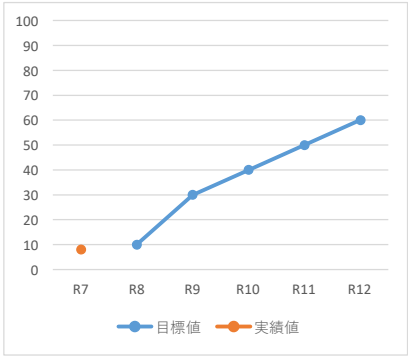

当該年度の活動内容：

一部業務にてRPA操作システムを作成し運用を開始したが基幹業務の標準化移行により稼働停止したシナリオもあったため微増となった。

年間業務削減時間（累計）：373時間

効果額
・市職員平均時間単価：2,291円
　2,291円×373h ＝ 854,543円

実施項目　11　デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進

●KPI	電子決裁率（%）					
担当部署	法務課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		検討・分類・整理				
実績値	15.84%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）千円	817					
効果の考え方	短縮処理時間に職員平均時間単価を乗じて、効果額を算定する。					

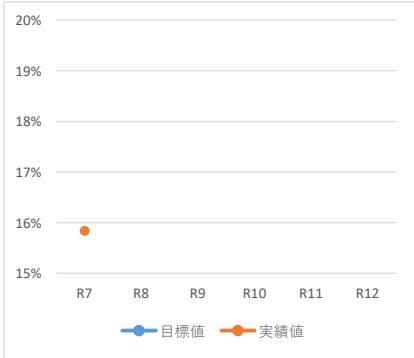

当該年度の活動内容：

収受文書のうち電磁的記録文書及び電子化できる文書は、電子収受及び電子供覧とする取組を進めた。

【取組】
・7/1庁内通知及び庁内掲示板により周知

・7/29文書管理システム収受起案機能の操作説明会　46人

【効果額】
電子決裁数×短縮処理時間×職員平均時間単価
4,279件×5/60h×2,291円＝816,932円

実施項目　12　デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進

KPI	電子契約の推進（件）					
担当部署	契約監理課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		120	125	130	135	140
実績値	113					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）千円	777					
効果の考え方	短縮処理時間に職員平均時間単価を乗じて、効果額を算定する。					

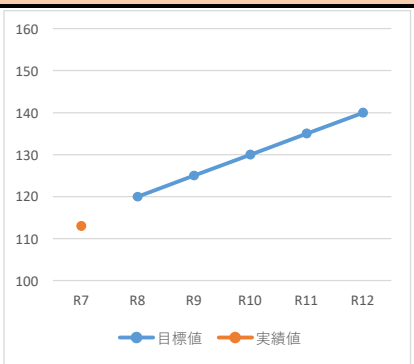

当該年度の活動内容：

物品・役務以外に工事及び設計コンサル分野の電子契約導入に向けて、他市町の情報を収集

令和７年度実績
・電子契約　113件
　契約監理システムに登録されている契約件数　630件

・効果額
　2,291円×３h ×113＝ 776,649円
・電子契約による契約事務削減時間：
　３時間（担当課、契約監理課含む。）
・令和７年度電子契約実績　113件

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○ 単純な時間削減だけでなく、職員がより創造的で付加価値の高い業務に時間を割ける。	○年間で約208人日の削減となり、かなりの効果がある。 ○定型的な内部事務作業が減少し、より付加価値の高い業務に時間を割けるようになる。 ○時間外勤務の削減や人件費の抑制につながる。 ○単調な作業が減ることで、職員のストレス軽減や満足度向上につながる。		【今後の方針】 ○全職員を対象としたデジタルリテラシー向上のための研修を定期的に実施。 ○AI活用のスキルアップ講習や、先進的なデジタルツールの使用方法研修を実施。 ○IT企業の専門家等と連携し、最新のテクノロジーやベストプラクティスを取り入れる。
○反復的な定型業務の自動化による生産性の向上。 ○ 単純な時間削減だけでなく、職員がより創造的で付加価値の高い業務に時間を割ける。	○全体的な効果は限定的であり、さらなる改善の余地が大きい。 ○RPAと並行して、既存の業務プロセスの見直しや再設計が必要である。		【今後の方針】 ○RPAだけでなく、AI、データ分析など、多様なデジタル技術を統合的に活用する戦略を立てる。 ○業務フローを根本から見直し、最適化を図る。 ○全職員を対象としたデジタルリテラシー向上のための研修を定期的に実施。

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○供覧及び回覧に要する所要時間の短縮 ○ペーパレス化による紙使用量の削減 ○文書管理システムによる検索性の向上	電子決裁の前提となる電子収受を推進することで、起案、決裁までの処理時間の短縮につながる。		○収受文書の電子化を推進し、電子収受後の電子起案及び電子決裁につなげることにより、電子決裁率の向上を目指す。 ○電子決裁率の向上を推進し、その検証結果から、電子化を進める事務、紙面管理とする事務を整理・分類する。 ○文書管理システムのサーバー容量の増大への対応を検討する。 ○電子化を進めるには、文書の発生段階で電子化する必要がある。

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○オンライン化による印刷、押印、郵送等の所要時間の短縮。 ○紙の使用量、郵送代、契約事務に係る作業時間の削減により、コストカットにつながる。	○物品・役務よりも工事・設計コンサル分野は資料が多いため、電子契約化することにより、ペーパーレスと決裁プロセスの高速化に寄与できる。 ○他市町の運用状況を確認することにより、どのような資料を電子化して提出してもらえれば双方にとって業務負担の抑制につながるかを成功事例と失敗事例から対応策を検討できる。		○電子契約が可能な契約に関してのさらなる利用促進。 ○工事・設計コンサル分野での電子契約導入。 ○令和９年度中の工事及び設計コンサル分野での運用開始を目途とするため、今年度中にシステムのデモンストレーション研修を受講予定。

基本方針２　未来につなぐ持続可能な財政基盤の確立

推進項目　（1）公共施設等マネジメントの強化

実施項目　13　公共施設等マネジメントの推進

KPI	いなべ市公共施設等総合管理計画の計画進捗率（%）					
担当部署	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値			45.00%	47.00%	49.00%	51.00%
実績値		43.00%				
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	公共施設等の削減に伴う維持管理費の削減額					

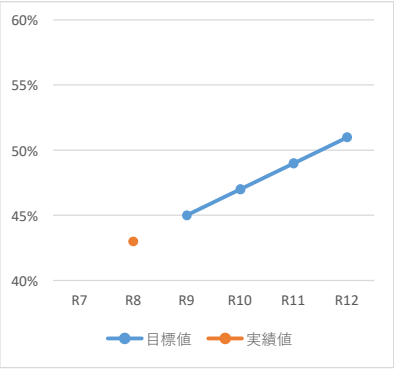

当該年度の活動内容：

・旧藤原地区小学校解体
（西藤原小、白瀬小）
・プール解体
（阿下喜小、治田小、三里小、丹生川小、北勢プール）
・藤原地区消防団詰所の用途廃止

推進項目　（２）経常的な経費の効果的な配分

実施項目　14　効果的な予算編成業務

KPI	枠配分予算の圧縮額（千円）					
担当部署	財政課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	枠配分予算の圧縮額					

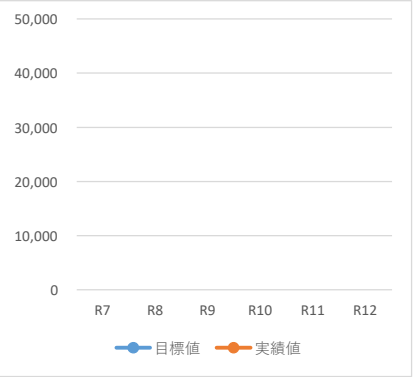

当該年度の活動内容：

KPI	全体予算の圧縮額（千円）					
担当部署	財政課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	-					
効果の考え方	全体予算の圧縮額					

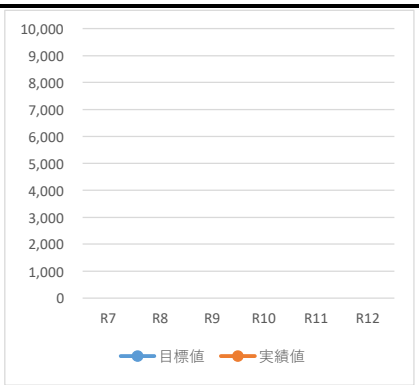

当該年度の活動内容：

実施項目　15　補助金・負担金の総点検

KPI	補助金・負担金の削減額（千円）					
担当部署	政策課、関係各課（監査課）					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	-					
効果の考え方	補助金・負担金の削減につなげられた額					

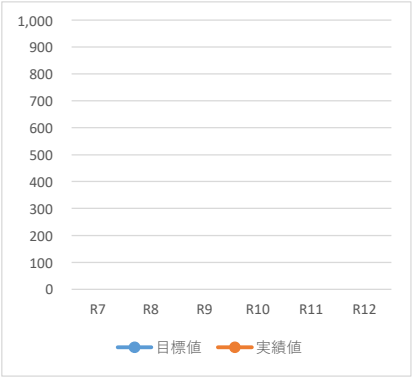

当該年度の活動内容：

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○計画に基づき、公共施設等マネジメントを推進することにより、効率的な施設管理及び長期的なライフサイクルコストの縮減につながる。	○計画の進捗状況を適切に管理し、優先順位や資源配分の最適化を図るとともに、未完了項目の把握と課題分析を行うことで、計画の着実な推進につながる。		○令和７年度にいなべ市行政改革推進委員会委員会から受けた答申を踏まえ、施設類型ごとに今後の方向性についての見直しを実施する。 ○施設ごとの整理事項 計画の進捗管理を継続するとともに、未完了項目の課題整理や優先順位の見直しを行う。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○前年踏襲型の硬直化した予算編成事務からの脱却 ○予算規模に応じた弾力的な予算編成事務の推進 ○評価サイクルの確立による計画的かつ持続可能な財政基盤の構築	○既得権益化している事業又は経費の精査を促すことで、無駄な経費の削減につながる。 ○予算の範囲内で最大限の効果を生む柔軟な予算編成事務につながる。 ○現場の創意工夫による事業の促進につながる。		○令和８、９年度の取組 令和９、10年度予算編成において、支出科目毎の経費の精査に取り組む。目標値：枠配分予算総額の1%相当額 ○令和10、11年度の取組 令和11、12年度予算編成の２か年を掛けて、各部門への配分額の適正性を確認し、配分を見直す。目標値：枠配分予算総額の3%相当額 ○令和12年度の取組 事務事業評価結果を予算編成に活用することにより、各部門において弾力性のある予算編成事務を実施する。目標値：枠配分予算総額の1%相当額 ※目標値は物価見通しを考慮し、予算編成時期に決定する。
○前年踏襲型の硬直化した予算編成事務からの脱却 ○予算規模に応じた弾力的な予算編成事務の推進 ○評価サイクルの確立による計画的かつ持続可能な財政基盤の構築	○既得権益化している事業又は経費の精査を促すことで、無駄な経費の削減につながる。 ○予算の範囲内で最大限の効果を生む柔軟な予算編成事務につながる。 ○現場の創意工夫による事業の促進につながる。		○「全体予算の圧縮」の実施方法として、事務事業評価結果を予算に反映させる仕組みづくりを政策課と検討していく。 ○令和12年度よりも早い年度において、事務事業評価結果に基づいた予算編成事務を試行的に実施し検証を重ねる。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○硬直化した補助金の可視化 ○客観的な比較・検証による可視化	○「慣例的な補助金」や、「形骸化している補助金」がないか確認し、経常経費の削減・見直しにつながる。 ○補助金補助金データが一元化（可視化）することで、効果（市民満足度や経済効果）を比較できる。 ○効果が薄い補助金を「縮小・廃止」し、成果が上がっている事業へ「重点配分」ができる。		○本年度は、「補助金・負担金の総点検」として、「仕組みづくり」を行うが、現段階では、まだ具体的活動内容はなく、年度末までに実施する。 ○決算説明資料における財源内訳データ（決算統計）を基に、全補助金データを洗いだし、補助金ごとのチェックシートにより可視化する。 ○チェックシートには、補助金の要件（地方自治法）に基づき、公益性等の適否に関する基準が確認できるようにする。

推進項目　（3）安定的な自主財源の確保

実施項目　16　受益者負担（施設使用料）の適正化のための総点検

KPI	施設使用料の増加額（千円）					
担当部署	政策課、管財課、生涯学習課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方						

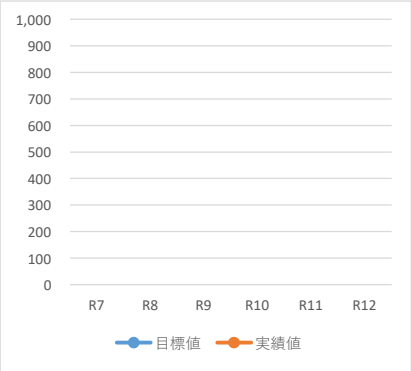

当該年度の活動内容：

実施項目　17　徴収率の維持向上

●KPI	徴収率（市税）（%）					
担当部署	納税課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		98.40%	98.40%	98.40%	98.40%	98.40%
実績値	98.79%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方	徴収率の堅持により、歳入の確保と公平負担の原則の維持					

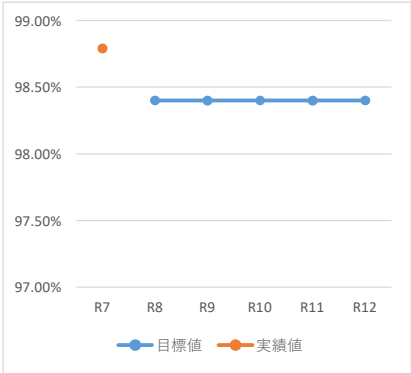

当該年度の活動内容：

督促後１か月経過しても未納の者へ催告書を発行し、他市町村等への実態調査、勤務先への給与調査等を実施した。

給与・預貯金調査と併せて滞納者へ催告書を送付し、反応のない者には差押を執行した。

高額滞納者へ６月に回収機構への移管催告書を送付し、反応がない者については７月に回収機構と事前ヒアリングを実施した。催告書に反応した滞納者には分納計画を推奨。

新システム（PiMS）導入により金融機関調査等の調査期間を短縮した。

実施項目　18　特別徴収の推進

●KPI	特別徴収指定率（市税）（%）					
担当部署	市民税課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		91.4%	91.6%	91.8%	92.0%	92.2%
実績値	90.8%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方	特別徴収指定率の増加数					

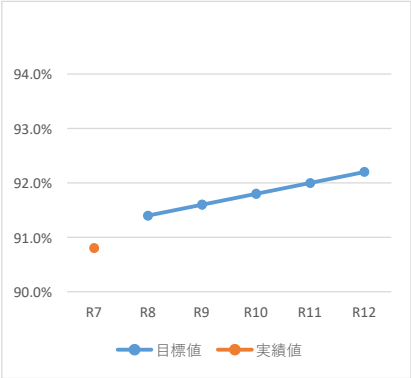

当該年度の活動内容：

特別徴収を行う事業所に対して、制度や届出に関しての詳細について三重県と県内全市町が連携する「個人住民税に関する課題検討会」で統一された特別徴収に関するお知らせやしおりを特別徴収税額通知とともに送付。

徴収金の納付についても事業所の利便性を考慮し、電子納税に対応している。

給与支払報告書提出時の切り替え方法についても周知している。

実施項目　19　相続登記の促進

●KPI	相続人代表者指定届の届出者における相続登記の完了率（%）					
担当部署	資産税課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		47.00%	48.00%	49.00%	50.00%	51.00%
実績値	46.12%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方	所有者不明土地の増加を防ぐため、相続登記の完了率を高める。					

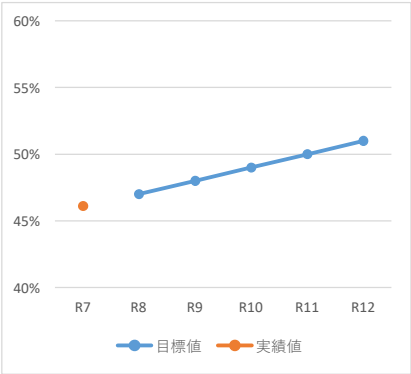

当該年度の活動内容：

納税通知書発送用封筒へ周知文言等を印刷

死亡手続きの際に啓発用チラシを配布

相続人代表者に相続開始から３年目となる年度に忘却による未相続を防止するために通知を発送

令和７年度は、245件のうち113件が相続登記完了

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○硬直化した施設利用料の可視化 ○客観的な比較・検証による可視化	○受益者負担の適正化を通じて、公平性を確保しつつ財政の健全性と施設利用の公平性の両立につながる。 ○受益者負担の見直しが、市民サービスの質の維持・向上と財政運用の効率化につながっているかを定量的に把握できる。		○本年度は、「受益者負担（施設使用料）の適正化のための総点検」として、「仕組みづくり」を行うが、現段階では、まだ具体的活動内容はなく、年度末までに実施する。 ○施設ごとの整理事項 ①原価（歳出、指定管理者の支出等）を求める。 ②必需性（公共関与の必要性）及び市場性・収益性（民間による提供可能性）を軸に、受益者負担率を決定する。 ③利用者区分による料金設定を行う。

推進項目への貢献度を 評価	実施項目への貢献度を 評価	外部評価 （審議会からの評価）	今後の方向性・改善措置等
○早期介入により滞納の長期化を防止し、回収可能性を向上。 ○高額案件への重点対応により、回収額を増やし、財源確保に貢献。 ○分納計画による中長期的で確実な回収と納税意識の向上に貢献。 ○業務効率化による対応件数の増加と差押執行による抑止効果で財源確保に直結。 ○法的措置の適正執行	○滞納者の状況（うっかり・困窮）を即座に把握し、状況に応じた徴収計画を提示する。 ○業務プロセスの見直しにより業務負荷を軽減し、徴収率の向上を図る。 ○交渉の質を高めることで、回収率・確約率の向上につなげる。 ○回収金額だけでなく、手続きが法によって適正に執行されたものであることを示したことによる納税意識の向上（抑止効果）も評価指標とする。		【今後の方向性】 ○滞納判明後、速やかに催告書送付や架電で接触し、長期化・累積化を防ぐ。 ○困窮者には強制執行を避け、くらしサポートセンター縁と連携し支払環境を整える。 ○一括納付が困難な場合は分割納付を提案し、滞納を放置させない。 ○支払能力があるにもかかわらず応じない悪質な滞納者には毅然と対応し、組織の信頼性を守る。 ○督促後、一定期間経過した案件には差押えを執行し、厳格な徴収を徹底する。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○特別徴収は事業者が徴収を行う給与天引きという性質上、徴収率が高くなるため、特別徴収指定率を維持していくことが未収金を減らし安定的な自主財源の確保につながる。	○特別徴収制度の周知徹底により事業所の理解を得、特別徴収を行ってもらう事業者を増加させることで特別徴収指定率の向上につながる。		○制度の周知は引き続き継続し、特別徴収にそぐわない事業専従者のみの事業者等があるため8%程度は特別徴収ができない事業者が存在する。そのため90%以上の特別徴収指定率を維持しつつ、毎年の特別徴収指定率の検証をし、適正な指定率を目指す。 ○制度を推進していく上での課題については課題検討会に提案し改善を目指す。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○納税通知書が返戻され、公示送達によって課税を成立させても、納付が見込めない場合、相続登記を推進することで、徴収率を維持向上させる。	○所有者不明の土地問題の減少 ○相続人調査等に係る事務負担の軽減		【今後の方向性】 ○相続登記の義務化の周知徹底に向けて、死亡後の手続きの際に、相続登記の手順等を丁寧に説明する。また、相続登記されず、相続人代表者届も未提出の案件について、案内を送付して、相続登記を促す。 ○相続人代表者届が未提出の案件については、提出の催促を行っている。

実施項目　20　市有財産の有効活用・処分

●KPI	市有財産の貸付額（千円）					
担当部署	管財課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		4,100	4,150	4,200	4,250	4,300
実績値	3,932					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方	新規貸付額					

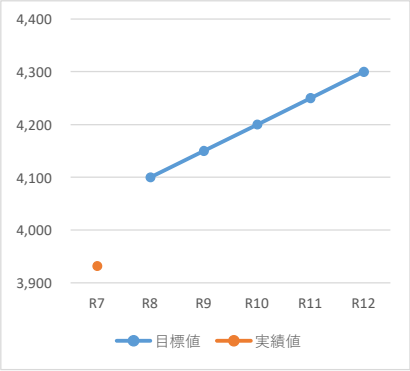

当該年度の活動内容：

普通財産貸付
　新規２件

KPI	売却可能な未利用市有地等の価格（千円）					
担当部署	管財課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	－					
効果の考え方	売却可能未利用地の地価総額の削減額					

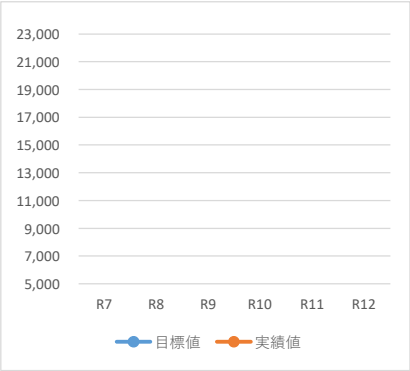

当該年度の活動内容：

売却可能未利用地の精査

民間企業等の買取希望に基づき、未利用市有地を売却した。

・未利用不動産の売却　２件
・法定外公共物の売却　３件

実施項目　21　寄附金制度の有効活用

●KPI	ふるさと納税額(千円)					
担当部署	商工観光課、関係各課（政策課）					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値（千円）		70,000	82,000	94,000	106,000	118,000
実績値	72,553					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	-1,800					
効果の考え方	令和７年度実績を基準に各年度の実績を比較して効果額を算定					

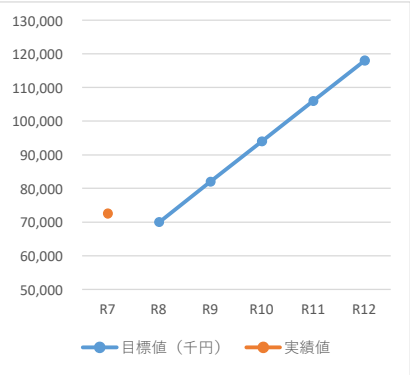

当該年度の活動内容：

【個人版ふるさと納税】（商工観光課）
〇過去の実績と他市町比較を通じて、評価・検証を実施した。

【企業版ふるさと納税】（政策課）
〇マッチング業者４社と契約を締結した。

〇企業側の募集型寄附に応募している。

〇総合計画の「総合的取組事項」を柱としたパンフレットを作成した。

実施項目　22　基金等の効果的な運用

KPI	運用利回り率（%）					
担当部署	会計課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値	0.226%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）	0.110%					
効果の考え方	運用利回り増加率					

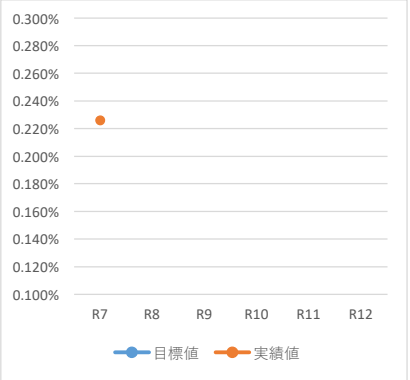

当該年度の活動内容：

基金及び一般会計の普通預金を、歳計現金に余裕がある期間に定期預金等で運用した。

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○貸付による収益と維持管理費の削減による安定的な自主財源の確保	○貸付可能な市有財産を精査することで、市有財産を効果的に活用できる。		○貸付可能な市有財産の洗い出し ○現貸付財産の貸付額の精査
○未利用市有地の売却による収益と維持管理費の削減による安定的な自主財源の確保 ○昨年度は市有財産の売却により管財課歳入予算総額の106%を確保	○未利用市有地の精査を行うことで、市有財産を効果的に活用できる。		○売却可能な未利用地の精査 ○一般競争入札や不動産オークションで売却できるように未利用市有地の土地整理等を行う。

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
【個人版ふるさと納税】 ○過去の実績と他市町比較により、最適化と機会損失の防止。 【企業版ふるさと納税】 ○民間ネットワークを活用によりアプローチ力の拡大。 ○応募企業のニーズへの直接的な合致。 ○寄附の大義名分（ストーリー性）の強化と信頼性の向上。	【個人版ふるさと納税】 ○組織の立ち位置と他自治体の成功・失敗要因を客観的に分析。 【企業版ふるさと納税】 ○企業ネットワークを持つ複数の専門業者と連携で寄附企業と接点増加。 ○「募集型寄附（逆プロポーザル等）」に手を挙げ、財源獲得にアプローチ。 ○最上位計画との紐付けで、企業のESG投資やSDGs推進の目的に合致する大義名分を明確化。		【個人版ふるさと納税】 ○本委員会において、具体的な審議事項として、財源確保の手法について、調査・審議する。 ○体験型ふるさと納税の人気に着目し、新たな仕組み（ゴルフ場利用料等）を構築する。 【企業版ふるさと納税】 ○国が地方創生の取り組みを大規模に支援する「地域未来交付金」と合わせた活用を関係所管課と検討する。

推進項目への貢献度の評価	実施項目への貢献度の評価	外部評価（委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○自主財源の確保の向上	○効果的な運用により、自主財源の向上につながる。		【今後の方向性】 ○日本銀行の政策金利追加利上げによる対応 ○改善策は、金利引き上げに合わせて各金融機関の改定スケジュールを確認し、預け替えた方が得になると判断した場合は、定期預金の組み換えを行う。

基本方針３　効果的・効率的で安定した行政サービスの構築

推進項目　（1）行政サービスのデジタル化推進

実施項目　23　行政手続のオンライン化の拡充

●KPI	行政手続のオンライン化率（%）					
担当部署	情報課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		30%	35%	45%	50%	50%
実績値	28%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	市民の利便性向上及び職員の労働環境の改善					

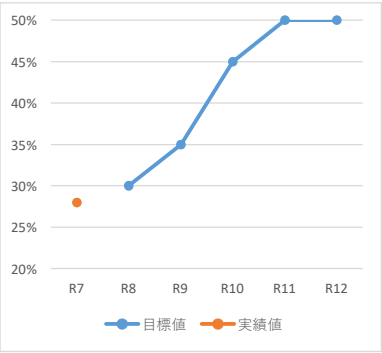

当該年度の活動内容：

市が利用している電子申請システムにてデジタル窓口機能（申請者へのメール通知・申請者のマイページ機能）の追加を検討。令和８年度より運用を開始した。

実施項目　24　ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上

●KPI	コンビニエンスストアでの交付率（戸籍証明・住民票・印鑑証明・戸籍附票）（%）					
担当部署	市民課、関係各課（情報課）					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		40%	41%	42%	43%	44%
実績値	39%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	R7を基準にコンビニ交付増加件数に短縮処理時間と職員平均時間単価を乗じて算定。					

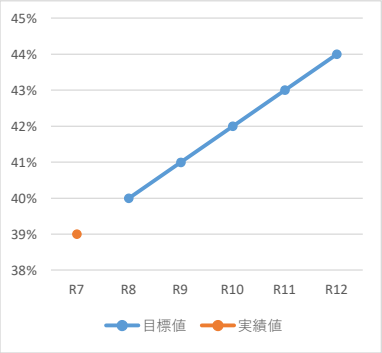

当該年度の活動内容：

マイナンバーカードの取得促進を目的として、月に１回、日曜日に交付窓口を開催した。

いなべ市ホームページ、広報誌リンク及びいなべＦＭにより日曜窓口の開催を周知した。

出張による申請・交付サービスの実施した。

本庁舎にて申請する際、無料の顔写真撮影を実施した。

●KPI	キャッシュレス決済の利用率（単年度）（%）					
担当部署	市民課、関係各課（情報課）					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	5.0%
実績値	4.4%					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	R7を基準にキャッシュレス決済増加件数に短縮処理時間と職員平均時間単価を乗じて算定。					

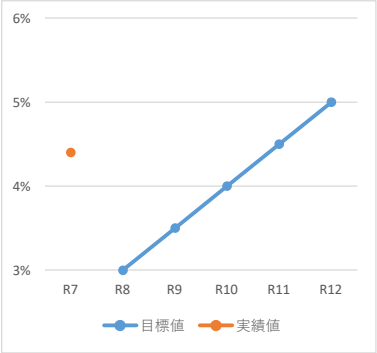

当該年度の活動内容：

窓口カウンター席にPayPayの利用が可能であることをアピールするために案内表示板を設置した。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○市民の利便性向上 ○自治体DX推進の基盤づくり	○オンライン化の拡充については、「初期段階での限定的な貢献」である。 ○基盤づくりは進めているが、本格的なオンライン化の拡充にはさらなる取り組みが必要。		【今後の方針】 ○優先度の高い手続きから段階的にオンライン化を進める。 ○新しく導入する機能を有効的に活用する事例作成。 ○職員のデジタルスキル向上と、市民へのデジタルサービス利用促進の実施。

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○マイナンバーカード取得促進によるコンビニエンスストアでの交付増加 ○増加率に比例して、行政サービスのデジタル化の推進に寄与	○マイナンバーカードの取得が進むことにより、コンビニエンスストアでの交付率が向上する。その結果、市役所開庁時間以外でも戸籍証明などの発行が可能となり、窓口機能の利便性向上につながる。		○これまで取り組んできた活動と、その効果には明確な関係性が確認でき、今後も同じ方向性で活動を続ける。
○決済方法の選択肢を周知することにより、キャッシュレス決済への誘導に寄与。	○キャッシュレス決済により、非接触による衛生面だけでなく、会計の迅速化にも寄与する。		○これまで取り組んできた活動と、その効果には明確な関係性が確認でき、今後も同じ方向性で活動を続ける。

推進項目	（2）多様な主体との連携と協働					
実施項目	25　公民連携（PPP/PFI）事業の推進					
KPI	公民連携募集件数					
担当部署	政策課、関係各課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	公民連携募集件数の増加					

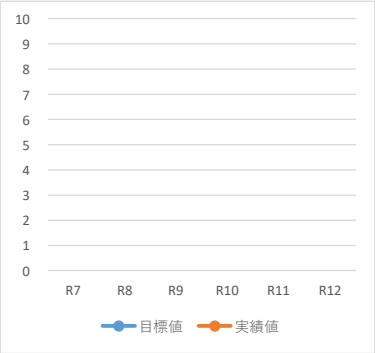

当該年度の活動内容：

実施項目	26　指定管理者制度の効果的な活用					
KPI	指定管理者選定委員会で審査した施設数（件）					
担当部署	管財課、関係各課（監査課）					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値		2	2	1	4	3
実績値	3					
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	指定管理者選定委員会で審査した施設数					

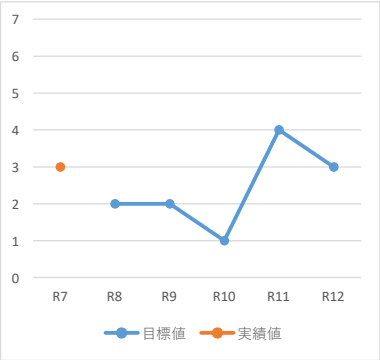

当該年度の活動内容：

推進項目	（3）市民ニーズに応じた行政サービスの提供					
実施項目	27　行政評価の効果的な運用					
●KPI	行政評価実施件数（件）					
担当部署	政策課					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
目標値						
実績値						
KPI判定	－	－	－	－	－	－
効果（額）						
効果の考え方	行政評価と予算編成の関連性を確認できた件数（予算ヒアリングでの確認）					

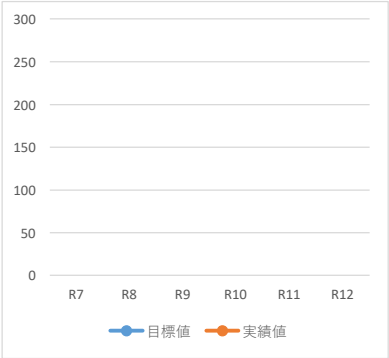

当該年度の活動内容：

他市町の「行政評価表(事務事業評価・施策評価）」の内容確認をした。

行政評価の実施時期を見直した。（評価検証及び予算編成につなぐ時間を確保）

事業事業（法令有無、補助金、扶助費、施設維持管理、企画・調整・調査等）を13事業に分類し、分類ごとに評価項目を設定した。

【行政評価研修（主に管理職以上）】
6.24　am/41人 pm/30人
7.22　am/38人 pm/26人
【行政評価の再構築協議】
①6.26

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○多様な市民ニーズへの対応 ○遊休資産の効果的な活用 ○長期にわたるサービスの担い手の確保	○行政と多様な民間事業者が地域課題の解決に協働で取り組むことで、良質かつ低廉なサービスを提供できる。 ○民間の創意工夫やノウハウを生かして採算性を保ち、行政における財政上の効率化につながる。 ○ハードとソフトを合わせた民間主導による地域活性策が具現化する。		○本年度は、「公民連携（PPP/PFI）事業の推進」として、「仕組みづくり」を行うが、現段階では、まだ具体的活動内容はなく、年度末までに実施する。 ○民間事業提案の創設。 ○公民連携することで解決したい課題の洗い出し。 ○導入する手法の調査・研修 ○民間発案を促すインセンティブの検討

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○指定管理者選定委員会による適正な審査を通じて、制度運用の公平性・透明性を確保	○指定管理者候補者の選定を公平かつ透明に実施するとともに、審査を通じて制度運用上の課題を把握し、改善に向けた取組を促進する。		○指定管理者選定委員会において、選定基準や施設運営に係る課題を継続的に検証し、改善提案の実効性を踏まえた調査・審議を行うことで、制度の適正かつ効果的な運用を推進する。 ○本年度は、審査案件2件に対して、選定委員会を2回開催予定である。 (現地調査１回、書類審査及びヒアリング１回)

推進項目への 貢献度の評価	実施項目への 貢献度の評価	外部評価 （委員会の評価）	今後の方向性・改善措置等
○評価軸（市民ニーズとの整合性）をはじめ、効率性やコスト効果による評価の実施で透明性の確保 ○他自治体の「行政評価表」の参照・比較を通じ、標準化の基盤づくりに寄与 ○評価表・評価思想の標準化・透明性の向上、データ活用の拡大	○行政評価の運用を体系化・標準化することで、市民ニーズに即した評価実務の一貫性と再現性が高まる。 ○外部委託先との連携を通じ、評価プロセスの設計・運用ルールの整備が可能となり、運用効率が向上。		○行政評価の再構築協議 政策課と委託会社（Js） ②8.25、③10.27、④12.16、⑤1.27 ※委託会社（Js）が（公財）日本生産性本部に行政評価の仕組みづくりの再構築を調整中。 ※委託会社（Js）が令和８年度中システム更新予定 ※本市が参考としている西宮市が令和８年度委託会社（Js）でシステム更新中。 ○行政評価システム再構築スケジュール（予定）】 ①令和８年度／行政評価の再構築協議 ②令和９年度／システム更新の詳細協議 ③令和10年度／行政評価システム再構築

アクションプラン実施項目、指標等に対するご意見と対応		
No	実施項目	担当課
1	職員の育成による市民サービスの向上	職員課

【ご意見】

1　創造性を持って対応できる職員 ⇒創造性を持って業務改革できる職員

2　【挑戦機会の提供】職場のチャレンジサポート（リソースの提供等）体制の整備により力を試す機会の創出も必要と思われます。

　※研修だけではなく良いアイデアは実際に挑戦させ腕を磨かせる。

3　【育成成果の見える化とフィードバック強化】キャリアポートフォリオの作成：職員が自身の成長や実績を記録・共有できる仕組み。

4　360 度評価の導入：上司だけでなく、同僚や部下からのフィードバックを活用。

5　今回のテーマでは ”働きがい” よりも ”やりがい” の方があっているかと思います。”自分の仕事にやりがいを持っているか”。積極的に行動し改善しながら成長し、それが周りの人への貢献になっていると感じれているか。

6　実施内容と評価指標のリンク度合いを高めたい。検討内容としては、作成したキャリアプランや、職場からのキャリア形成支援についてのアンケートを実施し、その数値の改善を目指す内容にすると、更に良いものになると考えます。

【対応】

1　実施項目の「職員の育成による市民サービスの向上」は、全ての項目で目指すところにあり、「人材の育成と組織の活性化」に変更し、取組概要や指標についても、ご意見（項目 5,6）のご指摘のとおり、実施内容と評価指標の整合を高めた変更としています。

2　岡本委員のご厚意により、「職員力と組織力の向上」や「職員の健康管理」などのテーマをはじめ、「広報広聴や内部伝達」について、ＤＥＮＳＯを３度訪問させていただき、各所管課担当者にご説明（研修）をいただきました。

　「風通しの良い職場環境づくり、風土づくりや組織力の強化に向けた具体的取組について」は、「モノづくりは人づくり、人財が会社の宝」を人材育成の考え方として掲げられ、風通しの良い職場づくりには、職員の声を聞く「相談体制や面談体制の充実」をはじめ、「多面的なフィードバック」（ご意見（項目４）の同僚や部下からのフィードバックを活用とした「組織診断」）や「心の健康チェック」などの大切さを教授いただきました。

　「相談・面談体制の充実」や「多面的なフィードバック」など、毎年の実施、検証を通して、段階的に拡充を行います。その第１歩として、自己申告制度を整備し、「相談体制の充実」のほか、エンゲージメント（職員が組織に対してどの程度愛着や信頼感、意欲を持って働いているか）の向上支援をします。向上率を可視化し、順次、その支援策や要因を探り、より良い組織風土作りを行います。

3　一人ひとりがキャリアプランを持てるよう、「ジョブ・ローテション実施率」を掲げました。組織の適正配置との関係性を見つつ、実施率の向上性にも重点を置き、職員は

ジョブ・ローテションを通して、キャリアプランが持てるよう支援します。
4　ご意見（項目 2）の研修だけではない「挑戦機会の提供」の体制づくりは、先進市事例の確認や、民間手法についても学ぶところからはじめます。

2	組織横断的な交流・連携による組織の対応力向上	職員課、関係各課

【ご意見】
1　所内に相談窓口を設置して、誰でも気軽に相談できるルートを確保しておくのも良いと思います。（既にあれば良いです）
2　他部署横断的に業務遂行できるリーダーを育成（周囲を巻き込み共感させるスキルを身に付けさせる）し組織マネジメント力を向上させていく取り組みも良いと思います。
3　会議を開始した回数が目標ではなく、課題検討数や実際に上がった課題についての解決数割合等が目標の方がいいのではないでしょうか。

【対応】
1　ご意見（項目 1）の「所内に相談窓口」については、「人材の育成と組織の活性化」（項目 2）による自己申告制度の見直しにより整備をしていきます。
2　ご意見２の「他部署横断的に業務遂行できるリーダー育成」については、「庁内副業制度」※が四日市市で開始されています。本市においては、人的資源の適正配分と労働時間の適正化（項目 3）をはじめに検討していきます。
※「庁内副業制度」（職員の勤務時間の 20%以内の時間を使って、他の部署の興味がある分野やスキルを持っている分野に取り組める制度が開始されており、若手の職員が他の業務も従事することで、「様々な業務に従事貢献したい」、「人材不足のため、人手が欲しい、さまざまなアイデアやスキルが欲しいと求める側の部署のニーズの合致」で生産性やサービス向上を図る。（R7.7.22 中日新聞）
3　この実施項目については、推進項目の「改革を実行できる職員の育成」に向けて、新たな研修体制（例：業務プロセスの見直し研修など）の充実を図るアクションプランとしたく、現在検討中にあり、次回、項目変更のご提案としたい。

3	人的資源の適正配分と労働時間の適正化	職員課

【ご意見】
1　今回、健康経営の取組がなくなっているが、総合的な取組事項の一つである元気みらい都市いなべを実現していくためには、まず行政サービスを進めている職員が心身とも健康であることが大事であり、それが市民・まちの元気・活力につながることだと思います。ということで、変更前のように健康経営の取組をアクションプラン実施項目の一つに掲げることは大切であると思います。
　ただ、評価指標として職員の周知率でなくて、もう少し職員の健康意識、効果につながるような、宣言をもとに取組まれている健康づくり活動の何かを指標にできないか検討してほしいと思います。
2　令和 8 年度の記載で R7 の後に「年」が必要、1 か月 30 時間の根拠は？何か目安があるのか？
3　（時間外はゼロにはならない前提として）350 人体制を維持した場合の適正な時間外

勤務時間数は何時間程度と想定されているのでしょうか？

4　細かいことではあるが、指標の基準の日をいつにしているかを知りたいです。年度初めか終わりか。

5　適正配置だけでなく、職員自身の業務改善意識やタイムマネジメント能力向上も重要と思われます「業務効率化に関する研修の実施」「業務の電子化・自動化」

6　テレワークやフレックスタイム制度の活用も、長時間労働の抑制に有効と思われます。

分類	内容	目的
職員満足度調査	毎年実施し、職場環境や業務負担に関する意見を収集	改善の PDCA サイクルを確立
業務棚卸し定期実施	業務の必要性・効率性を定期的に見直す	適正な人員配置の根拠強化
人材育成計画との連携	適正配置と人材育成を連動させる	長期的な職員力向上

7　350 人を基本としつつ、業務量や市民ニーズの変化に応じて柔軟に見直すと補足があった方が良いと思います。

8　発生要因の分析と同時に、どの部署のどの業務に負荷が集中するのか、部署ごとの残業時間の見える化を取り組みに落とし込む事が大切です。

9　この目標設定はとても良いと思います。残業時間を所内管理者で見える化し、毎月確認していけば良いと思います。

【対応】

1　職員の健康経営の取組は、職員の健康管理から欠かせない要素にあります。安全衛星委員会による協議、産業医による面談や健康管理相談、職場内巡視など、改善（ゆるみましょうタイム：座りぱなし予防）や健康管理研修を進めており、県内職員共済組合団体中、身体面で 60 所属中 16 位の総合点で、メンタルによる休職も県内でかなり低い状況（順位指標なし。R7.4.1 現在 0 名）

　ご指摘のとおり、評価指標として職員への周知率のみでは、適当でないと判断し、指標設定としては見送りますが、健康経営の取組は、継続して改善に取り組みます。

2　「実施項目設定の経緯・背景」についても、人員配分は、業務の見直しに合わせて、「前年度の比較という着眼点」で増減してきた傾向があり、業務量に応じた最適化を図ることの必要性に変更をしています。

3　人員の適正配分と労働時間の適正化のためには、職員の安定的な確保が必要なことから、継続的な採用制度の見直しを取組概要に加えています。

4　実施内容の「時間外勤務の縮減に向けた取組支援」においては、前回の委員会でご指導をいただき、「30 時間以上（1 月）の時間外勤務者の延人数を減らす」に目標値を変更し、また括弧内においては、実人数の目標値も合わせて目標設定をすることにしています。

　なお、時間外労働の上限は、法定で月 45 時間、年 360 時間となっていますが、本市では予防的措置として、1 か月 30 時間以上についても安全衛生委員会で確認をしていることから、30 時間を根拠としています。

5　ご意見（項目3）については、適正な時間外勤務時間数の想定はありませんが、長時間労働を防止しすることで、職員の健康とワークライフバランスを確保します。
6　ご意見（項目4）指標の基準は、原則、年度末になります。
7　ご意見（項目5）のご指導のとおり、職員の業務改善意識のための研修が必要と思われます。実施項目の２の「研修」（現在検討中）と、その他実施項目の「業務の電子化・自動化」と関連性を持せて、次回のアクションプランno2の中で提案できればと思います。
8　ご意見（項目7）の補足事項は、「指標の基準・考え方」に掲載しました。
9　ご意見（項目6、8、9）においては、第３次アクションプランを実施する中で、可視化を図りながら、順次、推進していきます。

4	多様な働き方の実現	政策課

【ご意見】
1【働き方の見える化とフィードバック】定期的なフィードバック面談を通じて、職員の成長と課題認識を支援する場づくりも大切と思います。
2　組織の課題を可視化するためにも、同時並行で業務内容自体の可視化にもチャレンジするのは如何でしょうか？
　業務内容の可視化は、「マニュアル作成→業務の効率化」にもつながりますし、「データ化・デジタル化・DX」の検討の際にも有効活用できると考えます。
3　コスト●%減、業務工数●%減等数値化できる物は数値化した方が効果がわかると思います。
4　指標の進捗率について、改善意見提案の実施把握は、毎年実施するのか?5年に一度の実施であれば、このような進捗率でよいかと思うが、もし毎年把握していくとなると、分母となる改善提案の総数が変動するので、達成状況が把握しずらいのでは、その場合は、改善または改善取組件数を指標にしたらどうでしょう。

【対応】
1　ご意見（項目1、2）のご指導のとおり、働き方の見える化（業務の可視化）により、普段見えにくい業務プロセスや内容を図表等で表現することで、誰でも理解できるようになり、業務の全体像の把握や業務効率化など組織全体の生産性向上や組織力強化につながると思います。これについては、別の実施項目「ＲＰＡ、ＢＰＲの推進」のＢＰＲにおいて、生産性向上、コスト削減、職員満足度の向上を目指していきます。
　また、改善内容のフィードバック面談など、職員の意識改革の醸成につなげていきたいと思います。
2　項目３においては、第３次アクションプランを実施する中で、順次、推進していければと思います。
3　項目４のご指摘のとおり、改善意見提案は毎年実施するため、改善取組件数を指標に変更しました。

5	多様な働き方の実現	職員課

【ご意見】

1　とても良い取り組みだと思います。一方で有休取得の促進も必要ですね。特に取得状況に問題なければ良いですが。

2　【制度活用の見える化と共有 】活用事例の紹介・共有：制度を活用して成果を上げた職員の事例を紹介し、利用促進。制度利用率の定期公表：透明性を高め、組織全体での理解を促進。

3　時差勤務の導入はいいと思いますが、対象を拡大することにより窓口業務などに影響することはないかといったことも検討いただきたいです。

4　在宅を優先する事で館内で働く方達が負担増にならないか確認する事も検討ください（不公平感の無い制度にする事も大切だと思います）

5　テレワーク・時差ともに①令和**年度までに導入、②その以降は、課題抽出と制度の改善として2段階にしてはどうでしょうか。

6　分母がテレワーク希望者であればよいが、それ以外の方が含まれている場合は、そのうちテレワークが不要もしくは活用ができない方の分で低くなるが指標としてよいか。

7　時差勤務の利用者についても指標管理すれば、多様な働き方を促進する効果を産むと考えます。その指標は、利用率（%）や利用経験のある人数や延べ利用回数など。

　狙いとしては、育児・介護・治療等と仕事の両立支援であり、ワークライフバランスの向上を狙うものです。

【対応】

1　全体のご意見のとおり、テレワークを導入する目的、効果は、「地方公共団体全体の業務効率化の観点」、「行政を支える職員の働き方改革の観点」など、多岐にわたります。

2　テレワーク導入にはICT環境の整備を伴うほか、人事管理上の課題、個々の業務の効率化、マネジメントの仕方にも関わり、地方公共団体のサービス提供体制など、全庁的な推進体制を構築することが必要です。

3　総務省が示しています「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」の導入ステップに基づき、対象者・対象部門を限定したスモールスタートから実施します。

　毎年の実施結果を検証し、取組概要のとおり、次のステップに向けた課題整理を行いながら、対象範囲の拡大や実施方法の改善を進めます。

4　評価指標の（ご意見6）については、テレワークはできれば全職員に拡充したいところですが、業務の性質上、一律の導入は不可能と考えています。そのため、本来、育児等に追われている職員を優先としたく、小学生以下の子を持つ職員が活用した割合としています。また、評価指標の（ご意見7）の時差勤務制度についても同様に指標設定の追加を行っています。

6	多様な働き方の実現	業務課

【ご意見】

1　障害者を雇用すると民間であれば助成金などがありますが、自治体も同様にあるので

しょうか。
2　新規に探し出すなど現状では業務量確保が困難ということでしょうか。
3　法定雇用率を意識した目標設定は妥当と考えます。（早急に達成したい項目）

【対応】
1　自治体には、障害者雇用に対する助成金はありません。
2　各課が発送する文書の封入やデーターの入力、コピー用紙補充、チラシやパンフレットのデザインなど、年間を通して一定の業務量は確保出来ています。しかしながら、各課の事業終了に伴う業務の減少、隙間時間の有効活用、障害者の能力の更なる活用などの観点から、常に新たな作業を確保できるよう取り組んでいきます。

7	ＢＰＲの推進	政策課、情報課、全所管課

【ご意見】
1　RPA による業務拡大というテーマは良いと思いますが、手段を明確に記載した方が良いと思います。例えば、手書き入力の削減や転記業務の廃止等やりたい事を明記してはどうですか。
2　どういった体制で実施することを想定しているのでしょうか。専門部署を設けたりするのでしょうか。
3　RPA のソフト導入では、PC ごとにライセンスが必要かと思いますので、ライセンス費用も確保する必要ありますね。
4　RPA や BPR は積極的に推進すべき項目と考えます。
5　累計目標という事であるならば各年度の作成件数は数件ということになります。先進自治体で 150 件の状況であるのであれば目標数値をもう少し高く設定してはどうですか。
6　ＤＸ推進の計画が別にある場合、いつまでにどのようなことを実施するのかなど、計画の方向性と整合していますか。

【対応】
1　ご意見（項目１、２，３、４、５）の RPA の部分については、BPR 実施検証結果を基にしたデジタル化手段の一つであるため、項目番号 No10 の「デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進」の中で推進していくものとして、項目番号 No７の実施項目は「BPR の推進」としています。※ご意見（項目１、２、３、４、５）は No10 に転記しています。
2　ご意見（項目６）については、「いなべ市地域情報化計画」及び「いなべ市 DX 推進全体方針」（R7-R9）にて RPA 等について記載はありますが、国のガイドラインに基づいた抽象的な記載のため、KPI や KGI の設定はしていません。これらを加味し、項目番号 No２の実施項目である「職員業務の効率化と市民の利便性の向上」を起点として、業務改革による生産性の向上（項目番号（No７～No11）の実施項目）及び行政サービスのデジタル化推進（項目番号（No23、No24））の各アクションプランもこの計画をもって推進していきます。
3　BPR の推進については、基幹業務（住基・税・国保・福祉等）にて定型的なデータ入

力作業があるため、これらの作業からECRS（やめる・統合する・入れ替える・シンプルにする）を意識したBPRの推進を実践し、RPA等の稼働に置き換えることにより人的入力ミスの削減による品質向上及び入力作業時間の短縮によるコア業務へのシフトを図ります。

8	電子化の推進による業務の効率化	会計課、関係各課

【ご意見】

1　第６回行政改革委員会における主なご意見（資料1）の内容確認

2　需用費全体（8,000件）の目標は高すぎないでしょうか？（実態を反映する数値として問題ないでしょうか？）

　また、件数の目標設定も良いですが、導入効果（例えば短縮時間数）を目標とすることについて、一考の価値があると考えます。

3　システム改修の検討に7～9年と3年もかかる理由は？

4　導入が令和10年からだが、もう少し早い段階での導入は無理でしょうか。

5　以下のような職員向け研修の実施

　・電子請求書・電子決裁システムの操作研修

　・システム導入時の混乱を防止し、定着を促進

　債権者への周知・支援

　・市指定請求書の利用促進のための説明会やマニュアル配布

　業務プロセスの標準化

　・電子化に合わせて業務フローを再設計

　・担当課ごとのばらつきを減らし、全庁的な効率化を図る

6　電子決済率、ペーパーレス率、審査時間短縮率、人件費削減率も指標管理として追加も検討ください。

7　会計事務DXの中で必要とした規則改正や手引見直しはいつまでにやるつもりか。

8　電子化の成果として、2600/8000件それぞれで完遂出来たら、どれくらいの時間効果が見込まれるのか、把握出来る様にしておくと良いと思います。

9　会計事務DXの現状と課題の内容とこのアクションプランの整合を見ると、時間をかけすぎではないか。

【対応】

1　ご意見（項目1、３、４、５、７、９）のご意見を踏まえ、「会計事務の電子決裁の導入」及び「電子請求書受領の導入」の開始は、同時に実施することが最適であると判断し、以下のスケジュールで推進していきます。

（1）令和８年度／検討及び結果を踏まえた対応期間

　ア　現状の業務を可視化（現状をできるだけ数値化）

　イ　施策を実行するための詳細なタスク整理（必要なことを再定義しシステム導入の要件定義につなげる。）

　ウ　施策実行後の業務の再設計＋業務の標準化

　エ　会計規則の改正（令和９年度に継続）

オ　文書管理規程の見直し協議（令和９年度に継続）

(2) 令和９年度／契約締結から稼働準備期間

ア　システム調達

イ　システム導入の要件定義～マスタ登録

ウ　庁内・庁外への周知・説明会・研修

(3) 令和10年度／４月１日からシステム稼働～

２　実施内容の「財務会計システムの改修」及び「電子請求書受領の導入」は、「会計事務の電子決裁の導入」に含まれるため、削除しました。また、対応４の新たな評価指標の設定に伴い、それに対応した実施内容に「会計伝票の入力誤りによる伝票返却数の削減」を定めました。

３　ご意見（項目２、６、８）の評価指標については、「指定電子請求者の件数」としていましたが、令和10年度のシステム稼働に伴って、可能な限り電子決裁化を進めるため、目標値を「電子決裁の件数（件）」に変更しました。

令和10年度の実績値や他市の運用状況を踏まえて、令和11年度と令和12年度の目標数値を設定します。

４　評価指標については、所管課の会計伝票の入力誤りによる伝票の返却を減らすため、新たに「会計伝票の入力誤りによる伝票の返却数」を追加しました。

会計の手引きの見直しをはじめ、間違い易い項目の周知など、適正な会計事務の執行がなされるよう助言し、「会計伝票の入力誤りによる伝票の返却数」の削減を目指します。

この目標値の設定については、令和４年度から令和６年度までの平均値2,100件を基準とし、令和９年度までに２割削減を目指します。

なお、令和10年度の会計事務の電子決裁システムの導入に当たっては、伝票の返却に改善が見込まれることから、目標値については、再設定します。

評価指標は、上記２点としましたが、効果については、単なる件数だけでなく、各種数値（業務時間・紙の使用量・人件費等）の効果額で表していきます。

９	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	政策課、議事課、全所管課

【ご意見】

１　会議録が重要な歴史的資料になるのでしょうか。文字おこしのツールの不便さとはどういうことでしょうか。あまり正確でないとのことでしょうか。（１から人力で作成するよりは良いのではないでしょうか。）

２　参考情報ですが、弊社では要約機能を使い、作成した資料・長文の資料の要約作成を行い、簡単に上司に説明する手助けにもなっています。

３　積極的に推進すべき項目と考えます。組織内での活用の雰囲気を醸成するためにも、「チャットGPT／AIの活用」や「BIツールの活用」や「コード活用によるアプリ作成」等の研修も重ねるべきと考えます。

４　実施内容は、活用対象を具体的に記載したほうがよいのでは？

【対応】

1　ご意見（項目１、２、３）の議会の会議録については、地方自治法 123 条の規定により、会議録の作成が義務付けられているもので、議会の会議録は、過去の議会での議論や政策決定の経緯を調べるための貴重な情報源となるため、「歴史的資料」となります。

　また、「文字おこしのツールの不便さ」としていましたが、その要因がシステムにあるのか、使用方法の問題なのかを、業務プロセスを可視化することで明確にして、デジタル技術等を活用しながら効率化を図っていきます。

2　ご意見（項目４）のご指導のとおり、実施内容の活用対象に具体性がなかったため、現状における課題を「実施項目設定の経緯・背景」に明確して、それに対応した取組概要に変更し、実施内容についても「答弁書の電子化の推進化」及び「生成ＡＩの活用方法等の見直し」に変更しました。

１０	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	情報課、関係各課

【ご意見】

1　RPA による業務拡大というテーマは良いと思いますが、手段を明確に記載した方が良いと思います。例えば、手書き入力の削減や転記業務の廃止等やりたい事を明記してはどうですか。

2　どういった体制で実施することを想定しているのでしょうか。専門部署を設けたりするのでしょうか。

3　RPA のソフト導入では、PC ごとにライセンスが必要かと思いますので、ライセンス費用も確保する必要ありますね。

4　RPA や BPR は積極的に推進すべき項目と考えます。

5　累計目標という事であるならば各年度の作成件数は数件ということになります。先進自治体で 150 件の状況であるのであれば目標数値をもう少し高く設定してはどうですか。

6　活動は段階を踏んで例えば　（事例は私の例え）

STEPⅠ　経理処置の自動集計化　令和８年度

STEPⅡ　手書き記入の帳票のタブレット化　令和 9-10

STEPⅢ　資産管理・償却費・収支管理のデジタル化

令和 11-12 等、分野を決めて取り組んではどうでしょうか。

（もちらん、やれそうな所から手を付けるという方法もありますが）

7　研究調査に５年もかけるのではなく実施・運用を図ってはどうでしょうか。

8　他役所(菰野等)や病院の電子カルテや経費支払いシステムなどの事例をベンチマークする活動も取り入れても良いのでは。

9　本来ならば、目標値は効果時間（短縮時間）で評価するのがよいかと思います。厳密に設定するのは困難だと思いますので、”30 時間/月　以上 ”などでも良いかと思います。

10　取組内容は賛同しますが、目標数値の「１００件」は過大との第一印象を受けまし

た。

11　目標数値をどのように算出され、その根拠は何ですか、その基準を規定してください。

12　ＤＸ推進の計画が別にある場合、いつまでにどのようなことを実施するのかなど、計画の方向性と整合していますか。

【対応】

1　No７の実施項目「ＲＰＡの推進」は、１つのデジタル手段であるため、この実施項目で推進することに変更しています。これに伴い、RPA のご意見 1～5 をこちらに規定しています。

2　ご意見（項目 1、5）については、先進自治体で 150 件以上のシナリオ数がありますが、そのほとんどが基幹業務（住基・税・国保・福祉等）のものとなります。

本市では令和７年度から８年度にかけて基幹業務の標準化移行※を実施するため、現状システムでのシナリオ作成は無駄になってしまう可能性があることから、現在は業務担当者との打合せまでの進捗となります。

令和８年度中に標準化システム運用が１サイクル稼働するので、RPA の推進は、令和９年度からが実質のシナリオ作成本番となる予定です。

※地方自治体が個別に導入している住民記録や税などの基幹業務システムを、ガバメントクラウドと呼ばれる政府共通のクラウド環境へ移行し、標準化された共通システムで運用していく取組。

3　ご意見（項目 2、3）については、RPA のシナリオ作成は担当部署と協議しながら情報課職員が内製で実施しています。RPA のシナリオ作成及び運用（実行機）それぞれにライセンス料がかかることや各職員が自由に作成できる環境であると「野良シナリオ」が発生してしまう問題もあるため、情報課にて適時ライセンス数や PC 等を調整しながら実施します。

4　ご意見（項目 4）の「行政サービスのデジタル化推進」は、行政改革大綱の基本方針３「効果的・効率的で安定した行政サービスの構築」、推進項目「行政サービスのデジタル化推進」に掲げており、積極的に推進していきます。

5　以上のことから、実施項目設定の経緯・背景を「2040 年には自治体職員数が現在の半数に減少することが予測されており、限られた人員で行政サービスを維持し続けるには、生成ＡＩのような革新的な技術を活用し、「スマート自治体」への転換が不可欠である。」と明記した上で、その目的や取組概要について、RPA の内容を追記しています。

取組概要に「DX 人材育成研修等の実施により、ボトムアップ方式による業務改革及びマインド醸成を図る。」を追加、評価指標に「RPA 操作シナリオの作成件数（累計）を追加し、令和９年度の目標数値を 15 件から 30 件に変更しています。

BPR を推進する事業者によると、BPR の可視化件数年間 100 件（他自治体）に対して、RPA はその１割程度になることが想定されています。従って、No７の実施項目「BPR の推進」が重要と考えています。

6　ご意見（項目 6、8）については、年度ごとに分野を明文化することが難しいため、先進自治体の成功事例等を参考にいなべ市にフィットするものから取り組みたいと考えま

す。
7　ご意見（項目7）については、「EBPMの推進」へのご指摘ですが、「令和８年度・令和９年度にEBPMの調査研究、BIツールの整備及び職員への研修によるマインド醸成を実施し、令和10年度よりEBPMに基づいた政策立案の実施」に変更しました。
8　ご意見（項目9～11）については、、評価指標を「生成AI活用による業務削減時間（年間）」に変更し、目標数値を改めて設定しました。数値の根拠については、市で導入している生成AIの業務削減時間算出ツールの削減時間としています。
9　ご意見（項目12）については、No７のご意見（項目6）と同じく、この計画をもって推進していきます。
※（目標数値の根拠）ご意見（項目11）
業務削減時間は以下の要素を考慮して算出されます（以下、生成AI開発事業者提供）
1.AIの成果量（出力文字数）： AIが生成した文章や資料の量が多いほど、削減時間は大きくなります。
2.利用シーンに応じたAIの処理速度： 例えば『文書作成』や『翻訳』など、作業内容によってAIの得意な速度が異なるため、これを反映します。利用シーン毎に弊社で設定した係数を用いて算出しています。
3.依頼の複雑さ： 難しい依頼ほど、AIが高度な処理を行ったと判断し、削減時間が大きくなるように調整します。
4.依頼の具体性（入力文字数）： プロンプトが詳細であるほど、AIはより複雑なタスクに対応したと考え、その分、削減時間も大きくなるよう考慮しています。
<u>複数業務にまたがる場合の算出方法</u>
お客様の依頼が複数の業務（例：文書作成とアイデア出し）にまたがる場合は、それぞれの業務がお客様の依頼内容とどれだけ関連が深いか（関連度）を考慮します。
この『関連度』を重みとして、各業務の削減時間を平均化し、1回のご依頼に対する全体の削減時間を算出します。
これにより、お客様にとって特に重要な業務での効率化が、全体の削減時間にしっかりと反映される仕組みです。
<u>係数の妥当性について</u>
この係数の妥当性については、オープンデータを使用した検証を実施し、実際の結果に基づいて現実的な数値を設定しています。

11	デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進	法務課

【ご意見】
1　具体的でとてもいいテーマだと思います。初認時間短縮と手持ちで渡す労力の削減にもなりますので働き方改革の一つでもあると思います。
2　（もしも可能であるならば）電子決裁率の向上により、生産性の向上に寄与する指標があるならば（例えば、決裁完了までの所要時間の短縮効果など）、電子決裁の利用促進が図られやすいと考えます。
3　数値目標は色々な承認書類・ルートがあると思いますので、令和９年度以降で電子化

適応案件数という設定も良いかと思います。（取組の効果を踏まえて適応案件数で設定）
4　電子化を進める上で、サーバー要領超過、停電時/システムトラブル時の臨時対応方法などの検討も必要ですね。

【対応】
1　ご意見（項目2）のご指導のとおり、電子決裁率を向上させることにより、生産性の向上を見込んでいますが、まずは、電子決裁率の向上させることを目指し、その検証結果から、次の段階として新たな目標へとつないげていきます。
2　項目３のご指導のとおり、令和８年度の検討・分類整理を通して、令和９年度以降で電子化適応案件数という設定も参考にさせていただきます。
3　項目４のご指導のとおり、自治体業務を停止させないため、日頃から住民サービスと事務継続のためのリスク管理についても留意していきます。

１２	入札及び契約制度適正化の更なる推進	契約監理課

【ご意見】
1　入札及び契約制度適正化の更なる推進は、推し進めるべき重要項目と考えます。それを踏まえて、実施内容や評価制度も妥当と考えます。
　ただし、入札制度も行き過ぎると、業者の首を絞めかねないということにも留意する必要があると考えます。
2　令和８年９年は実施していないが返却率の目標値が立てられているのはなぜですか。
3　【取組概要】
（1）依頼書返却理由のデータベース化と分析
　返却理由を分類・可視化し、制度改善に活用。
　　例：記載不備、発注次期不適切、予算未確定など。
（2）入札不調・不落の要因分析とフィードバックループ
　不調案件の原因を記録し、次年度の発注計画に反映。
（3）職員向けの契約制度研修の定期開催
　談合防止、制度理解、倫理意識向上を目的とした研修。
（4）発注依頼書のテンプレート標準化
　所属間でばらつきのある様式を統一し、返却率を低減。
（5）電子契約・電子入札の活用促進
　作業時間の短縮と透明性向上に寄与。
4　職員の作業時間も指標にできると全体の施策の効果も把握しやすいと思います。
5　令和12年度に図形がかぶっています。
6　目標値30%としていますが、現状、何%でしょうか？工事・業務依頼書の返却は市側で改善ができるのでしょうか？
7　実施項目の経緯・背景に記述の「環境の変化が大きく変化してきている」ことに対して、入札制度の適正化を図りながら柔軟に対応した事例（総合評価方式・低入札価格調査制度など）はあるか？

8　他市町と比較して入札や契約制度の運用方法はどうか？ 9　入札時期の平準化はどうやって取り組んでいくのか？ 10　年間を通じた工事量等の安定は新年度予算編成に関わっていくのか？ 11　安定的な工期の確保とあるが、建設現場の週休２日工事にはどのように対応していくのか？ 12　職員の事務作業の負担軽減等を図るとあるが、工事量の安定以外に取り組むべきことはないか？
【対応】 1　ご意見（項目２、５、６）の指標等のご指摘については、実施項目名を「デジタル技術を活用した効果的・効率的な内部事務の推進」として、電子契約を推進していくため、「電子契約件数」に変更しました。 2　ご意見（項目１、３、４、７、８、９、10、11、12）の入札制度については、地方自治法第234条第３項で「競争入札の原則」として、同項のただし書において、「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」が規定されています。 　令和６年度総務省通知※においては、契約内容の適正な履行の確保及び及び労務費や原材料費等の適切な価格転嫁から、「低入札価格調査制度」と「最低制限価格制度」の適切な活用を展開するよう求められている。 　本市においても、近年の入札において、最低制限価格を下回る不落が増加傾向にあることから、「低入札価格調査制度」の制度設計を確認し、当該制度を推進をしていきます。 ※Ｒ６.4通知「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」 　Ｒ６.11通知「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について」 ※不落数　Ｒ２/15件、Ｒ３/12件、Ｒ４/6件、Ｒ５/5件、Ｒ６/8件

１３	公共施設等マネジメントの推進	管財課、教育総務課、生涯学習課、関係各課
【ご意見】 1　伊勢市の最近の事例：廃校（小学校）を民間業者に10年間で数千万円で貸出。民間業者は廃校をスタートアップを目指す企業に貸し出す。改装費用はクラウドファンディングにて募集。このようなスキームの導入も検討する価値があると考えます。 2　施設の利用率を可視化する仕組みの構築も、施策の妥当性を判断する為に大切だと思います、又市民のニーズや声を反映させ、柔軟な対応ができる仕組みづくりも満足度向上に繋がると思われます。 3　基本的な効果を確認する指標として財政効果額、施設利用率、市民満足度も管理する必要があると思います。		
【対応】 1　ご意見（項目1）のとおり、先進事例の新たなスキームの導入の確認をはじめ、施設の利用率（項目2、3）においては、実施項目16の「受益者負担(施設使用料)の適正化のための総点検」と合わせて確認し、市民のニーズを確認しながら仕組みづくりの検討を行っていきます。		

2　第３次アクションプランを実施する中で、財政効果額、施設利用率、市民満足度も管理する指標の方策を検討していきます。

１４	効果的な予算編成業務	財政課

【ご意見】

1　評価指標を２つに分けていますが、予算の圧縮額として１つにしても問題はないのではないでしょうか？

2　素朴な疑問なのですが、いなべ市自体の財政は、他自治体比で健全度合いはどのような位置にあるのでしょうか？また、市民一人当たりの借金負担額などはいくらになるのでしょうか？このような事項を簡単に市民に知ってもらうことは重要と考えます。

3　圧縮は勿論ですが、昨今の情勢を踏まえると、予算が膨らむことも視野に入れる必要はないのでしょうか？

4　予算圧縮に伴うサービスへの影響がないか確認が必要と思われます（満足度の低下が無いか等）

5　住民満足度調査、利用者数の推移、苦情件数も管理指標として必要と思われます。

【対応】

1　ご意見（項目１）については、枠配分予算は、配分された予算（財源）の中で予算を編成するため、収入に見合った予算編成を課単位で意識することができる。各課に裁量権があるので、事業の統廃合の判断を各課で行うことになり、責任をもって予算圧縮に取り組む必要があります。その点で、収入に見合った予算編成の必要性を職員が意識する機会になると考えます。

　評価資料を２つに分けることで、取組期間が長期に渡りますが、予算圧縮の取組を拙速に取り組むことで、正当な理由のない事業廃止など住民サービスの低下を招く恐れもあるため、慎重に取り組むこととしたい。

2　ご意見（項目2）については、いなべ市の財政は、類似団体に比べ良い状態にあります。

　地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表す４つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を「健全化判断比率」として定めています。

　いなべ市の健全化判断比率は、いずれの数値も危険な水準を大きく下回り、良い状態にあります。

　いなべ市では、別添資料①のとおり、毎年、広報誌に健全化判断比率を含めた決算報告を掲載しています。

①表１の会計別の収支は、一般会計の実質収支は 12.4 億万円の黒字です。

②図２の貯金と借金の推移は、貯金残高 114.1 億円、借金残高 266.3 億円です。このうち 208.5 億円は国から地方交付税として交付されるため、実質的な借金は 58 億円です。市民一人当たりの実質的な借金負担額は、約 13 万円です。

　※R7.4.1 現在 44,342 人

③表２の市税収入の推移は、令和５年度に初めて市税収入が 100 億円を超えました。

④表３の財政健全化判断比率では、いずれの数値も危険な水準を大きく下回り、健全な状態です。

また、財政状況の他自治体との比較は、別添資料②のとおりです。これは、全国の類似団体（人口規模、産業構造が類似する団体）の平均値との比較です。財政力、財政構造の弾力性、将来負担の状況、公債費負担の状況の項目が財政状況を示す数値で、類似団体との比較においても、良い数値となっており、健全な財政状況と言えます。

公債費負担の状況は、類似団体に比べ悪い数値になっていますが、これは施設整備事業のための借金の償還が始まったためです。このため、有形固定資産減価償却率（別添資料③）は、58.0 と類似団体に比べ良い数値になっています。これは、比較的新しく資産価値が高い施設が多いことを示しています。

【経常収支比率】

財政構造の弾力性を測定する比率として使われるもので、経常的経費（年々継続し、固定的に支出される固定的経費）のために、経常一般財源（毎年度連続して経常的に収入され、自由に使用できる財源）がどれだけ使えるか示す比率である。数値が小さいほうが財政的に弾力性がある（余力がある）と考えられる。

【財政力指数】

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３か年度の平均値のことをいい、各地方公共団体における財政力を表す指標。基準財政収入額が基準財政需要額以上の地方公共団体には、普通地方交付税は交付されない。また、財政力指数が１未満の団体であっても、１に近い団体ほど財源に余裕があると考えられる。

【将来負担比率】

標準財政規模に対する、普通会計で負担する将来の借金の返済額や将来の土地開発公社などに対する支出予定額などの割合。数値が高いほど、将来の負担が大きい状態を示します。

【実質公債費率】

標準財政規模に対する、交付税措置されない元利償還金の割合の３か年の平均値。数値が高いほど、借金の返済割合が大きい状態を示します。

３　ご意見（項目 3）については、物価高騰や人件費上昇、行政需要の拡大など様々な要因によって、予算が膨らむことが想定でき、増額が必要なケースもあると考えます。

しかし、現在、全ての予算が無駄なく計上されている訳ではないため、まずは、無駄な経費の見直しや事業そのものの取捨選択などに取り組む必要があります。

枠配分予算の圧縮段階では、圧縮額よりも増加する額が上回り、評価指標の目標を達成できないこともありますが、無駄な経費の見直しや事業そのものの取捨選択が出来ていれば、評価指標の目標達成にこだわる必要はないと考えます。

全体予算の圧縮段階では、収入に見合った予算編成が目的であるため、増額が必要になった場合は、他の事業を縮小するなどの対応が必要になってくると考えます。ただし、基金等の取崩など政策的判断による対応も想定されるので、ある程度の抑止力が必要になってくると考えます。

４　ご意見（項目 4）については、住民満足度の低下はあると考えます。したがって、事業の必要性などを事務事業評価結果などの指標を活用して、説明責任が全うできること

を前提に予算圧縮に取り組んでいく必要があると考えます。 5　ご意見（項目5）については、管理指標の一つとしては必要であると考えます。

１５	補助金・負担金の総点検	政策課
【ご意見】 1　実施内容や10予算編成業務は８、９年は仕組みづくり、仕組検証となっているが、整合していないのでは。 2　令和５年のデータは公表されていますので、最新に置き換えてはいかがでしょうか？ 3　目標数値は、一部事務組合負担金を含めて設定する見込みですか？または、含まずで設定する見込みですか？ 4　チェックシートの作成段階の令和９年度は目標値の設定は難しいのではないでしょうか。 5　公平性、透明性確保に向けた説明責任の果たし方について整備する事も大切と思われます。 6　現状のしくみはどの様になっていて、何が課題なのか、教えて下さい。しくみが全くない訳ではないと思います。課題と施策がマッチングしているかが、ポイントだと思います。		
【対応】 1　ご意見（項目1）については、「14予算編成業務」のＲ９を修正し整合させ、ご意見（項目2）も最新データに更新しました。（項目3）は、一部事務組合負担金を含めて設定する見込みです。 2　ご意見（項目4）については、補助金と負担金のチェックシート（概ね400超）は、Ｒ９年度までの策定を終える予定です。Ｒ９年度は、Ｒ８年度策定済のチェックシートに対する試行的な運用を予定しています。 3　本市では、補助金・負担金の公益性等の支出根拠に係る協議や例規整備等はなされているものの、資料３－２（行政改革アクションプラン参考資料（Ｐ1、2））のチェックシートのように可視化されたものがありません。従って、補助金の交付に当たって、市としての統一的な基準と継続的な検証の仕組みづくりを行い、公平性、透明性確保しようとするものです。（ご意見項目5、6）		

１６	受益者負担の適正化(施設使用料・手数料)の総点検	政策課
【ご意見】 1　指標で使用する使用料は何の使用料になるのでしょうか？対象を明確にしてはいかがでしょうか。使用料は参考にあるように一人あたりになるのでしょうか？ 2　施設使用料については、毎年度、原価計算により検証して適宜見直しを図るとともに、適正な受益者負担を求めていくことが持続可能性につながると考えます。 3　現在の使用料はいつ制定されたものなのでしょうか。 4　市民への説明方法を構築する事も大切だと思われます（透明性、納得感の向上） 満足度向上に向けた施設、サービスの充実と利用価格の適正化		

5　施設毎の原価回収率、財政効果率、市民満足度についても管理していく必要があると思われます。 6　基本方針の策定と共に大事な事は判断基準となるガイドラインの制定(負担額決定の基準)だと思います。方針の中に含まれているとは思いますが、明記した方が良いと思います。
【対応】 1　ご意見（項目1）については、指標で使用する使用料は、施設使用料になりますので修正しています。また、類似団体比較（国作成）は、人口1人当たりの比較で示されています。ご意見（項目6）については、受益者負担適正化ガイドラインを策定も明記することとします。 2　ご意見（項目3）については、地方自治法（96条第4項）において、使用料は議会の議決を得る必要があるため、それぞれの条例（文化施設、体育施設等）の改正をもって、料金の見直しは随時行われてはいます。 3　ご意見（項目2、4、5）については、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めるため、施設毎の原価回収率、財政効果率、市民満足度についても管理できるような仕組みづくりを行っていきます。

１７	徴収率の維持・向上	納税課
【ご意見】 組織内の意識を高いレベルで統一するためには、例えば「全国自治体平均（98.1%）以上を維持する」といった目標の方が有効かと考えます。		
【対応】 組織内の意識を高いレベルで統一するため、過去５年度の平均値98.26%以上の徴収率としました。		

１８	特別徴収の推進	市民税課
【ご意見】 1　かなり高い水準での維持目標であり、素晴らしいと思います。 2　事業所向けの個別支援・相談体制の強化として動画マニュアル、Q&Aの整備、提供 3　評価指標は、説明、相談に来た事業者数も活動の成果になると思います。		
【対応】 1　ご意見（項目2）については、事業所向けの個別支援・相談体制の見直しなどの工夫を行うなど、納税者等の利便性の向上を図り、徴収率の向上に努めます。 2　ご意見（項目3）についても、説明、相談に来た事業者数も評価指標として参考にさせていただきます。		

１９	相続登記の促進	市民税課
【ご意見】		

1　開始時期が４、５月の場合、間に合わないのでは？（要確認） 2　本件に関する目標設定は妥当と考えます。更なる改善を目指すならば、（本件で今後の相続登記は対応できますが、）過去分の整理についても検討できれば更に改善されるものと考えます。 3　相続登記をしないことの不利益さ（将来的な）を周知してはどうでしょうか？ 4　登記完了までの平均所要期間や、登記未了理由の分類など、質的指標も併せて設定することで、課題の深掘りが可能になると思われます。 5　相続登記を放置するとどうなるかを相続者または納税者にしっかり伝える事を書類に記載すべきと思います。またはメリットの消失など伝えないと相続登記は忘れられる。
【対応】 1　ご意見（項目 1）については、封筒及びチラシについては、年内に手配を完了する予定です。忘却者に対する通知については、実態を考慮しながら検証・対応していきます。 2　ご意見（項目 2～5）については、相続登記がされてない主な要因は、①相続人がいない②相続人が決定しないことですが、相続登記をしないことの不利益さの周知（実施済）も含めて、促進できることを実施します。 　また、市、法務局、弁護士などの専門家が役割分担し、連携していくことが大切と考えます。

２０	市有財産の有効活用・処分	管財課、関係各課
【ご意見】 　基本的には本内容で良いと思います。（既にあるのかもしれませんが）市の保有土地および施設の活用状況（収支状況）や未利用土地の売却時の実勢相場を定期的に洗い替えて、（開示レベルには留意する必要がありますが）情報共有できれば、更に良いと感じました。		
【対応】 　開示できる範囲を含めて精査し、情報共有できる方策を検討していきます。		

２１	寄附金制度の有効活用	商工関係課、関係各課（政策課）
【ご意見】 　大枠は賛同。ただし、寄付額＞市税控除額の状況を作り出すことが最優先なので、その目標設定の検討も如何でしょうか？加えて、寄付額の強化を図るために、魅力ある御礼商品の拡充といったことについて、住民のみならず小中学生も巻き込んでアイデア募集するような仕掛けのほうも拡充願いたいです。		
【対応】企業版ふるさと納税額 1　ふるさと納税の仕組みでは、寄付先に応じた返礼品が受け取れるため、魅力的な特産品を提供している自治体には多くの寄付が集まります。 　例えば、「牛」や「豚肉」、「ホタテ」や「カニ」など、豪華な返礼品を提供しており、ふるさと納税の人気ランキングでは常に上位に名を連ねています。一方で、特産品		

が少ない自治体では、寄付が集まりにくく、寄付金が他の市町村に流れていく傾向にあるとされています。※1

2　寄付額＞市税控除額の状況を作り出す方法に苦慮していますが、ご意見にあるように市民の皆さんからもアイデアを募るなどの工夫をしていく必要があります。

3　企業版ふるさと納税制度は、年々増加傾向にあり、この点に重点を置きながら検討を進めていきます。※2

※1　ふるさと納税で流出した住民税の多くは、地方交付税制度により補填される仕組みとなっていますが、その補填の限界や他の影響もあるため、自治体の財政にとっては依然として課題があります。地方交付税での補填制度と地方財政の安定地方交付税制度は、財源が不足している自治体が安定した行政サービスを提供できるように、国から地方公共団体に交付される資金です。ふるさと納税で住民税が流出した場合、その75%が国から補填されるため、財政への急激な影響はある程度緩和されています。

　しかし、この補填制度はあくまで流出額の75%に過ぎず、残りの25%は自治体が独自の財源で賄う必要があります。そのため、流出額が大きくなると、自治体は財政的な負担を強いられる。

※2地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和６年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられていたが、令和7年度税制改正で、令和9年度まで延長されました。（延長を見越しＲ12までの目標値を設定）

税の軽減効果は寄附額の最大約９割となっており、各税目ごとの控除上限額は以下のとおり。

①法人住民税寄附額の４割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。

　ただし、寄附額の１割を限度。（法人税額の５%が上限）

③法人事業税寄附額の２割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

２２	基金等の効果的な運用	会計課、関係各課（財政課等）

【ご意見】

1　定期預金（１年）で運用するならば

毎年の目標数値＝毎年の実質運用可能額（見込み）×指定金融機関の１年定期預金基準利率

上記で算出される数値を目標としては如何でしょうか？

2　市債の期間に合わせた資産運用も可能ならば、より高利率の見込める債券運用（国債・社債）の提案も実施させていただきます。

3　評価指標の具体化、リスク管理体制の整備、外部専門家の活用、運用実績の定期的な公表、他自治体の先進事例の調査・導入についても検討が必要と思われます。

4　評価指標は、目標利回り、運用率の管理が必要と思われます。

5　基金の一括運用とは、どういったことでしょうか。

6　金利動向を踏まえた定期預金の書替、預替と一括運用は、相反する手段に思います

が、その方針の違いの線引きは何でしょうか。
7　検討期間が３年も必要でしょうか。

【対応】
1　ご意見（項目１、３、４、７）の評価指標については、基金の効果的な運用の管理が必要と判断し、ご指摘のとおり評価指標を「運用利回率」に変更しました。
　また、「引き合い方式での預け入れの検討」及び「基金の一括運用の検討」については、地方自治体の一括運用は、景気低迷期や税収の落ち込み、社会保障費が増加する財政難の時期に有効とされているため、実施内容を取り止めました。
※「引き合い方式での預け入れの検討」及び「基金の一括運用の検討」は、いづれも「一括運用の推進」を指します。
2　ご意見（項目２）の「より高利率の見込める債券運用の提案」については、いなべ市資金管理運用方針（以下「資金管理運用方針」という。）に基づいて運用を行います。
引き続き安全かつ効率的な公金の管理運用にご指導、ご協力をお願いいたします。
※資金の管理運用基本方針（令和４年11月18日施行）資金の管理運用は、元本の「安全性安の確保」を最も重視し、次に、歳計現金の支払及び基金の将来の取崩しに支障のないよう支払準備金等の「流動性の確保」、その上で運用収益の「効率性の確保」の順に優先度を置いています。
※「債券による運用」については、資金管理方針第７のとおりとなっています。
3　ご意見（項目３）のリスク管理体制の整備については、令和４年度に「いなべ市資金管理運用方針」及び「いなべ市資金管理運用検討委員会設置要綱」（以下「検討委員会」という。）を新たに整備しました。これに基づき、毎年、「資金管理計画」を策定し、当該計画に対して、検討委員会で運用方針の決定をしています。
　次に「運用実績の定期的な公表」は、資金管理方針第10の規定に基づき、毎年度ホームページ（https://www.city.inabe.mie.jp/shisei/1012707/index.html）で公表しています。
　次に「外部専門家の活用」については、国が平成27年度から実施している「地方創生人材人材支援制度」における派遣支援のほか、地域活性化起業人などの検討についても行っていきます。
4　ご意見（項目５）の「基金の一括運用」とは、預金債券の一対一の関係をなくし、複数の基金を一体（口座１本化）のものと捉え、対象基金をまとめて管理する方法です。
※個別の基金ごとに異なる期間や運用先を設定して口座管理をすることで、口座数が膨大になり、事務処理が煩雑になったり、職員の負担が過大になったりすることがあります。そのため、一括運用にすることで、事務負担を軽減し、より効率的な業務運営につながるとされています。
※一括運用により資金が集約されることで、金融機関の経営状況の変化にも迅速に対応しやすくなるとされています。また、不測の事態で特定の基金からの取り崩しが必要になった場合でも、各基金間で運用額を振り替えることで対応できる柔軟性が生まれるとされています。
5　ご意見（項目３、項目６）の「定期預金」と「一括運用」に関するご指摘ですが、流

動性を確保するための預金（歳計現金と歳計外現金※）については、定期預金による短期的運用を実施し、一括運用が可能な基金については一括運用を行い、少しでも高い効率性・収益性を重視した債券での長期的運用を組み合わせて運用の利益を図ることとしています。

しかし、地方自治体の一括運用は、景気低迷期や税収の落ち込み、社会保障費が増加する財政難の時期に有効とされています。

マイナス金利時代、長引く景気の低迷から、令和４年度下期以降は、景気回復基調に伴い金利が上昇し始め、一括運用の有効性が減少しつつあります。このことから、一括運用の推進（引き合い方式での預け入れを含む。）を実施内容から取り止めました。

ただし、一括運用の具体的な方法は、本市ではこれまで導入に至っておらず、他自治体の先進事例の調査・導入の確認をし、その仕組みづくりに向けた準備は行っていきます。また、歳計外現金等の運用も同様に準備を行います。

※基金の一括運用のメリットは、基金ごとの口座等の管理事務が集約され、事務の簡素化や債券購入の原資を確保することができる。

※歳計現金とは、市の収入・支出に係る現金で、日々の支払にあてるための資金(支払準備金）です。一方、歳計外現金とは、「歳入歳出外現金」の略語で、市の「預り金」です。歳計外現金は、法令に基づいて市が出納、保管している現金ですが、市の所有ではないため、「歳計現金」とは区別して経理している資金です。

「入札・契約の保証金」、「市営住宅の敷金」、「職員の給与にかかる所得税、住民税」があります。

※歳入歳出外現金は、地方方自治法施行令（第 168 条の７第３項）の規定により、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の例により行わなければならないとされています。

２３	行政手続のオンライン化の拡充	情報課、関係各課、

【ご意見】

1　目標値を利用割合にしてはどうでしょか。

2　行政手続き件数において、R7．３時点の紙ベース件数：オンライン件数はどのような数値と想定されているのでしょうか？

（その全体像を踏まえると、毎年度 50 件ずつ増やすといった目標設定が妥当か否かの確認ができるため）

3　近隣他市町の状況はどうか？

4　行革により数値を増やすとあるが、どのような方策で増やそうとするのか記載してほしい。

【対応】

1　ご意見（項目 1、2）のとおり、評価指標を「行政手続のオンライン化数（累計）」から「行政手続のオンライン化率」に変更し、現状からのオンライン化率の向上を進めます。

2　ご意見（項目 3）については、国の「国民の利便性の向上に資する手続等に係る各自

治体のオンライン化状況一覧」（令和５年度実績）において、近隣市町（桑名市・東員町・菰野町）及び人口数が近い市（亀山市・志摩市）を確認したところ、国が示す５５手続のうち、いなべ市が36手続を実施しているのに対し、桑名市27・東員町13・菰野町28・亀山市19・志摩市54となっている。

※R7.4.1現在いなべ市は38手続（未オンライン化：道路関係4、被災者支援7）

また、それ以外の市町独自のオンライン申請対応件数は、いなべ市が50手続（R7.4.1現在いなべ市は70手続）を実施しているのに対し、桑名市186・東員町0・菰野町0・亀山市0・志摩市50となっており、いなべ市はオンライン手続に関して積極的に取り組んでいます。

３　ご意見（項目4）については、指標の基準・考え方を「令和7年4月1日現在で378件の行政手続が存在し、内108件（28%）がオンライン化されている。今後オンライン化可能な手続きについて、運用の見直しも含めてオンライン化率を高める。」に変更します。

２４	ICTの活用等による窓口機能の利便性の向上	市民課、関係各課（情報課）

【ご意見】

１　とても良い取り組みだと思います。コンビニでの発行できるシステムなどではお年寄りに定着する事が課題ですね。

２　本件の取組概要・実施内容・評価指標に賛同します。
実際に着目したいのは、実施時期における具体的取組内容とその効果検証になると考えます。（どのような周知促進活動がより効果的であったか？など）

【対応】

第３次アクションプランを実施する中で、課題を掘りさげながら、順次、利便性の向上を推進していきます。

２５	公民連携（ＰＰＰ／ＰＦＩ）事業の推進	政策課

【ご意見】

１　優先度が高く重点とされる課題が何かわかりにくい　例：提案テーマを「地域課題ベース」で設定（例：空き家活用、子育て支援、観光振興など）

２　全ての公共施設が対象なのか、使用状況を評価し、優先的に民間と連携すべき場所を把握し情報発信する事が必要と思います（選択と集中）※地域資源を活かした事業モデルを共創し、地域経済の循環促進を図る

３　公民連携事業の促進は重要テーマと考えます。特に４つの町が合併してできたいなべ市にとって、４つのエリアが意識を共有して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことは、課題も顕在化するとは思いますが、注力して前向きに検討すべき事項と考えます。
※百五銀行も、全国の地方銀行の中でもPPP／PFI事業に関して高い実績を保有しているので、是非活用願います。（宣伝のようになり、申し訳ございません）

【対応】
1　公民連携手法の調査・研究をはじめ、「公民連携テーマ、解決したい課題等を定め」、民間事業提案制度を創設した仕組みづくりを行っていきます。
　※資料３－２（行政改革アクションプラン参考資料（Ｐ13～14））

2　全体のご意見についてになりますが、行政改革推進委員会の中でも複雑化、多様化が進む行政課題に的確に対応するため、多様な主体と連携して公共サービスの充実に取り組む「公民連携」の必要が高まっています。
　国においては、平成 28 年度に「公民連携手法研究報告書」（内閣府経済社会総合研究所）において、民間事業提案制度に向けた提言がなされています。
　また、近隣市の桑名市においては、資料３－２（行政改革アクションプラン参考資料（Ｐ8～12））のとおり、「公民連携の成功の鍵」（全 50Ｐ）（国土交通省主催「次代を担う組織・人材のためのＰＰＰ／ＰＦＩ研修」（R7.7.29））として、全国の地方公共団体職員を対象とした研修会が開催され、仕組みづくりとして本市が目指したい内容（参考資料Ｐ10「テーマ型提案」と「フリー型」に分けた公民連携推進）と一致しており、ご教授をうけながら推進していきたいと思います。

２６	指定管理者制度の効果的活用	管財課、関係各課（監査課）

【ご意見】
1　経費の削減や利用者満足度などは成果指標にならないでしょうか？
2　指定管理者制度は節減効果だけでなく、関連する人々の行政への参画意識も高まるので、積極活用すべきと考えます。
3　（1）指定管理者向け研修・ガイドライン整備
制度の趣旨や期待される役割を明確化
（2）利用者アンケートの標準化と定期実施
サービスの質を定量的に把握
（3）インセンティブ制度の導入
優良な指定管理者に対する表彰や契約更新時の加点など
（4）制度更新の判断基準の明文化
精査の透明性と公平性を確保
4　利用者満足度、コスト低減率、自主事業数、モニタリング実施率も目標数値化できると良いと思います。

【対応】
1　いなべ市の指定管理施設の５０％は福祉施設が占めるといった実情を照らし合わせ、経費削減と利用者満足度は相反するため、成果指標にはできないと考えます。
2　委託と指定管理者制度の違いと、それぞれのメリットを指定管理者選定員会事務局から原課に周知し、検討を促す機会をつくるように働きかけます。
3　(1)制度の趣旨や期待される役割については、個々の更新審査時において確認や指示をした上で、議事録を作成して共有している現状です。共通した研修やガイドライ

ンについて、今後、どのような内容にするかを含めて検討します。

(2)利用者アンケートについては、個々の施設ですでに実施しているところもあります。指定管理施設には福祉施設や駐車場施設、キャンプ施設など運営の目的が多岐にわたるため、標準化し、定量的に把握することはできないと考えます。

(3)運営の目的が多岐にわたる指定管理施設を相対的評価をするのは難しいため、インセンティブ制度は実装できないと考えます。

(4)個々の施設によって置かれている状況や目的、成果が異なるため、都度、指定管理者選定委員会の議事録において個々に明文化し、関係者に共有をしております。どの内容まで情報を公開できるかを精査し、検討します。

４　１と同じく、いなべ市における指定管理施設の５０％は福祉施設が占める状況で、実情と照らし合わせると、相反する数値や実情に沿いにくい数値であるため、目標とすることはできないと考えます。

２７	行政評価の効果的な運用	政策課

【ご意見】

１　（取組概要）各アクションプランを達成することで、いなべ市全体としてはどのような行政改革を実施できるのか？言い換えると、各アクションプランを KPI とすると、行政改革自体の KGI は何なのか？つまり、各アクションプランを達成することで、どのような目標が達成されるのかをできるだけ簡潔に示せるように留意願います。

２　評価結果の公開、フィードバックも大切と思われます⇒行政評価に市民の声を反映。

３　改善提案実施率、市民満足度向上率、予算繁栄率も指標管理できると良いと思われます。

【対応】

１　ご指導（項目 1）については、第３次いなべ市総合計画においては、基本構想の計画の基本フレームで 10 年後の令和 17 年度の「市民幸福度」を掲げ、多くの市民が幸福を実感できるまちづくりを推進するとともに、「市民参画」による市民のまちづくり活動への参加意識の向上を、KGI（重要目標達成指標）としています。

行政改革における KGI は、「財政の健全化」、「行政サービスの質向上」、「業務効率化」、「特定分野の改革達成」などが一般的ですが、現在、アクションプランの前に KGI の設定（財政健全化指標等）を予定しており、次回、ご提案とさせていただきます。

※最終目標の KGI は、KGI を設定する前に、行政改革で最終的に何を目指すのかというゴールを明確にする必要があるとされています。抽象的な目標ではなく、具体的な数値で設定（「何パーセント向上させる」、「何件削減する」）など、具体的な数値で目標を設定することとされています。

※KGI が最終目標、KPI は KGI を達成するための中間的な進捗を示す指標

２　第３次アクションプランを実施する中で、評価結果の公開、フィードバック、改善提案実施率等が行えるよう、行政評価の制度向上、予算編成につなげる仕組みづくりを行います。

資料２

７　令和７年度いなべ市行政改革の推進（具体的案件）に係る進捗状況の報告

(1)　公共施設等総合管理計画の現状と課題　　1

（担当：管財課、教育総務課、生涯学習課）

(2)　働き方改革・業務改善に係る現状と課題　　2

（担当：会計課）

令和８年８月６日
総務部管財課

「公共施設等総合管理計画の現状と課題」進捗状況

１　公共施設解体

（１）　公用施設解体工事（百万円）／Ｒ７決算

施設名	年度	事業費	地方債	一般財源	活用した地方債等
藤原庁舎解体事業	7	163.6	163.6	0	緊急防災・減災事業債

※令和８年度消防団詰所（統合）建設用地

（２）　社会体育施設解体費用（百万円）／Ｒ８予算

施設名	年度	事業費	地方債	一般財源	活用した地方債等
北勢プール	8	53.0	47.7	5.3	公共施設等適正管理推進事業債（除却）

（３）　学校施設解体費用（百万円）／Ｒ７決算、Ｒ８予算

施設名	年度	事業費	地方債	一般財源	活用した地方債等
旧西藤原小学校(校舎、体育館)	8	173.0	155.7	17.3	公共施設等適正管理推進事業債（除却）
旧白瀬小学校(体育館、プール)	8	108.0	97.2	10.8	
丹生川小学校(プール)	7	2.7	2.4	0.3	公共施設等適正管理推進事業債（集約化除却）
	8	4.4	4.0	0.4	
阿下喜小学校(プール)	8	43.8	39.4	4.4	
治田小学校(プール)	8	46.5	41.9	4.6	
三里小学校(プール)	8	50.6	45.5	5.1	

２　検討中の施設

施設種別	施設名	廃止理由	検討内容
公用施設	藤原コミュニティ消防センター　５施設	統合した消防団詰所建設に伴い廃止となる。	使用用途を変更し有効活用、地元自治会への譲渡または解体について検討中

令和８年８月６日
会計課

「働き方改革・業務改善に係る現状と課題」進捗状況

（会計事務のＤＸ化に向けて）

１　令和７年度中の取組

(1)行政改革推進委員会におけるご意見や答申の内容を踏まえ、課内において財務会計システムに電子決裁を導入することについて、協議を実施しました。

(2)総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を利用し、アドバイザーの派遣を受け、年度内に計２回の協議を実施しました。

ア 令和８年１月８日　第１回協議
　アドバイザーといなべ市の会計事務の現状を共有し、他市町の電子決裁導入事例の説明を受けました。

イ 令和８年２月 13 日　第２回協議
　電子決裁化による問題、支障事項の洗い出しを行い、次年度以降に全庁的な取り組みへ拡げていくための方法を協議しました。

２　令和８年度の取組

(1)令和８年度事業として改めて地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業に申し込みました。年度内に全５回、アドバイザーの派遣を受けます。

令和８年６月 26 日　第１回協議
11 項目の必須タスクについて、現在の状況を棚卸し、その結果浮き彫りとなった懸念点や問題について、アドバイザーより今後取組むべき具体的な助言を受けました。

(2)全庁的な合意形成に向けた取組
令和８年６月 23 日に庁内ＤＸ担当課の情報課と会計事務の電子化を全庁的な取組として協働で行うことについて協議しました。

(3)現状の業務の洗い出し及び問題点の整理
電子決裁化に伴い継続する業務と変更又は廃止する業務を整理します。

(4)業務の再設計、業務の標準化の協議
会計規則等の例規改正、事務マニュアルの改正等を行うための協議を行います。
（Ｒ９年度継続）

(5)財務会計システム改修にかかる要件定義の検討
財務会計システム改修の契約に必要な要件の定義の検討を行います。
（Ｒ９年度継続）

資料３

８　諮問事項　令和８年度いなべ市行政改革の推進（具体的事案）について

〈制度及び現状の確認〉

（1）　ふるさと納税による寄附金の確保　（担当：商工観光課、政策課）

ふるさと納税の概要　・・・　1

ふるさと納税実績（個人）　・・・　4

ふるさと納税実績（企業）　・・・　5

企業版ふるさと納税パンフレット　・・・　6

（2）　空き家対策とふるさと住民登録制度（二地域居住）

（担当：住宅課、政策課）

調査報告書（いなべ市空家等実態調査業務）　・・・　18

ふるさと住民登録制度

制度創設に向けた取組について　・・・　35

ふるさと納税制度について

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
  （例 ： 年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）

- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。
  （平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）

手続（原則）

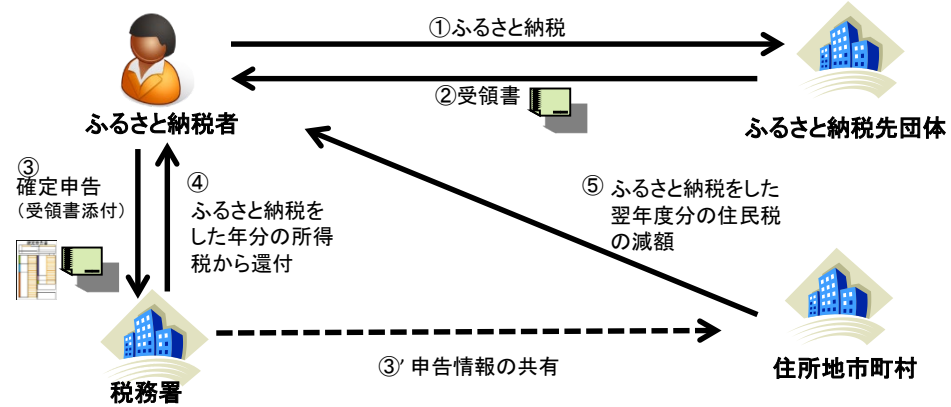

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

ふるさと納税に係る寄附金税額控除の近年の適用実績（※1）

課税年度	適用人数	税額控除額	寄附金額（※2）
平成25年度	11万人	45億円	130億円
平成26年度	13万人	61億円	142億円
平成27年度	44万人	184億円	341億円
平成28年度	130万人	1,002億円	1,471億円
平成29年度	227万人	1,783億円	2,566億円
平成30年度	296万人	2,457億円	3,495億円
令和元年度	395万人	3,265億円	4,576億円

※1 平成25年度から平成30年度については、「市町村税課税状況等の調」をもとに算出。令和元年度については、「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査」をもとに算出。
※2 課税年度における前年中(例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日の間)の寄附金額

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

① 所得税・・・（ふるさと納税額－2,000円）を所得控除 （所得控除額×所得税率（0～45％（※））が軽減）

② 個人住民税（基本分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×10%を税額控除

③ 個人住民税（特例分）・・・（ふるさと納税額－2,000円）×（100％－10％（基本分）－所得税率（0～45％（※））

→ ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除（所得割額の2割を限度）

（※）平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ（※1）】

ふるさと納税額 30,000円

適用下限額	【所得税】所得控除による軽減（※3）	【個人住民税】税額控除（基本分）（※3）	【個人住民税】税額控除（特例分） 所得割額の2割を限度
2,000円	（30,000円－2,000円）×20%（※2）＝5,600円	（30,000円－2,000円）×10%＝2,800円	（30,000円－2,000円）×（100%－10%－20%（※2））＝19,600円

所得税と合わせた控除額 28,000円

※1 年収700万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。
※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○　確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- 確定申告を行った場合と同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。）
- マイナンバー、マイ･ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

確定申告を行う場合

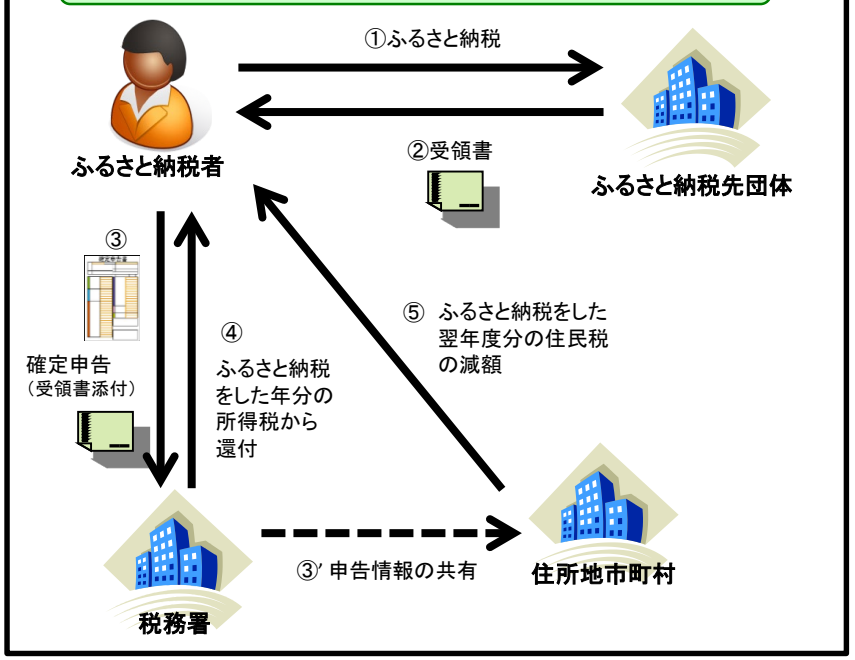

ワンストップ特例が適用される場合

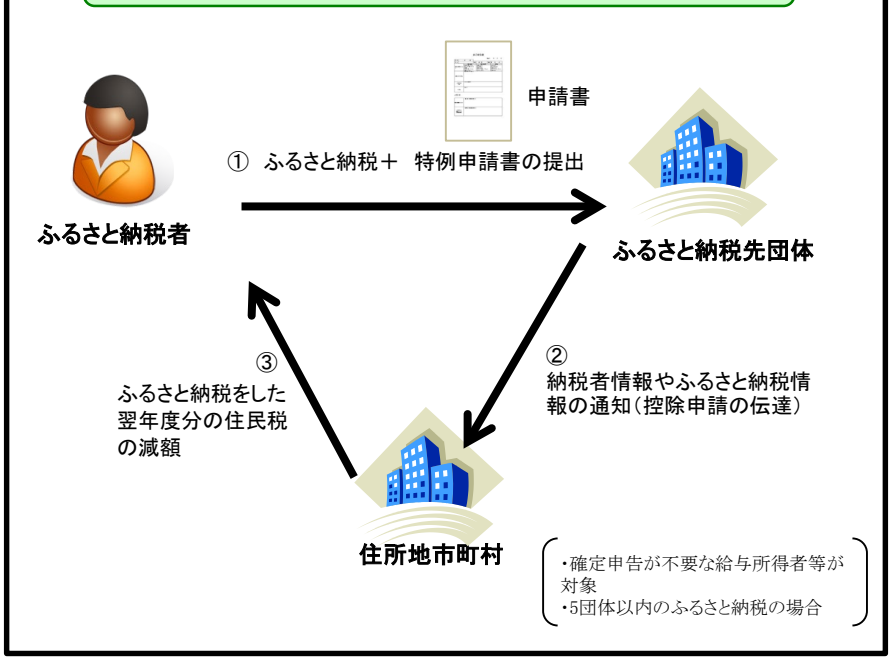

ふるさと納税　実績

寄附の実績

ふるさと納税

年度	件数	寄附金額
平成20年度	5件	140,000円
平成21年度	4件	154,000円
平成22年度	4件	1,090,000円
平成23年度	2件	1,030,000円
平成24年度	3件	90,000円
平成25年度	8件	220,000円
平成26年度	23件	1,070,000円
平成27年度	55件	2,135,000円
平成28年度	898件	19,814,008円
平成29年度	597件	14,405,000円
平成30年度	1,009件	22,537,700円
平成31年度	673件	23,303,000円
令和2年度	1,106件	24,939,000円
令和3年度	1,336件	40,578,000円
令和4年度	2,817件	84,920,000円
令和5年度	2,324件	63,066,000円
令和6年度	2,217件	50,379,200円
令和7年度	1,755件	44,952,000円

楽器寄附ふるさと納税

年度	件数	寄附金額
平成30年度	90件	1,889,850円
平成31年度	53件	1,840,000円
令和2年度	38件	748,050円
令和3年度	21件	305,200円
令和4年度	9件	266,500円
令和5年度	5件	177,050円
令和6年度	14件	486,500円
令和7年度	10件	432,000円

企業版ふるさと納税　実績

令和2年度から令和7年度までにご寄附いただいた企業様

年度	寄附事業者
令和2年度	株式会社ティーガイア、株式会社旅する温泉道場
令和3年度	ニッタ・デュポン株式会社、豊田合成株式会社
令和4年度	ニッタ・デュポン株式会社
令和5年度	株式会社岐阜武、ニッタ・デュポン株式会社、株式会社一条工務店、 株式会社フローラ、株式会社Morght
令和6年度	ウチダ株式会社、ニッタ・デュポン株式会社、有限会社富田企画、 株式会社岐阜武、三重トヨタ自動車株式会社、株式会社一条工務店、 株式会社シー・ティー・ワイ、株式会社メトス
令和7年度	株式会社KIZUKI、有限会社富田企画、生興株式会社、 ニッタ・デュポン株式会社、旭金属株式会社、株式会社三五 ウチダ株式会社、三重トヨタ自動車株式会社、 株式会社シー・ティー・ワイ

寄附の実績

令和8年7月10日現在

年度	件数	寄附金額
令和2年度	2件	2,500,000円
令和3年度	2件	3,836,000円
令和4年度	1件	1,000,000円
令和5年度	5件	48,862,568円
令和6年度	8件	23,487,597円
令和7年度	10件	27,169,696円

三重県 いなべ市

企業版ふるさと納税

「好き」があふれる。
『私のまち いなべ』

- 企業版ふるさと納税とは？
- 企業連携に積極的なまち いなべ市
- いなべ市の寄附対象事業

選ばれるまち。いーな、いなべ
「INABE BRAND 2026」
（いなべ市公式ＷＥＢサイト）▶

令和8（2026）年 7月

企業版ふるさと納税とは？

◆ 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約３割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大６割）により、最大で寄附額の約９割が軽減され、実質的な企業の負担が約１割まで軽減されます。

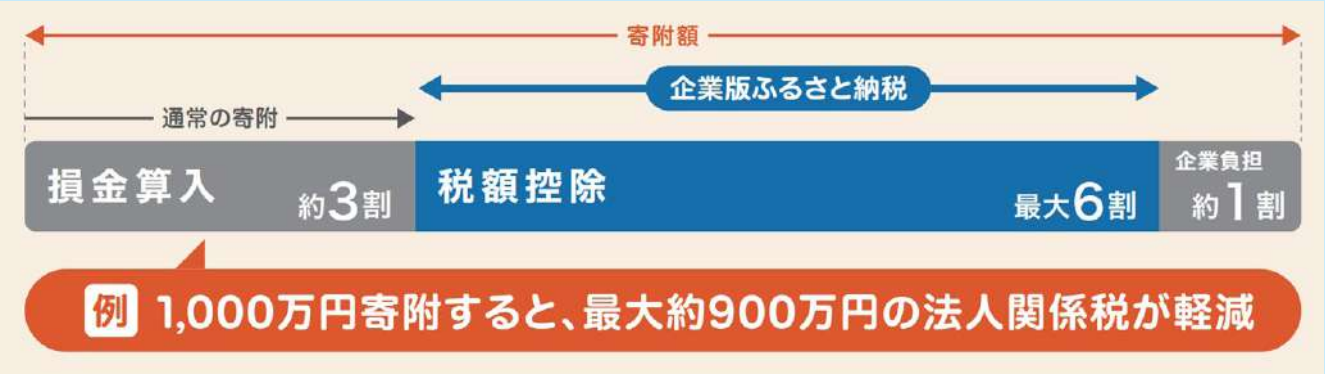

（1）法人住民税：寄附額の４割を税額控除。（法人住民税法人税割額の 20％が上限）
（2）法人税：法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の１割を限度。
　（法人税額の５％が上限）
（3）法人事業税：寄附額の２割を税額控除。（法人事業税額の 20％が上限）
（出典）企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府）
※税額控除の手続（申告）や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

～注意点～
・いなべ市外に本社が所在する企業からの寄附が対象です。
・１回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

◆ 手続の流れ

1 【企業様】寄附のお申し出・ご相談
2 【企業様】寄附申込書のご提出
3 【いなべ市】納付書の発送
4 【企業様】寄附金のご納付
5 【いなべ市】受領書の発行
6 【企業様】税控除のご申告

◆ 寄附企業様への感謝の内容

●寄附額　10 万円～ …　いなべ市の公式ホームページで企業様の紹介
●寄附額　50 万円～ …　いなべ市の広報誌と公式ホームページで企業様の紹介
●寄附額 100 万円～ …　ご希望に応じた贈呈式の開催（複数回の寄附により 100 万円以上となった場合も対象）。
　いなべ市の広報誌と公式ホームページで企業様の紹介

企業連携に積極的なまち いなべ

いなべ市は、民間企業と積極的に連携を行っています。中でも、国が推進する「地域活性化起業人」（民間企業が市町村に人材を派遣し、企業の専門知識を生かして地域活性化や地域課題の解決に取り組む制度）で受け入れた起業人の累計数は、56 人と全国自治体でトップとなっています。

企業受け入れの経験が豊富で、企業が地域で活動する際のノウハウや伴走体制も整っています。是非一度、いなべ市との連携について考えてみませんか。お気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

株式会社ベネッセコーポレーション

本社：東京都
派遣人数：２人
事業内容：学校 ICT 教育支援

市内小中学校を巡回し、ICT 機器の活用方法指導やトラブル対応を行う。

日本航空株式会社

本社：東京都
派遣人数：２人
事業内容：ホスピタリティ向上支援

小・中学校での授業を通して、ホスピタリティ精神の向上やキャリア教育の推進を図る。

教育産業株式会社

本社：愛知県
派遣人数：１人
事業内容：ICT 教育支援

小・中学校での ICT 機器活用支援や、当該活動にかかるマニュアル作成などを行う。

株式会社東京アスレティッククラブ

本社：東京都
派遣人数：１人
事業内容：観光組織強化支援

スポーツの振興に関する支援、市民への水泳の指導、健康相談、子ども向けイベント等を開催する。

groxi 株式会社

本社：東京都
派遣人数：１人
事業内容：教育研究推進校アドバイザー

生成 AI の利用推進、業務自動化ツール導入等による自治体 DX の推進・支援を行う。

株式会社三重電子計算センター

本社：三重県津市
派遣人数：１人
事業内容：ICT 活用支援受入支援

内部情報システムの整備および新たな ICT 活用を行う。

豊田合成株式会社

本社：愛知県
派遣人数：１人
事業内容：水素エネルギーの普及拡大

水素ステーションなどの拠点整備と燃料電池自動車の普及拡大に向けた企業間調整を行う。

ダイハツ工業株式会社

本社：大阪府
派遣人数：１人
事業内容：山辺店舗群支援

軽トラックに載せる荷箱（モバイルヒュッテ）を活用したシティプロモーションを実施する。

株式会社日本旅行

本社：東京都
派遣人数：２人
事業内容：市外からの修学旅行・社会見学

修学旅行・社会見学の受け入れ、旅行プランの調整などを行う。

チームラボセールス株式会社

本社：東京都
派遣人数：１人
事業内容：新規事業等調査支援

宇賀渓活性化や農業公園車中泊エリアの PR など、アウトドアシティいなべを推進する。

株式会社パシュート

本社：東京都
派遣人数：２人
事業内容：アウトドアシティ推進支援

施設をＰＲするための宿泊及び日帰りの体験型イベントの企画及び実施の支援を行う。

株式会社エコムクリエーション

本社：三重県菰野町
派遣人数：２人
事業内容：観光組織強化支援

観光組織の事務や事業などの運営を含む組織強化の支援。

企業版ふるさと納税
プロジェクト

01 グリーンクリエイティブいなべの推進

多様な人々と地域資源を活用し、ビジュアルやデザイン性の優れたカジュアルなまちづくりに挑戦しています。

◆ 共感ストーリー（社会的な価値）

いなべ市は、人口減少や少子高齢化、産業の担い手不足、市内各所の森林放棄地、空き家、獣害、山間地の過疎化といった地域課題に直面しています。これらは持続可能性を脅かす全国共通の課題です。

この状況に対し、市は豊かな自然や里山、農産品などの「グリーン」資源を独自のローカルセンスで磨き上げ、都市にはない新たな価値や体験を創造する「グリーンクリエイティブいなべ」の理念を掲げ、各種の取組を展開しています。

具体的な取り組みとして、森林放棄地をうまく活用したグリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」の成功事例を踏まえ、北欧ブランドと連携した宇賀渓のキャンプ場や梅林公園の広大なアウトドア施設など、大自然や既存施設を活かした多様な拠点を整備しています。同時にこの理念に共鳴するクリエイティブなプレイヤーを全国から呼び込み、多様な人々と地域資源を活用し、ビジュアルやデザイン性の優れたカジュアルなまちづくりに挑戦しています。

さらに、地元木材を活用した木育や、旧大安庁舎周辺の自然環境を活かしたこども・子育て拠点施設の整備など、次世代の育成にも挑戦しています。

これらは、地域課題の解決と新たな価値創造を両立する先進的な試みです。多様な人材の参画と地域資源の最大活用により、地方創生や SDGs に資する社会的意義の高いプロジェクトを展開し、誰もが持続可能で選ばれるまちづくりの実現を目指します。

◆ これまでの実績・評価

●にぎわいの森

…新庁舎に隣接する森林放棄地をグリーンインフラとして整備し、平成 31（2019）年にオープン。オープン後は年間 44 万人を超える来場者を記録し、地域の新たな観光・交流拠点として定着。

●内閣府「SDGs 未来都市」および「自治体 SDGs モデル事業」選定（令和２（2020）年）

…経済・社会・環境の 3 側面をつなぐ優れた取り組みとして内閣府から選定。商業施設「にぎわいの森」を拠点としたカジュアルな SDGs 推進が評価され、東海地区初のモデル事業として採択。

●環境省「第８回グッドライフアワード」実行委員会特別賞 SDGs ビジネス賞（令和２（2020）年）

…グリーンインフラを活用したまちづくりと、都市の人々を魅了する「カジュアルな SDGs」のビジネスモデルが評価される。

●第 12 回「地域再生大賞」優秀賞（令和２（2020）年）

…地方新聞 46 紙と共同通信社が主催し、地域に活力を与える先駆的な活動を表彰する賞。自然資源をオシャレに活用して移住者や新たな店舗を呼び込み、観光客を倍増させた官民連携のムーブメントが評価される。

●地域プロモーションアワード 2022「ふるさとパンフレット大賞」優秀賞

…地域活性化センターが主催するアワードで、いなべ市が企画・制作した冊子「いなべ、暮らしを旅する 2022」が、全国２位となる優秀賞を受賞した。地元の市民クリエイターを巻き込んだ高い制作クオリティが評価される。

◆ 今後の官民連携の可能性（いなべ市独自の強み）

- ブランドとの共同イノベーション / 世界初北欧アウトドアブランドとの連携：宇賀渓の自然を活かした「Nordisk Hygge Circles UGAKEI」の整備をはじめ、民間企業のブランド力と地域の自然資源を掛け合わせ、国内唯一の先進的なアウトドアフィールドを創出していく。
- サプライチェーンを巻き込む地域共創 / 大手製造企業とのパートナーシップ：市内に生産拠点を構える大手企業などが、企業版ふるさと納税を通じて拠点整備事業に次々と参画。寄附に留まらず、地域雇用の維持や社員のウェルビーイング向上、地域社会への還元を両立する先進的な官民連携を具現化していく。
- 社会的価値と事業性の両立（持続可能な経済循環）/「カジュアルな SDGs」を実践し、放置林の整備による年間約 38.9 トンの CO2 吸収効果（環境価値）と、未利用果実を活用したフードロス削減のドリンク開発（経済価値）など、官と民が同じベクトルで社会課題をビジネスや地域活性化へ昇華させる仕組みを確立する。

※ 関連する市の主な事業：グリーンクリエイティブいなべ推進事業 / 観光組織推進事業 / 観光資源開発発信事業 / グリーンインフラ推進事業 / こども子育て拠点整備事業 / 木育推進事業

01

グリーンクリエイティブいなべ

青川峡キャンピングパーク

北欧ブランドと連携した宇賀渓のキャンプ場

グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」

リニューアルしたあげき温泉

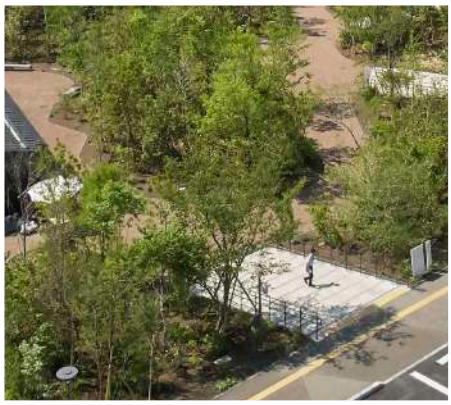

にぎわいの森の玄関口

グリーンインフラ（川遊び）

グリーンインフラ（たき火）

▲地域プロモーションアワード2022「ふるさとパンフレット大賞」優秀賞を受賞した「いなべ暮らしを旅する」（いなべ市公式WEB サイト）。

農業公園の梅林

日曜マルシェ

企業版ふるさと納税
プロジェクト

02 フェアトレードタウンいなべの促進 / SDGs 未来都市いなべの推進

令和元（2019）年に日本で６番目のフェアトレードタウンに認定され、市民団体・行政・商店・学校が連携してフェアトレードとエシカル消費の普及に取り組んでいます。
令和２（2020）年に「SDGs 未来都市」に選定され、誰もが気軽に参加でき継続できる SDGs の推進を目指しています。

◆ 共感ストーリー（社会的な価値）

いなべ市は、国際的な公正貿易の推進と地域資源の活用を両輪に、消費者の価値観を変え SDGs を具体的なビジネス機会へとつなげようとしています。海外の生産者を支えるフェアトレードと、地元のヒト・モノ・コトを生かす「ローカルフェアトレード」を組み合わせることで、サプライチェーンの社会的価値を高めつつ、地域との協働による新商品・サービスの創出を目指します。同時に「グリーンクリエイティブいなべ」の精神で、再エネ導入や循環型経済、親しみやすい SDGs 発信（カジュアル／オシャレ／カワイイ）を進め、市のブランド力を上げていきます。

◆ これまでの実績・評価

●フェアトレードタウン認定（令和元（2019）年）
…日本で６番目の認定を取得。市民団体「いなべフェアトレードタウン」や行政、商店、学校が連携して普及活動を実施。

● SDGs 未来都市選定・自治体 SDGs モデル事業（令和２（2020）年）
…国による選定を受け、誰もが参加し続けられる SDGs 推進を目指す計画・モデル事業を展開。

●公的調達・教育現場での導入推進
…市の調達方針や学校教育にフェアトレード・SDGs の視点を組み込み、制度的な需要創出と学習機会を確保。

●市民啓発・イベント実施（ワークショップ／展示・マーケット等）
…継続的な市民向け啓発を通じて理解と行動変容を促進。毎年の「フェアトレード・デー in INABE」等の開催により発信強化。

●地域商店・産品活用の拡大と来訪促進
…フェアトレード協力店舗をマップで紹介し、スタンプラリーや祭り連携で回遊性を促進。協力店舗は認定時の５か所から令和８（2026）年現在で 38 か所に増加。

●市内中学校との連携（「いなべティーンフェアトレードブック」）
…出前授業を通じ生徒が協力店舗を取材、店舗紹介レポートを作成。モリサワの講義を受け電子ブックを 10 言語で配信し、世界会議で事例紹介されるなど高評価を得る。

●企業連携プロジェクト「INABE SDGs 4T PROJECT」（令和３（2021）年～）
…体験型ワークショップ（Touch・Think・To make・Tell）を企業と行政で展開し、体験からの気づきと行動創出を促進。

●学習ツールの導入（「Get The Point」等）
…職員がファシリテーター資格を取得し、小中学校や企業での体験型 SDGs 学習を展開。

●事業者向け流通基盤・販路支援
…フェアトレード輸入者や地元事業者とのマッチング、共同プロモーションにより販路の拡大と安定需要を創出。

◆ 今後の官民連携の可能性（いなべ市独自の強み）

- 地域の産品と海外のフェアトレード原材料（塩、砂糖、カカオ、コーヒー、スパイス等）を組み合わせた共同開発商品の創出。
- 民間企業のデザイン力・マーケティング力を活かし、企業のノベルティや福利厚生向けに「いなべ発のエシカル商品」をパッケージ化して販売。
- 認証原材料の加工・焙煎・パッケージングを行う地域作業所や拠点の整備、及びエシカル消費の人材育成。
- 農福連携や地元生産者とのフェアな取引ルールを確立、地域内の生産現場における安定収入と多様な雇用創出。
- 小中学校の授業や地域イベントでの学びの機会創出、企業の社会貢献プログラムと連動させて次世代へ投資。
- 豊かな自然資源を活かしたヘルスケア商品、ワーケーションプログラム、地域一体型の体験商品の共同開発。
- 企業のサテライトオフィス誘致等を通じ、市民と企業社員が共に学び、幸福度を高め合うプラットフォームの提供。

※ 関連する市の主な事業：フェアトレードタウンいなべの促進 / 小中学校での授業 / いなべ総合学園での講義 / にぎわいの森店舗でのフェアトレード商品の取扱い・フェアトレード月間（５月）におけるマルシェの開催・企業との連携 / いなべカジュアル SDGs 推進事業 / グリーンクリエイティブいなべ推進事業 / ごみ減量化推進事業 / こども子育て拠点整備事業 / 発達支援事業 / 家庭児童相談事業 / 夢・未来プロジェクト 2030 事業 / 健康づくり事業 / 多面的機能支払交付金事業

フェアトレード商品

フェアトレード商品

フェアトレード商品

フェアトレード商品

02

フェアトレードタウンいなべ
/ SDGs 未来都市いなべ

小学校のフェアトレードの授業

フェアトレード商品

フェアトレードコラボ商品

市役所食堂のフェアトレードコーヒー

4Tプロジェクト（アクティオ）

4Tプロジェクト（デンソー）

4Tプロジェクト（トヨタ車体）

SDGs 学習ゲーム「Get The Point」

4Tプロジェクト（フジ技研）

フェアトレードタウンいなべ
（いなべ市公式 WEB サイト）▶

SDG s 未来都市いなべ
（いなべ市公式 WEB サイト）▶

企業版ふるさと納税
プロジェクト

03 チャレンジ・カーボンニュートラルいなべの推進

荒廃森林の整備等を通じて、伐採木の搬出・加工・高付加価値化や木育など、地域循環と脱炭素を両立する仕組みの構築に挑戦しています。

◆ 共感ストーリー（社会的な価値）

いなべ市は、面積の約 58% が森林である一方、手入れの行き届かない放置林が増え、森林整備の担い手不足や高齢化、伐採木の現地放置といった課題に直面しています。これらは地域の安全・生産性・持続可能性に直結する重大な課題です。

市は「ゼロカーボンシティ」の表明や森林環境譲与税の活用、地域資源の商材化、公共施設の再エネ化などを通じて脱炭素と地域循環の両立を進めています。次の段階として、伐採した木材を単に処分するのではなく、地域で搬出・加工・付加価値化して循環させることで、森林整備の持続可能な経済モデルを築こうとしています。

この「カーボンニュートラルいなべ」は、森林の保全・災害リスク低減・CO2 吸収の強化と、地域の雇用創出・地場産業の再生・ブランド創出を同時にかなえる取組です。

地元木材を素材にした木育プログラムやデザイン性の高い木製プロダクトの共創、伐採木を購入・加工する企業との連携により、地域にお金が流れるサプライチェーンをつくり、持続可能な森林資源管理を確立します。

◆ これまでの実績・評価

●ゼロカーボンシティ表明（令和４（2022）年）
…脱炭素社会の実現を宣言し、計画的な施策を推進中。

●森林環境譲与税の活用
…創設された税を主に森林整備に投入し、温室効果ガス削減や災害防止に資する事業を実施。

●地域資源の商材化（グリーンクリエイティブいなべ経由）
…自然由来の資源を活かした環境配慮型商材やインフラ整備を進行。

●地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（令和６（2024）年度～令和 10（2028）年度）
…公共施設への太陽光パネル設置や公用車の環境負荷低減車両への更新など、再エネ普及の具体計画を策定。

◆ 今後の官民連携の可能性（いなべ市独自の強み）

- 木材×ブランドによる共同イノベーション企業のデザイン力・販売力と地域木材を組み合わせ、企業ギフトや体験型商品の共同開発を行う。
- 「いなべ産」ブランドの高付加価値商品（木のおもちゃ）を創出し、企業の ESG 発信につなげる。
- サプライチェーンを巻き込む資金・事業連携として、企業版ふるさと納税や寄附を通じて、搬出設備（小型製材機、運搬機器）、加工場整備、人材育成プログラムの資金化を促進。
- 地域の伐採・整備事業に安定した収入源を生み、雇用と地域内循環を強化する。
- 社員のボランティア参加や研修受入れによる人的交流で、企業の従業員満足（ウェルビーイング）向上にも寄与。
- 社会的価値と事業性の両立（持続可能な経済循環）。
  伐採→加工→製品化→販売の循環により、森林保全と地域経済を同時に実現。
- クレジット認証得られれば企業のサステナビリティ報告書と親和性の高い実績が得られる。
- 木育や地域の自然体験を企業の社会貢献プログラムに組み込み、次世代育成への投資を可視化できる。
- 脱炭素・カーボンニュートラルへの貢献は、企業の ESG 評価に資する。

※ 関連する市の主な事業：ごみ資源化事業 / ごみ減量化推進事業 / ごみ処理事業 / ごみ分別収集啓発事業 / 地域脱炭素化移行重点対策加速化事業 / 公用車管理事業 / 水素エネルギー活用促進事業

荒廃森林の整備

荒廃森林の整備

整備された森林

太陽光パネルの整備　（フジ技研屋根）

水素ステーションの整備

03

チャレンジ・カーボンニュートラル
いなべ

木育（積み木）

五感を育む木育

親子で木育

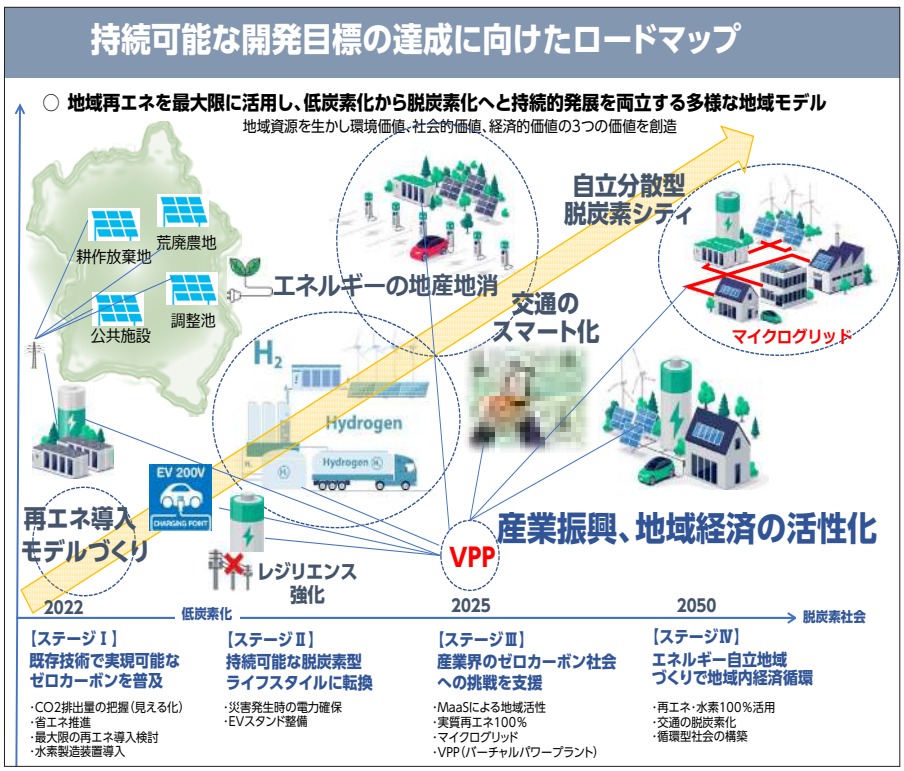

五感を育む木育

チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ
（いなべ市公式 WEB サイト）▶

企業版ふるさと納税
プロジェクト

04 元気みらい都市いなべの推進

民間企業や専門機関等との協働を通じて、全世代の健康づくりを起点とした“人”と“まち”の「元気づくり」に挑戦しています。

◆ 共感ストーリー（社会的な価値）

いなべ市では、全国に先駆けて高齢者の健康づくりに取り組んできました。市民が元気リーダーとなり主体的に教室を実施するいなべ市の「元気づくりシステム」は、全国的に高い評価を得て、広く全国各地で展開されています。

この「元気づくりシステム」で得た知見を活かし、全世代の効果的な健康づくりに向けて、多様な主体が一体となって取り組む一連の活動を総称して『元気みらい都市いなべ』と呼びます。いなべ市は、『元気みらい都市いなべ』の活動を通じて、地方都市だからこそできる“人”と“まち”の「元気づくり」に挑戦しています。

◆ これまでの実績・評価

●元気づくりシステム

…厚生労働省主催の「第３回健康寿命をのばそう！アワード」厚生労働大臣 自治体部門で優秀賞を受賞。
令和７（2025）年現在で、市内 79 箇所で実施されており、参加者は年間延べ約５万人。
全国から高い評価を受け、８自治体で導入。

●福祉委員会の全市展開

…市内 88 箇所の自治会に設置されており、いなべ市社会福祉協議会の伴走の元、住民主体の見守りやサロン活動等を積極的に実施。

●いなべ Step+10cm

…令和４（2022）年に、千葉大学と㈱竹中工務店の連携により、健康促進を図るために環境から健康行動を促進するゼロ次予防の一環として、いなべ市役所庁舎エントランスに「いなべ Step+10cm（いなべステップテン）」を設置。

●いなべげんき応援あぷり いなべる

…令和５（2023）年に、「いなべげんき応援あぷり いなべる」を開発、リリース、アプリ活用者は 8,000 人超。歩数に応じたポイントや体重・血圧の記録等でポイントを貯められ、WAON ポイントとの交換やいなべの商品等の抽選の応募ができる。

●幼少期からの運動習慣づくり

…市内の認定こども園や小中学校を通じて、野外体験保育やコーディネーショントレーニングを実施。

◆ 今後の官民連携の可能性（いなべ市独自の強み）

- 元気づくりシステムとの連携（参加者を通じた調査研究や実証事業等）が可能。
- 福祉委員会との連携（高齢者をはじめとする地域活動の調査研究や実証事業等）が可能。
- 社会福祉協議会が認定こども園の運営から介護、高齢福祉、障がい福祉、各種相談まで幅広く対応しており、社会福祉協議会と連携した各種調査研究や実証事業の実施が可能。
- 小中一貫教育の体制が整備されており、市内の子どもたちに一貫したアプローチが可能。
- 幼児の保育教育も全て市が担っており、幼児への一貫したアプローチが可能。
- これまでに市内の大手企業と様々な連携を実施しており、今後は健康増進分野での連携にも期待がかかる。
- 庁内に課の境を超えた医療職チームがあり、学会への発表歴や協同研究に取り組んでいる。
- 部活動の地域移行に伴い、民間との協働に積極的に取り組んでいる。
- 今後も民間との協働を積極的に行い、ライフコースアプローチに基づく健康づくり活動を推進。

※ 関連する市の主な事業：検診・疾病対策事業 / 健康づくり事業 / 母子保健事業 / 夢・未来プロジェクト 2030/ 部活動振興事業 / 地域力強化推進事業 / 地域スポーツ推進事業 / 健康づくり事業

骨こつチャレンジクッキング

インストラクターによる専門的な指導

元気づくりシステム（高齢者の主体的な元気づくり）

自然保育

インストラクターによる専門的な指導

元気づくりシステム（高齢者の主体的な元気づくり）

コーディネーショントレーニング

04

元気みらい都市
いなべ

いなべ ヴェロフェスタ

マスコットキャラクター いなべる

▲「元気みらい都市いなべ」に参画する団体や専門家、民間企業等と市がめざすべき姿の共通認識をまとめたコンセプトブック

企業版ふるさと納税
プロジェクト

05 その他の寄附対象事業

これまでに紹介したプロジェクト以外にも、「いなべ市総合戦略」に掲載されている取組であれば、寄附の対象事業として選んで頂くことができます。

いなべ市総合戦略 ▲

◆ その他（教育・子育て）

いなべ市では、教育や子育て支援にも積極的に取り組んでいます。小中一貫教育の特性を生かし、自然体験や地域体験、民間企業と連携した学びの機会の提供など、特色ある教育や子育て支援を推進しています。

例えば、企業版ふるさと納税の人材派遣型を利用して、民間の持つノウハウを生かして子どもたちに授業を行ったり、職員研修の一環として学校現場と連携した活動を行ったりすることもできます。

日本航空と連携した授業

自然学習

地域学習（田植え）

◆ その他（防災）

いなべ市では、防災関連の取組にも積極的に取り組んでいます。各地域の福祉委員会等による平時の見守りを通じた災害時に支援が必要な人の把握、市内大手企業との地域防災協定の締結、また、令和５（2023）年には、いなべ市の防災情報がスマートフォンに直接届く、「いなべ市防災アプリ 知らせぇーる」もできました。

今後も民間のノウハウを積極的に取り入れ、安心安全なまちづくりを進めていきます。

各地区の福祉委員会での防災活動

企業との地域防災協定

いなべ市防災アプリ 知らせぇーる

いなべ市企業版ふるさと納税 紹介パンフレット
発　　行　令和８（2026）年７月
編　　集　いなべ市 企画部 政策課
住　　所　〒511-0498
　　三重県 いなべ市 北勢町 阿下喜 31 番地
電　　話　0594-86-7741

令和８年８月６日

調査報告書

令和7年3月

いなべ市空家等実態調査業務

いなべ市行政改革の推進について

目　次

Ⅰ　空家等実態調査の基本的事項…… 1

１．調査目的…… 1

２．用語の定義…… 1

３．調査対象…… 2

Ⅳ　調査結果のとりまとめ……3

１．市内における総戸数、空家等数、空家率……3

２．市内における空家等の分布図…… 3

３．町別の戸数、空家等数、空家率…… 3

４．不良度判定による特定空家等候補の抽出……4

５．利活用可能性判定による利活用可能空家等候補の抽出…… 6

Ⅴ　所有者等へのアンケート調査……8

１．アンケート調査の概要……8

２．アンケート調査結果……9

Ⅰ．空家等実態調査の基本的事項

１．調査目的

本調査は、市内における空家等の現地調査を行い、空家等件数やその状態、分布状況等を的確に把握するとともに、その結果をデータベース化することで、所有者に対して空家等の利活用や適正管理を促す等、市空家等対策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

２．用語の定義

本調査において使用する用語の定義は次に定めるとおりとする。

（１）空家等

いなべ市内に所在する建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。空家等の分類及び定義は、以下の地方公共団体における空家等調査の手引き（国土交通省住宅局）を参考とする。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

■空き家の分類及び定義

<table>
<tr><th colspan="3">居住世帯のない住宅の分類</th><th>主眼点</th></tr>
<tr><td colspan="3">一時現在者のみ住宅</td><td>昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅</td></tr>
<tr><td rowspan="5">空き家</td><td rowspan="2">二次的住宅</td><td>別荘</td><td>週末や休暇に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃貸用の住宅</td><td>新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅</td></tr>
<tr><td colspan="2">売却用の住宅</td><td>新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の住宅</td><td>上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など
（注：空家の区分の判断が困難な住宅を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築中の住宅</td><td>住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締りができてるまでにはなっていないもの</td></tr>
</table>

出典）地方公共団体における空家調査の手引き（国土交通省住宅局）

（２）特定空家等

空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態又は著し

く衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等で、市長が認定した空家等をいう。

（３）特定空家等候補

本調査の結果、「不良度判定表」に従いランク分けを実施し、[ランク D]になった損壊・老朽化等の程度が著しく、周辺の生活環境保全のために対策を講じる優先度が高い空家等を「特定空家等候補」とする。

３．調査対象

本調査に係る調査対象は、次のとおりとする。

（１）対象区域

本調査の区域は、いなべ市内全域とする。

（２）対象建築物

本調査の対象建築物は、いなべ市内に所在する戸建て住宅及び店舗併用住宅の空家等（居住用に供されていたものをいい、別荘や賃貸用・売却用等の住宅、事務所・倉庫・小屋等を除く。）とし、集合住宅や共同住宅については、原則調査対象外としている。

Ⅳ．調査結果のとりまとめ

１．市内における総戸数、空家等数、空家率

二次調査において把握した市内全域の空家等数、空家率は、次のとおりである。

市内全域	総戸数	空家等数	空家率
合計	**15,063**	**523**	**3%**

※なお、次の条件により戸数の集計を行ったので、実際の戸数とは必ずしも一致しない。

条件①画地内に用途が「居宅」である家屋が存在する

条件②住宅用地の特例の小規模住宅用地の割合を算出するために入力されている画地の戸数を集計

条件③持家か賃貸かは問わない

条件④原則戸建て住宅を集計、長屋・共同住宅・寄宿舎・寮等は除外

住宅・土地統計調査との比較

総務省の平成 30 年住宅・土地統計調査（以下、「統計調査」という。）では、市内の空家率は 11.9%だったが、この統計調査は、抽出した標本調査を基に推計した戸数ベースの調査である。また、今回の実態調査は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、棟数ベースで実施しており、調査方法が異なることから、空家等数、空家率ともに乖離している。

２．市内における空家等の分布図

二次調査において把握した空家等の分布状況は、付属資料として巻末に収録した。

３．町別の戸数、空家等数、空家率

町別の戸数、空家等数、空家率は、次のとおりである。

町名	戸数	空家等数	空家率
北勢町	4,423	159	4%
員弁町	2,999	69	2%
大安町	5,390	140	3%
藤原町	2,251	155	7%
合計	**15,063**	**523**	**3%**

※なお、次の条件により戸数の集計を行ったので、実際の戸数とは必ずしも一致しない。

条件①画地内に用途が「居宅」である家屋が存在する

条件②住宅用地の特例の小規模住宅用地の割合を算出するために入力されている画地の戸数を集計

条件③持家か賃貸かは問わない

条件④原則戸建て住宅を集計、長屋・共同住宅・寄宿舎・寮等は除外

４．不良度判定による特定空家等候補の抽出

（１）不良度判定結果による市内空家等の状況

「不良度判定基準」を現地調査結果に適用した結果、不良度ランク別空家等割合は、次のような状況であった。

【不良度ランク別空家等割合】

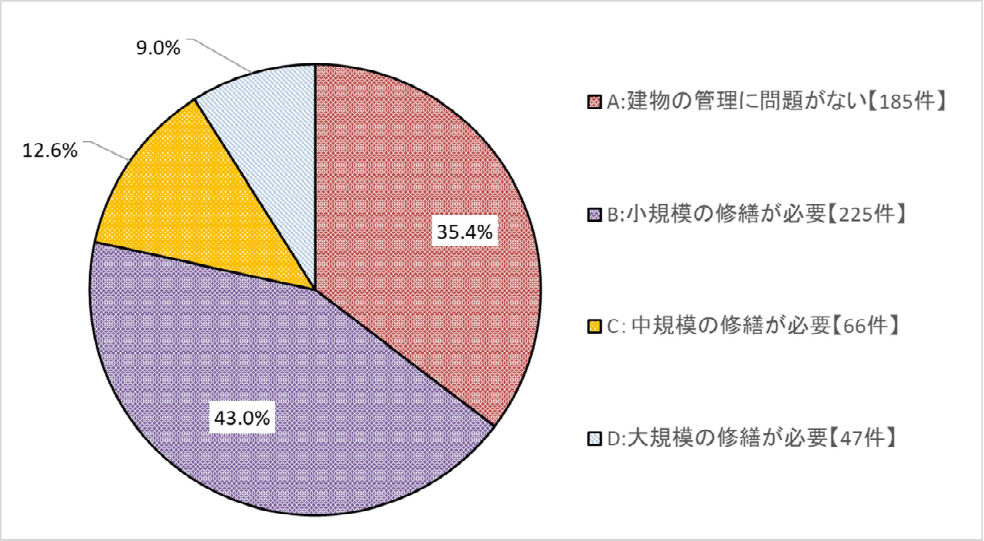

※対象建物数：523 件

全体の 35.4%は物的損傷等がなく、建物の管理に問題のない[ランク A]の空家等と判定された。一方、中～大規模な修繕や解体が必要と考えられる[ランク C][ランク D]の空家等は、合わせて 21.6%で、件数は 113 件にのぼり、決して少なくない件数であると言える。

（２）特定空家等候補の抽出

不良度判定の結果、損壊・老朽化等の程度が著しく、周辺の生活環境保全のために対策を講じる優先度が高い空家等が多く含まれていると考えられる[ランク D]の空家等（47 件）を「特定空家等候補」として抽出した。

＜参考＞　地域別不良度ランク別空家等割合

北勢町

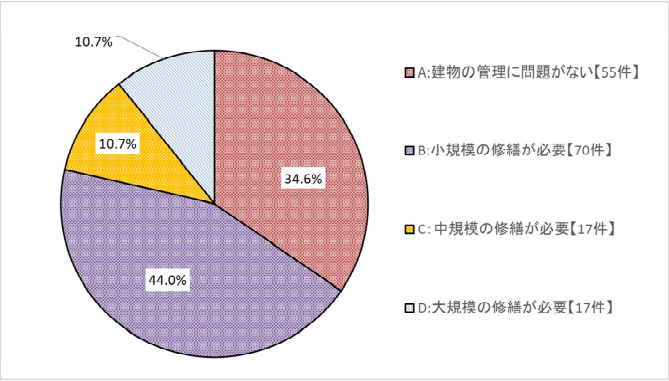

※対象建物数：159 件

員弁町

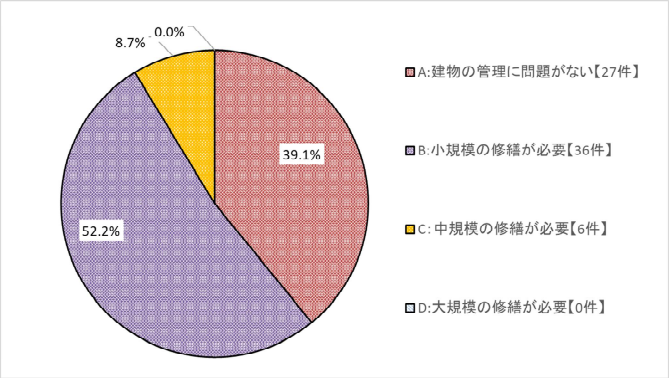

※対象建物数：69 件

大安町

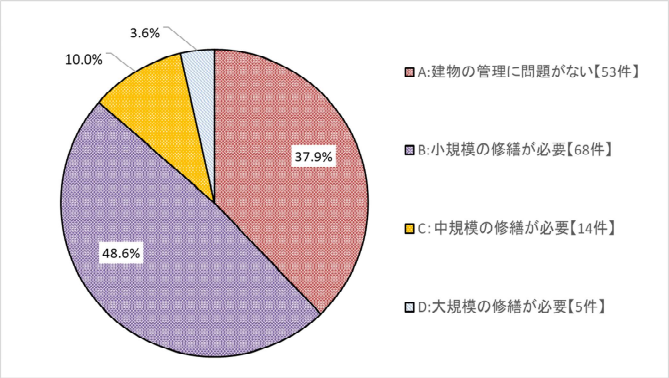

※対象建物数：140 件

藤原町

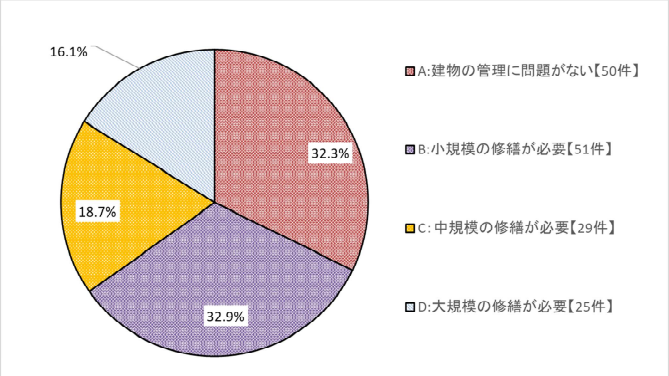

※対象建物数：155 件

５．利活用可能性判定による利活用可能空家等候補の抽出

（１）利活用可能性判定結果による市内空家等の状況

不良度判定で[ランクA] [ランクB]に分類された410件の空家等の現地調査結果に対し、「利活用可能性判定基準」を適用した結果、利活用可能性ランク別空家等割合は、次のような状況であった。

【利活用可能性ランク別空家等割合】

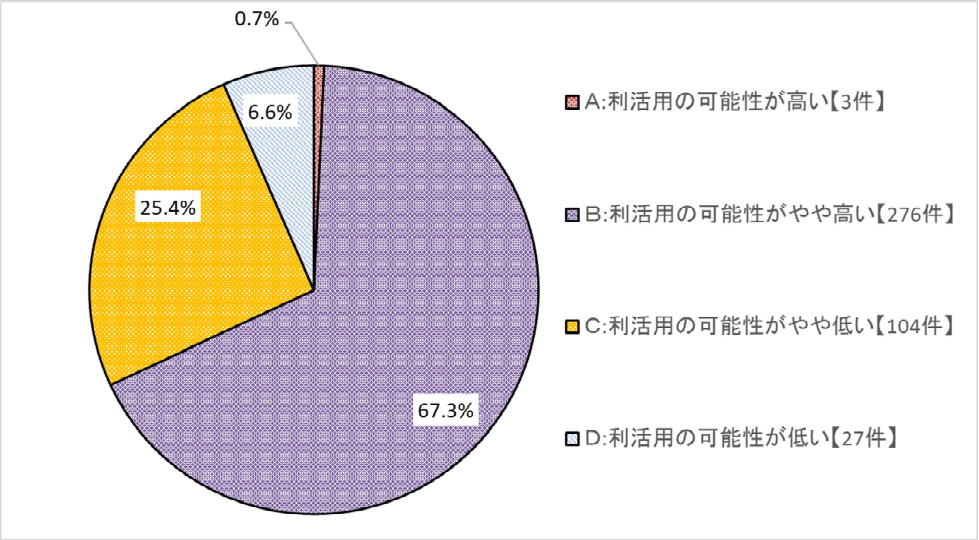

※対象建物数：410件

売却・賃貸の期待性が高い[ランクA]の割合は全体の0.7%と判定された。一方、売却・賃貸の期待性が低い、又は期待できないと考えられる[ランクC][ランクD]の空家等は合わせて32%近くとなり、これらについては、物的使用可能性が認められる場合には利活用、使用困難な場合には、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすことのない適正管理や除却等を促進する必要があると考えられる。

（２）利活用可能空家等候補の抽出

不良度判定の結果、比較的小規模な修繕等で使用可能と考えられ、かつ、立地条件が比較的優位な空家等が多いと考えられる[ランクA] 及び[ランクB]の空家等（合計279件）を「利活用可能空家等候補」として抽出した。

＜参考＞　地域別総合的利活用可能性ランク別空家等割合

北勢町

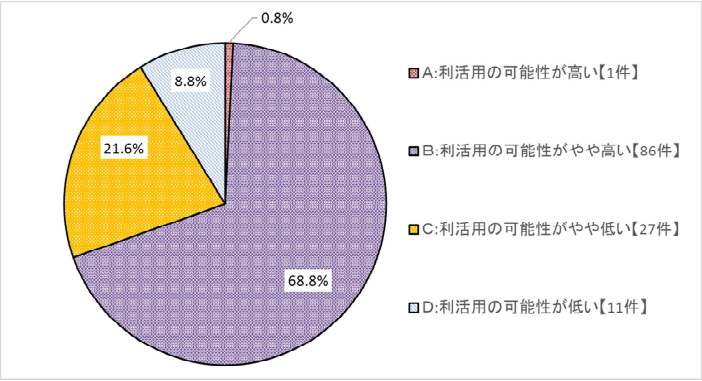

※対象建物数：125 件

員弁町

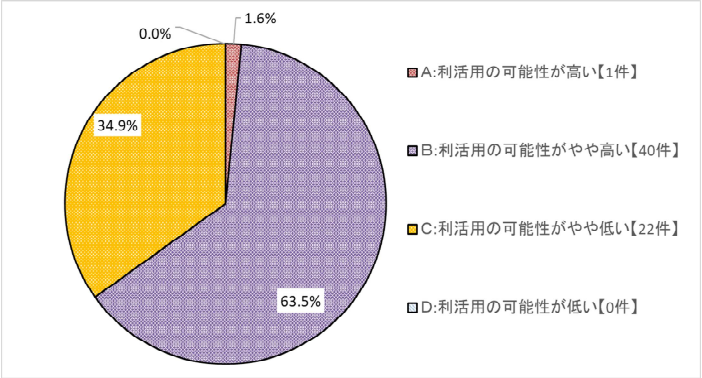

※対象建物数：63 件

大安町

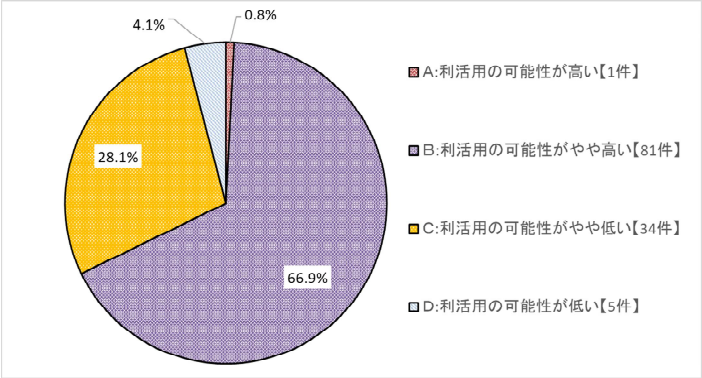

※対象建物数：121 件

藤原町

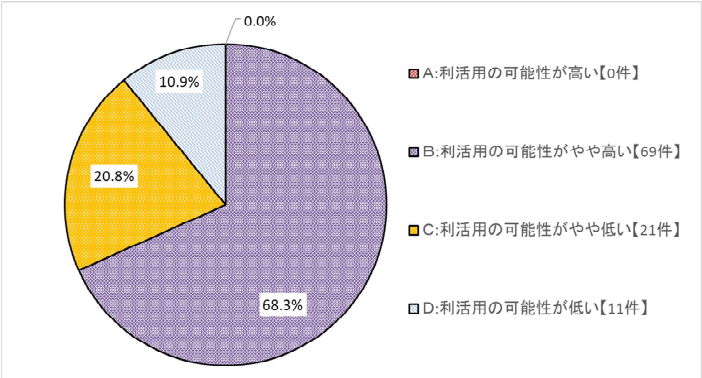

※対象建物数：101 件

Ⅴ．所有者等へのアンケート調査

１．アンケート調査の概要

（１）アンケート調査の目的

実態調査で把握した空家等の可能性が高い 562 件（以下、「対象建物」という）について、その発生要因や所有者等が抱える問題、今後の利用意向等を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

（２）アンケート調査の実施要領

アンケート調査の実施要領は、以下のとおりです。

調査期間	令和 6 年 12 月 23 日～令和 7 年 2 月 3 日
調査対象	空家等の可能性が高い 562 件
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	【配布数】562 件【有効回収数】221 件【有効回収率】39.3% 【不達数】22 件

（３）アンケート送付対象者

空家等と思われる家屋を、所有または管理していると思われる方（以下、所有者等）については、家屋登記簿で確認するほか、固定資産台帳に記載のある所有者や管理者、またはその納税管理人等を所有者等とした。

（４）アンケート送付件数

アンケートの送付件数は以下のとおりです。

アンケート送付件数	562 件
うち市内所有者	282 件（送付数に対し 50.2%）
うち市外県内所有者	144 件（送付数に対し 25.6%）
うち県外所有者	136 件（送付数に対し 24.2%）

（５）アンケート送付回答状況

アンケート送付回答状況は以下のとおりです。

アンケート返却数	221 件（内訳　201 件：空家等、20 件：貸家等） （返却率 39.3%）
うち市内所有者	100 件（全返却数に対し 45.2%）
うち市外県内所有者	56 件（全返却数に対し 25.3%）
うち県外所有者	65 件（全返却数に対し 29.4%）

※アンケート返却数の内訳について、201 件は空家等に属する回答のあった件数、20 件は、「貸家（入居者有り）」と「その他」の回答で、明らかに住んでいる又は解体して更地等になっている件数

２．アンケート調査結果

アンケート調査の結果は以下のとおりです。

（１）対象建物の使用状況について

選択肢	件数	比率
1. 時々過ごすための家	21	9. 5%
2. 貸家（入居者有り）	9	4. 1%
3. 貸家（入居者無し）	4	1. 8%
4. 物置・倉庫	57	25. 8%
5. 倉庫	0	0. 0%
6. 利用していない	87	39. 4%
7. その他	30	13. 6%
無回答	3	1. 4%
無効回答	10	4. 5%
合計	221	100. 0%

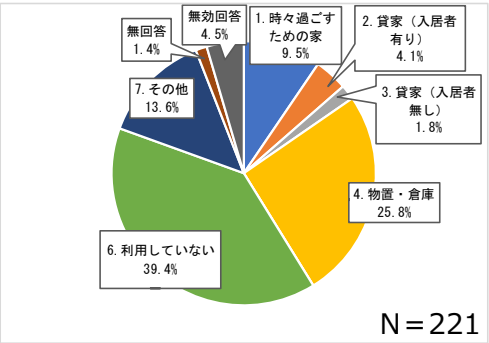

・「利用していない」が 87 件（39. 4%）で最も多く、次いで「物置・倉庫」が 57 件（25. 8%）となっています。
・「その他」の 30 件の内、記載内容により、明らかに住んでいる又は解体して更地等になっている等と判断できるケースが 11 件、空家等か否かが判断できないケースが 19 件となっています。

（２）対象建物の建築時期について

選択肢	件数	比率
1. 1970年（昭和45年）以前	80	39. 8%
2. 1971年（昭和46年）～1980年（昭和55年）	37	18. 4%
3. 1981年（昭和56年）～1990年（平成2年）	18	9. 0%
4. 1991年（平成3年）～2000年（平成12年）	8	4. 0%
5. 2001年（平成13年）～2010年（平成22年）	0	0. 0%
6. 2011年（平成23年）～	0	0. 0%
7. 不明	0	0. 0%
無回答	36	17. 9%
無効回答	22	10. 9%
合計	201	100. 0%

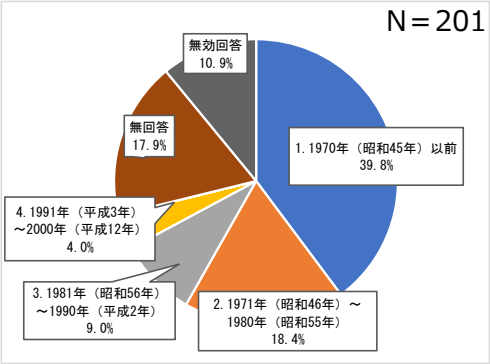

・「1970 年（昭和 45 年）以前」が 80 件（39. 8%）で最も多く、次いで「1971 年（昭和 46 年）～1990 年（昭和 55 年）」が 37 件（18. 4%）となっています。
・建築時期が 1980 年（昭和 55 年）以前の 117 件（58. 2%）は旧耐震基準のもとでの建築であり、地震災害時に倒壊の可能性が高くなっています。

・（1）の回答において、「貸家（入居者有り）」（9 件）の場合は、以降のアンケートに回答しないことになっている。また、「その他」で明らかに住んでいる又は解体して更地等になっている場合（11 件）は、回答対象外とみなし、合計 20 件を除いた件数で処理している。（以降のアンケート結果も同様）

（３）対象空家等の現状と発生要因について

○対象空家等に住まなくなったのはいつからか

選択肢	件数	比率
1. 昭和	27	13. 4%
2. 平成	115	57. 2%
3. 令和	25	12. 4%
無回答	30	14. 9%
無効回答	4	2. 0%
合計	201	100. 0%

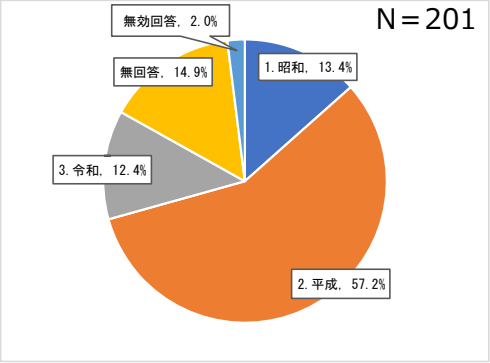

・「平成」が 115 件（57. 2%）で最も多く、次いで「昭和」が 27 件（13. 4%）となっています。

○空家等となった理由

選択肢	件数	比率
1. 仕事上や子供の就学の関係で住み替えた	10	5.0%
2. 手狭になったので住み替えた	10	5.0%
3. 親や子の世帯と同居するために住み替えた	13	6.5%
4. 住んでいた人が、施設入所・入院した	19	9.5%
5. 住んでいた人が死亡した	85	42.3%
6. その他	38	18.9%
無回答	21	10.4%
無効回答	5	2.5%
合計	201	100.0%

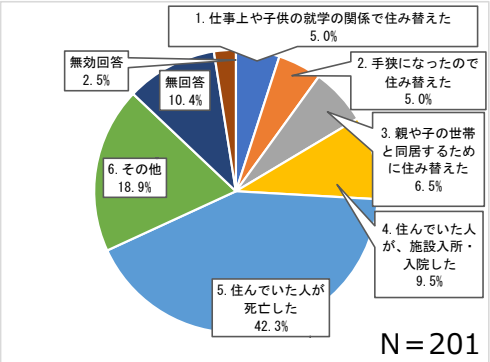

・「住んでいた人が死亡した」が 85 件（42.3%）で最も多く、次いで「住んでいた人が、施設入所・入院した」が 19 件（9.5%）となっています。

（４）対象建物の管理について

○維持管理について

選択肢	件数	比率
1. 定期的に自分または関係者が点検している	65	32.3%
2. 不定期に自分または関係者が点検している	68	33.8%
3. 専門管理業者に委託して行っている	0	0.0%
4. ほとんど何も行っていない	43	21.4%
5. その他	6	3.0%
無回答	15	7.5%
無効回答	4	2.0%
合計	201	100.0%

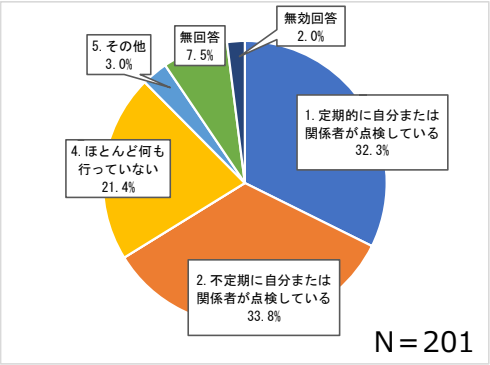

・「不定期に自分または関係者が点検している」が 68 件（33.8%）で最も多く、次いで「定期的に自分または関係者が点検している」が 65 件（32.3%）となっています。

○建物の状況について

選択肢	件数	比率
1. 維持管理をしっかりしており、いつでも住める状態である	22	10.9%
2. 多少の修繕をすれば住める状態である	65	32.3%
3. 劣化が進んでおり、住むためには大規模な修繕が必要である	74	36.8%
4. その他	20	10.0%
無回答	16	8.0%
無効回答	4	2.0%
合計	201	100.0%

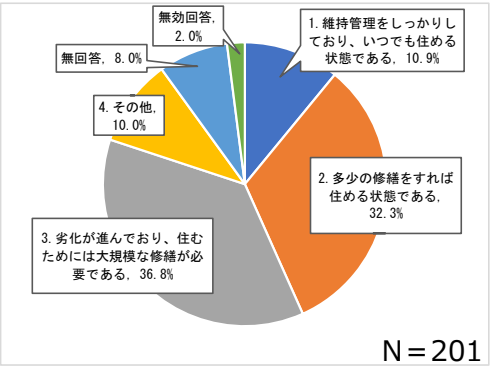

・「劣化が進んでおり、住むためには大規模な修繕が必要である」が 74 件（36.8%）で最も多く、次いで「多少の修繕をすれば住める状態である」が 65 件（32.3%）

となっています。

○維持・管理について困っていること

選択肢	件数	比率
1. 管理する時間がない	39	13. 7%
2. 管理委託料が高い	11	3. 9%
3. 身体的、年齢的問題	82	28. 9%
4. 距離が遠い	64	22. 5%
5. 管理を頼める相手を探すのが大変	17	6. 0%
6. その他	41	14. 4%
無回答	30	10. 6%
合計	284	100. 0%

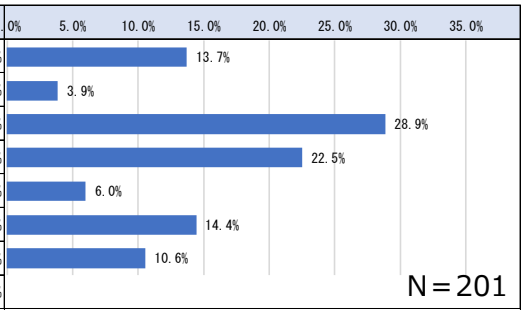

・「身体的・年齢的問題」が 82 件（28. 9%）で最も多く、次いで「距離が遠い」が 64 件（22. 5%）となっています。
・本設問は複数回答であるため、件数が 284 件となっている。

○維持・管理の状態

選択肢	件数	比率
1. 維持管理をしっかりしており、いつでも住める状態である	22	10. 9%
2. 多少の修繕をすれば住める状態である	65	32. 3%
3. 劣化が進んでおり、住むためには大規模な修繕が必要である	74	36. 8%
4. その他	20	10. 0%
無回答	16	8. 0%
無効回答	4	2. 0%
合計	201	100. 0%

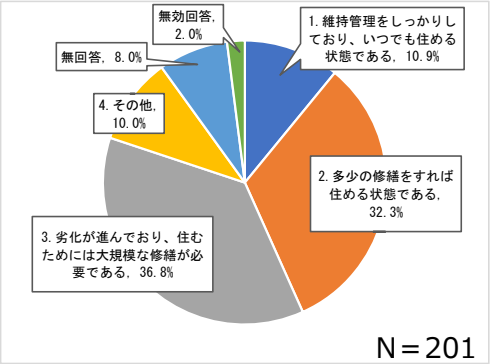

・「劣化が進んでおり、住むためには大規模な修繕が必要である」が 74 件（36. 8%）で最も多く、次いで「多少の修繕をすれば住める状態である」が 65 件（32. 3%）となっています。

（５）対象建物の今後の活用について

○対象空家等の今後の活用、処遇について

選択肢	件数	比率
1. 新築、改築して自分または家族が住む	10	3.1%
2. セカンドハウスとして時々住む	11	3.4%
3. 他に売却する	62	19.3%
4. 貸家として運用する	15	4.7%
5. 公共利用のために寄付したい	29	9.0%
6. 地域団体等に活用してほしい	16	5.0%
7. 空家を解体する	48	14.9%
8. 子や孫に任せる（相続する）	31	9.6%
9. 予定なし、未定	65	20.2%
10. その他	22	6.8%
無回答	13	4.0%
合計	322	100.0%

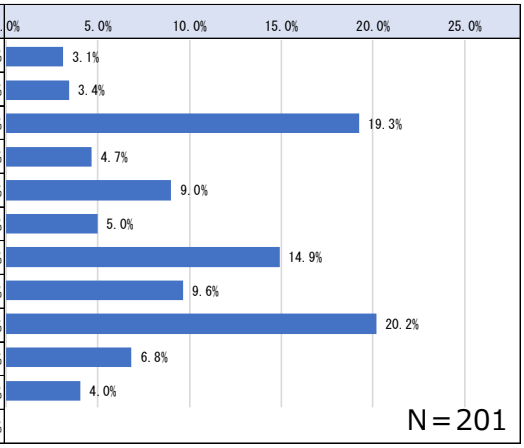

・「予定なし、未定」が 65 件（20.2%）で最も多く、次いで「他に売却する」が 62 件（19.3%）となっています。
・本設問は複数回答であるため、件数が 322 件となっている。

○対象空家等の今後の活用について困っていること

選択肢	件数	比率
1. 今後利用予定はないのでどうしたらよいかわからない	56	16.0%
2. 解体したいが解体費用の支出が困難である	70	20.0%
3. 改修したいが改修費用の支出が困難である	19	5.4%
4. 解体して更地になることで、固定資産税等の特例措置がなくなる	39	11.1%
5. 相続や解体、売却の諸手続きで困っている	22	6.3%
6. 売却したいが売却相手が見つからない	48	13.7%
7. 貸出したいが貸出し相手が見つからない	14	4.0%
8. 特にない	38	10.9%
9. その他	23	6.6%
無回答	21	6.0%
合計	350	100.0%

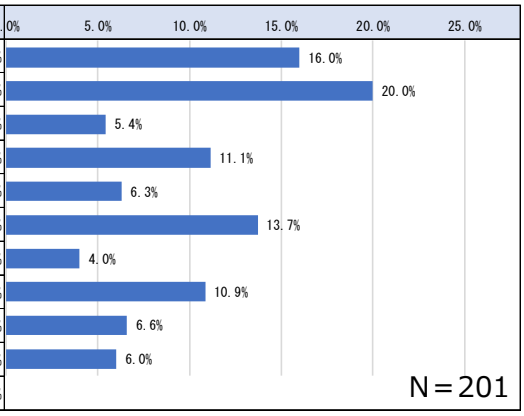

・「解体したいが解体費用の支出が困難である」が 70 件（20.0%）で最も多く、次いで「今後利用予定はないのでどうしたらよいかわからない」が 56 件（16.0%）となっています。
・本設問は複数回答であるため、件数が 350 件となっている。

（６）いなべ市空家バンク制度について

○空家バンク制度について

選択肢	件数	比率
1. 制度の内容を知っている	42	20. 9%
2. 制度の内容を知らない	133	66. 2%
3. その他	9	4. 5%
無回答	16	8. 0%
無効回答	1	0. 5%
合計	201	100. 0%

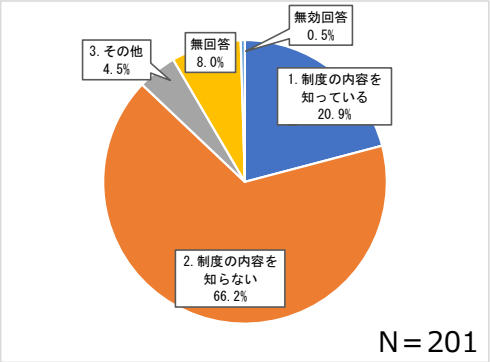

・「制度の内容を知らない」が 133 件（66. 2%）で最も多く、次いで「制度の内容を知っている」が 42 件（20. 9%）となっています。

○空家バンク制度についての考え

選択肢	件数	比率
1. 登録してみたい	20	10. 0%
2. 期間限定で登録したい	0	0. 0%
3. 条件によっては登録したい	63	31. 3%
4. 条件によっては期間限定で登録したい	9	4. 5%
5. 登録したくない	68	33. 8%
無回答	40	19. 9%
無効回答	1	0. 5%
合計	201	100. 0%

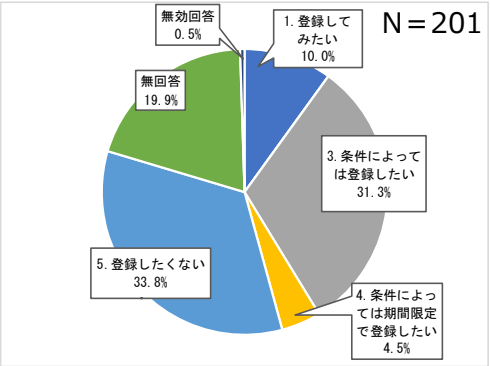

・「登録したくない」が 68 件（33. 8%）で最も多く、次いで「条件によっては登録したい」が 63 件（31. 3%）となっています。

○空家バンク制度に協力できる場合、どのような内容で協力できるか

選択肢	件数	比率
1. 低価格での売却	32	15. 9%
2. 市場価格での売却	52	25. 9%
3. 低価格での賃貸	8	4. 0%
4. 市場価格で賃貸	8	4. 0%
5. その他	29	14. 4%
無回答	66	32. 8%
無効回答	6	3. 0%
合計	201	100. 0%

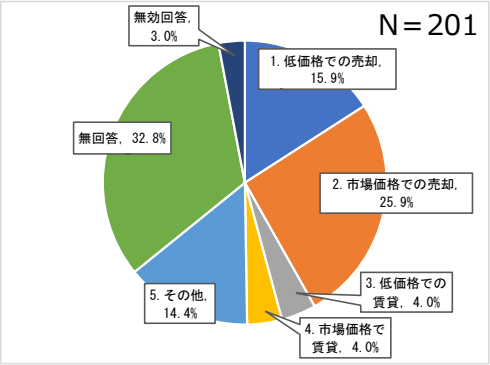

・「市場価格での売却」が 52 件（25. 9%）で最も多く、次いで「低価格での売却」が 32 件（15. 9%）となっています。

○対象空家等を貸出しする時の条件に付いて

選択肢	件数	比率
1. 現状のままでよいなら貸出しする	13	81.3%
2. 補修、修繕費を自己負担して貸出しする	1	6.3%
3. その他の条件によっては貸出ししてもよい	0	0.0%
4. その他	0	0.0%
無回答	2	12.5%
無効回答	0	0.0%
合計	16	100.0%

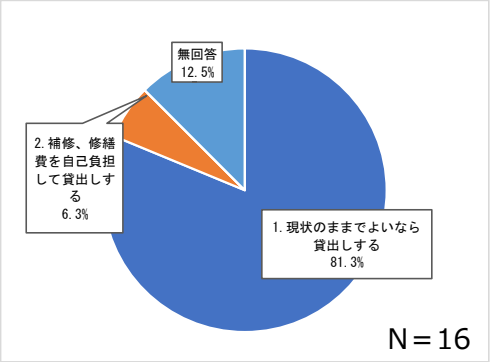

・「現状のままでよいなら貸出しする」が 13 件（81.3%）で最も多く、次いで「補修、修繕費を自己負担して貸出しする」が 1 件（6.3%）となっています。
・本設問は前設問の「○空家バンク制度に協力できる場合、どのような内容で協力できるか」において、「3. 低価格で賃貸」「4. 市場価格で賃貸」と回答した 16 件のみが回答対象となっている。

くらしの中に
総務省

ふるさと住民登録制度
制度創設に向けた取組について

令和８年６月
総務省　ふるさと住民登録制度推進室

ふるさと住民登録制度のシステム構築

○　関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。

○　具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。

○　**誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。**

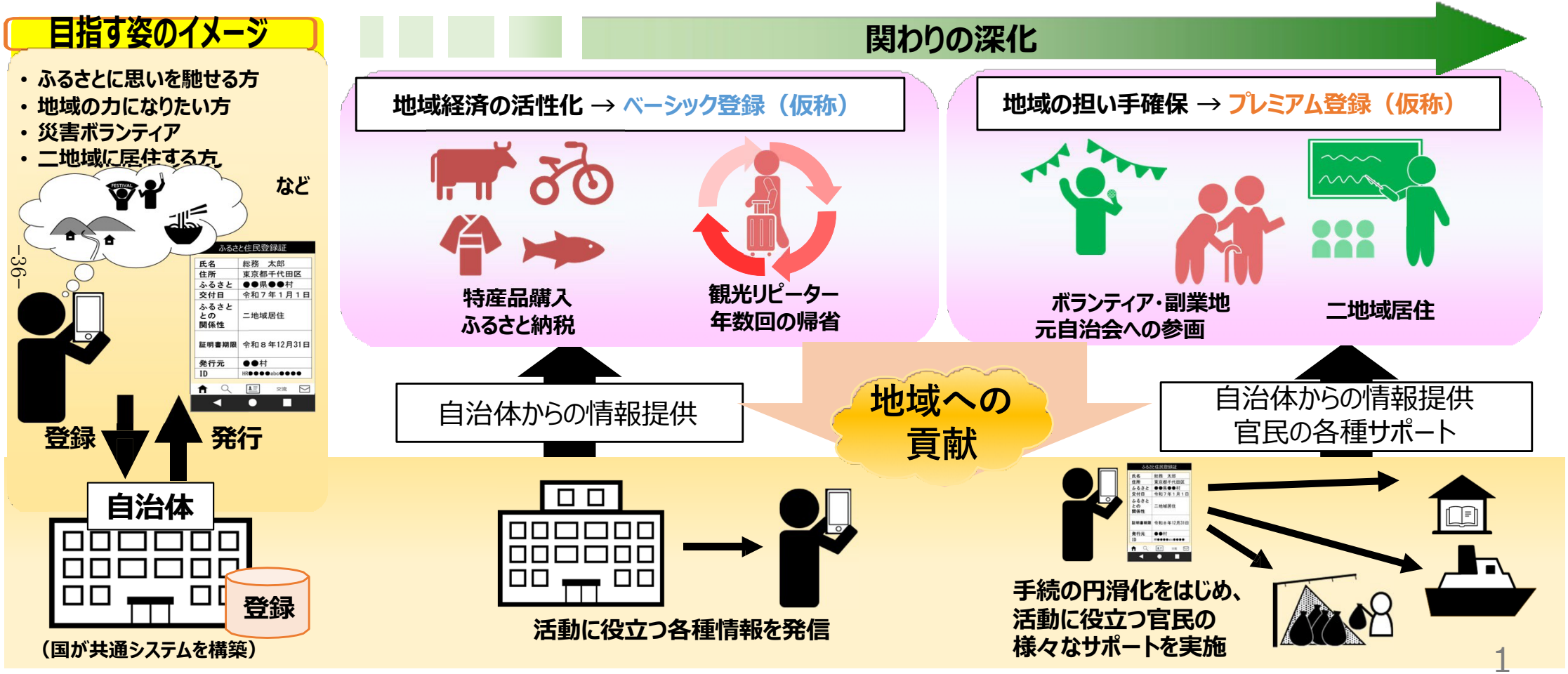

今後のスケジュール（現時点の想定）

未定稿

	R7年度	R８年度			
	３月 下旬	４月～６月	７～９月	10～12月	１～３月
全国的対応	ガイドライン発出	全国の自治体で、モデル団体の動向も踏まえ、取組内容を検討			自治体における システムの 事前運用
	3/27 公表			システム利用申請	
モデル事業	自治体決定	事業開始	特設サイトや全国説明会を通じた制度、モデル団体の取組状況等の周知		
		支援方針の説明	アプリを活用した取組内容を検討	試用版を活用した実証	成果報告
システム開発	調達手続き	開発開始	試用版の設計・開発	試用版完成	実証中の取組も踏まえた機能改善
					正式版完成

自治体向けガイドライン【ver1.0】の概要

○　自治体における制度運用の指針として、自治体の取組事項や留意事項等を記載。
※　システム利用規約においてもガイドラインに沿った適切な対応をとることを利用条件として記載。
○　モデル事業やシステム開発の進捗に伴うフィードバック等を踏まえ、適宜改訂。

Ⅰ　制度創設趣旨　○　人口減少下における地域の担い手確保や活性化

Ⅱ　制度概要　○　別紙参照

Ⅲ　地方自治体による取組

1．制度への参画とID発行　○　総務省への利用申請後、ID発行　○　各自治体は、LGWAN回線を通じ管理画面へログイン

2．ベーシック登録段階

STEP１　自治体紹介ページの作成

STEP２　登録時アンケートの独自項目作成

STEP３　地域の情報発信
①発信コンテンツを作成
※公平性等を踏まえ適切な内容を発信
②登録者のニーズに応じた情報を発信

STEP４　担い手活動の募集
①地域を支える様々な主体と連携し、地域課題や担い手のニーズを掘り起し
②担い手活動（※）をプロジェクトとして企画し、募集情報を発信
③活動名や日付等をシステムに入力し、二次元コードを発行。当日会場に備え置き
④二次元コードの読取りで実績記録。R8.4～アプリリリースまでの間の実績もリリース時に入力可能

（※）「担い手活動」の考え方
■　人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること
■　活動内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域貢献が十分に認められるものであること

【想定される事例】
例）農業や清掃活動等のボランティア、イベントの企画・運営
例）地域の魅力発信、専門的観点からの助言　等

3．プレミアム登録段階

STEP１　登録要件の設定
①「年３回の担い手活動」が必須要件
②二地域居住推進に向けた「長期滞在者」の要件を設定（任意）

STEP２　登録（更新）申請への対応
①担い手活動の実績は、システムの記録により自動判定
②必要に応じ、関係書類等を確認

STEP３　サポート施策の提供
①サポート施策を検討し、制度化（予算化）
※登録の特典としていわゆる「返礼品」を設けることは禁止
②サポート施策の申し込み案内をアプリで発信

Ⅳ その他

○　自治体における制度周知等の取組
○　個人情報保護に係る対応
○　民間事業者等との連携

【スケジュール】
R8.4～　担い手活動の実績把握開始
モデル事業参画団体の検討内容の共有
R8.秋　システム利用申請受付開始
R8年度内　制度開始（数週間程度、自治体の準備期間を設定）

ふるさと住民登録制度の基本的な制度設計（案）

別紙

○　以下の内容をベースに、今後、システム開発やモデル事業の実施を通じて、引き続き検討していく

＜登録先団体＞

■**市区町村・都道府県**（自治体の参加は任意）

※市区町村に登録した場合、都道府県にも同時登録される仕組みを基本（直接都道府県への登録も可能）

＜登録の種類＞

①　ベーシック登録

■　要件を設けず、自動的に登録可能
■　地域との関係性についてアンケートを実施
■　登録者に対し、各自治体が地域の情報を提供

②　プレミアム登録

■　「年３回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること」を必須要件とする
■　このうち、二地域居住推進の観点から、一定要件（年間10日以上滞在をベースに自治体が設定）を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
■　登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
- ➢　担い手活動を行うためのサポート
  （交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等）
- ➢　住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート
  （公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等）

※　登録の特典として、現地に行かなくても物的恩恵が及ぶ、いわゆる「返礼品」を設けることは禁止

＜マイナンバーカードによる本人確認＞

■　ベーシック登録：任意。ただし、カード活用により利便性向上。
■　プレミアム登録：必須

＜登録可能な自治体の数＞

■　ベーシック登録：制限なし　■　プレミアム登録：3団体まで(※)
※域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない

＜登録の更新（有効期間）＞

■　ベーシック登録：更新不要（ただし一定期間アクセス無い場合は解除）
■　プレミアム登録：年１回程度、要件充足を確認の上、更新（システムの判定による自動更新も可）

＜住所地における登録＞

■　ベーシック登録は可。統計上、関係人口に含めない

＜未成年者の利用＞

■　マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

＜その他の機能＞

■　自治体独自でモニターアンケート等を行う機能やオンラインコミュニティルーム、活動履歴記録等の機能を検討

＜システム利用料＞

■　令和９年度までに参加する団体は、一定期間負担を求めない
■　令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討

ふるさと住民コーディネーターの設置

○　ふるさと住民登録制度の取組実施に当たっての自治体の事務負担については、システムの機能によって、できる限り簡易で効率的な仕組みを実装し、可能な限り自治体職員の負担にならない形とする方針。
○　その上で、なおも必要となる事務については、「**ふるさと住民コーディネーター**」を設置することも考えられるため、御検討いただきたい。

ふるさと住民登録コーディネーターの想定業務

地域課題の把握

○　実際に集落や農地、商店街等に赴き、現地の人と対話。
○　地域における困りごと、担い手のニーズを把握。

情報発信

○　効率的な仕組みも活用し、広報誌掲載の情報や地域の魅力を伝えるコンテンツ等を発信。

プロジェクトの企画・運営

○　関係団体と連携した担い手活動プロジェクトや交流イベントの企画・運営。

相談対応

○　ふるさと住民登録者から寄せられた相談への対応。

（想定例）
- ✓　地域の文化・風土の理解
- ✓　地元住民との関係性構築
- ✓　担い手プロジェクトの詳細
- ✓　二地域居住相談　等

登録申請等の確認

○　プレミアム登録申請の内容や登録期間の更新申請の内容の確認。

（※）自治体側で二次元コード読取等による自動登録・更新をしない設定にした場合

サポート施策関連業務

○　ふるさと住民登録者からサポート施策の申請の受付や支払業務を実施。

（※）「ふるさと住民コーディネーター」は、新たに創設する「ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置」の措置対象。

地方公共団体の皆様に御協力いただきたいこと

制度の活用方法の検討

○　令和８年度中に制度開始できるよう、準備を進めているところですが、制度の開始に合わせ、ガイドラインに沿って円滑にスタートしていただくことができるよう、以下の点について、御検討を進めていただきますようお願いします。

- ■　地域において担い手を必要としているのはどのような分野・場面か
- ■　どのような関係人口とつながりを深めていきたいか
- ■　関係人口にどのような情報提供していくか
- ■　関係人口が地域との関わりを深めるためにはどのような推進策を講じていくべきか（交流イベントやサポート施策の具体的検討）
- ■　地域内のどのような主体と連携が必要か

○　総務省としても、検討いただく際の参考となるよう、モデル事業の取組状況等について、説明会などを通じて周知に努めてまいりますので、御協力のほどお願いします。

令和８年度４月以降の活動実績の記録

○　ガイドラインに記載のとおり、プレミアム登録の要件としては、「年３回以上、地方自治体が指定する担い手活動を実施すること」が必須要件です。

○　令和８年４月以降に実施された担い手活動の実績を、プレミアム登録の要件判定に活用できるようにする予定です。

○　ふるさと住民登録システム上で、二次元コードの生成が可能となるまでの間に実施された活動実績については、システム稼働後に、各自治体においてシステムに反映していただくこととなります。

✓　**令和８年４月以降に、自団体の担い手活動として指定を予定している活動がある場合には、参加者に関する一定の情報を各自治体で記録**していただきますようお願いします。令和８年３月27日付けで発出したガイドラインに合わせ、一斉通知・照会システム上で、「**令和8年4月以降における担い手活動実績記録用様式**」**を送付しておりますので、積極的に御活用ください**。

✓　担い手活動の参加者に対しても、登録申請への利用が可能な旨が伝わるよう、**令和８年４月以降に担い手活動の募集を行う際には　　」等の周知**を行うことも検討いただきたい。

自治体による情報発信の手法（イメージ）

未定稿

○　管理者用ウェブページにアクセスし、自治体用IDでログイン

○　イベント情報や担い手募集情報等のコンテンツの掲載を簡易に実行可能なアプリケーションを提供
※自治体の独自ページへのリンクを掲載するのみも可

○　アプリケーションにて、タイトル・タグ・掲載期間等の基本情報設定を行った上で、掲載するコンテンツを作成。コンテンツ作成の業務負担軽減のため、作成補助機能を実装予定。

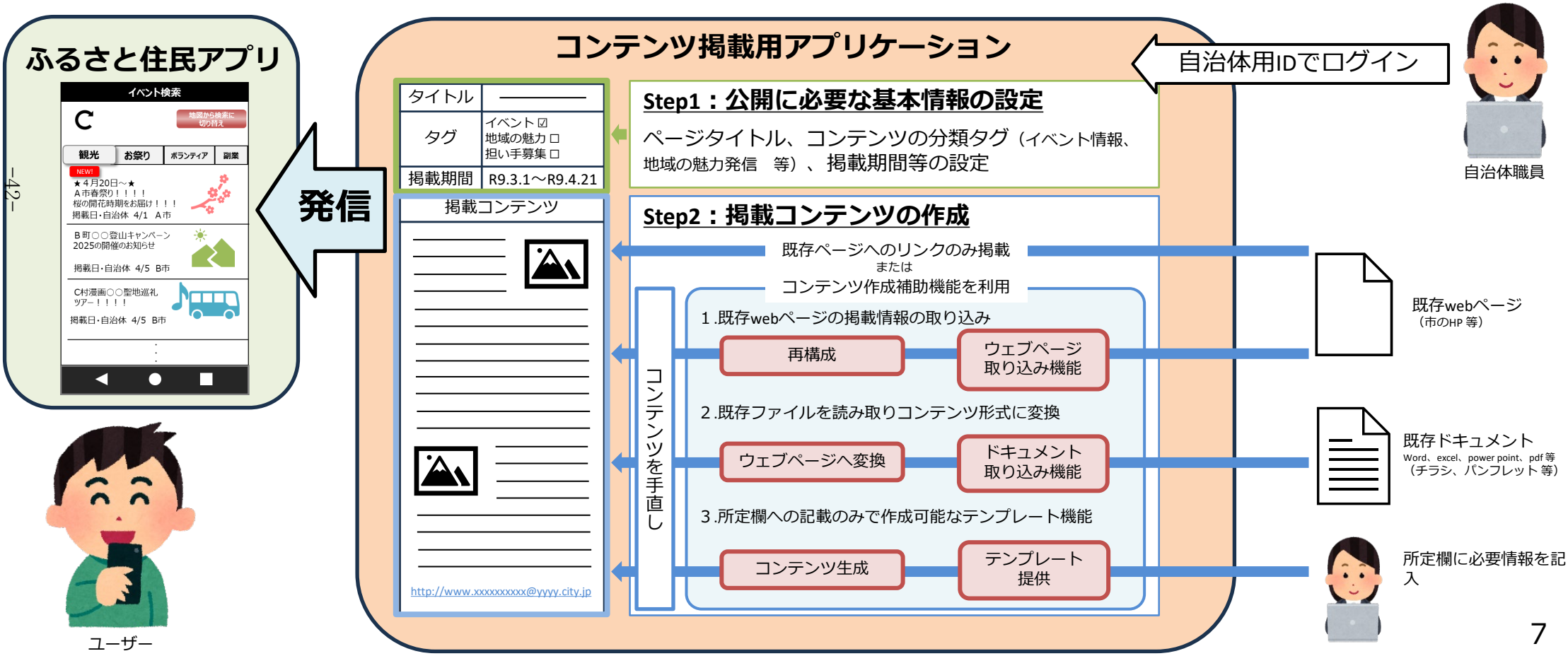

自治体の登録・発信情報の検索（イメージ）

未定稿

○　アプリの機能として、全国の自治体が登録・発信する以下の情報について検索が可能

1）各自治体の基本的な**プロフィール**や**関係人口に対する施策概要等** **＜自治体検索＞**

2）各自治体が発信する**担い手活動のプロジェクト等** **＜プロジェクト検索＞**

関心のある地域を
地図又はキーワードで検索

自治体検索

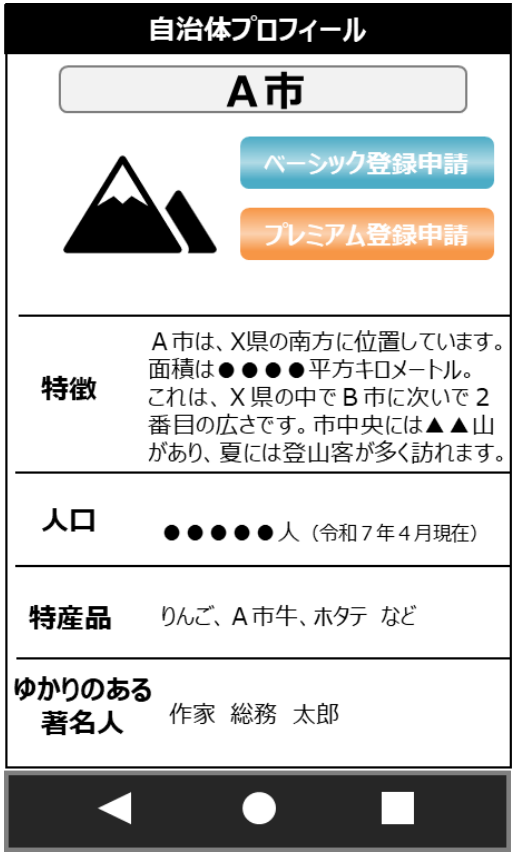

プロジェクト検索

タップして
詳細を表示

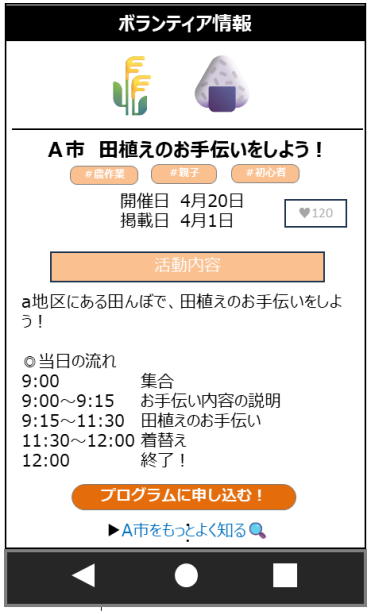

担い手活動の展開に向けた関係団体との連携について

○　ふるさと住民登録制度においては、プレミアム登録の要件となる担い手活動について、公共性確保や実績捕捉の観点から、自治体が関与（プロジェクトを指定）することを前提としている。
○　一方で、地域における担い手のニーズは必ずしも自治体が把握しきれるものではなく、プロジェクトの運営や参加者の実績把握等の観点からも、地域に根差した多様な関係団体との連携が必要と考えられる。

関係団体に期待すること

○所管分野における個々の担い手ニーズの集約
○関係人口の参加に向けたプロジェクトの企画・運営
○二次元コードの活用等による参加実績の捕捉

自治体の関与のあり方

パターン①：担い手活動のプロジェクトごとに自治体が指定
パターン②：当該団体が実施するプロジェクトは原則指定
※①②ともプロジェクトの企画・運営状況を適時自治体と共有

想定される関係団体の活動例

地域住民により構成

○　主催する地域振興に係るイベントの企画・運営

団体例	活動例
自治会	盆踊り大会、清掃活動
地域運営組織（RMO）	移動販売車を活用した買い物支援、祭り運営・神輿担ぎの手伝い
消防団	防災・避難訓練、夜警活動
PTA等	運動会、文化祭の支援

＜公共的活動を行う民間団体＞

○　実施する事業のうち、地域活性化に寄与するプロジェクトへの従事

団体例	活動例
NPO	地域行事・文化の継承
まちづくり会社	空き家リノベーション、地域交通サービスの支援
DMO	観光地域づくりの戦略の策定等
商工会	地元商店街の活性化

＜二地域居住支援法人＞

○　二地域居住促進のための各種支援の実施

活動内容例
・空き家を含む地域の滞在施設情報の把握・提供
・副業を含む地域の担い手に係るニーズの把握・マッチング
・地域のプロジェクトと人材とのマッチング
・地域内外の人材が交流する場の提供

＜農村地域の活性化を担う機関・団体等＞

○　ボランティア・副業等による農業や地域資源保全管理活動への参画促進

団体例	活動例
自治体、中間支援組織※	援農ボランティアツアーの開催、短期の働き手と生産者のマッチングによる副業等を促進
地域の共同活動組織（農地等の保全対策）	農地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動や棚田の保全活動等

※担い手と地域を繋ぐ旅行会社やイベント企画会社等

＜都市部住民と地域をつなぐ民間事業者等＞（中間支援組織）

○　関係人口と地域の双方のニーズを把握し、両者のマッチングや地域内のコーディネート役等を担う。
（活動内容例）地域と関わるためのプログラムづくり、都市部住民（ボランティア等）の受入　など

プレミアム登録者等に対して想定されるサポート施策

○　プレミアム登録者等（※）に対し、**住所地以外での円滑な活動を促進する観点**から、各自治体の裁量により、各種サポート施策を提供することを想定。

※　プレミアム登録の要件を充足するために必要となる「担い手活動を行うためのサポート」については、ベーシック登録者も対象とすることが考えられる。

○　サポート施策の検討に当たっては、プレミアム登録の要件とのバランス、住民とのバランス、費用対効果等に留意。

＜先行事例から想定される自治体のサポート施策（単独事業）の例＞

拠点の無い遠隔地で担い手活動を行うためのサポート施策

- 活動先自治体の訪問や域内での移動に要する交通費や宿泊費に対する補助
- 活動を行うためのワーキングスペース等の利用料に対する補助
- 長期的滞在を行うための空き家の改修経費等に対する補助

住民に準ずる者として一定の地域生活を営む上でのサポート施策

- 住民のみが利用可能とされている公共施設等の利用
- 住民並み料金での公共施設等の利用
- 自治会への加入（住民のみが加入可能の場合）
- 住所地で被災した際の避難先としての受入れ

上記の他、先行事例においては、飲食店・商店街等における割引や、各種企業のサービス利用時における優待など、**多様な民間事業者との連携による取組事例もあり**

ふるさと住民登録システムの利用料	○　全国の自治体が利用できる共通システムを国が構築。 ○　自治体が利用する共通システムの利用料は、自治体による負担が原則となっているが、早期の自治体参画を図り、施策効果を早期に最大化する必要。 ✓　**<u>令和９年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めない</u>**こととする。令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討。
制度の推進に要する経費	○　「関係人口」を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる取組である「ふるさと住民登録制度」が令和８年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた自治体による幅広い取組を後押しするため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設。 ○　従前の二地域居住・関係人口施策に関する特別交付税の措置対象を基本とした上で、ふるさと住民登録制度の運用に携わる「ふるさと住民コーディネーター」の設置に要する経費等、本制度の活用を見据えた関係人口の充実・拡大を図る取組に要する経費を対象とする。 （※１）ふるさと住民コーディネーター等の設置に要する経費（報償費等）については、専任の場合１人当たり500万円、兼任の場合１人当たり40万円を措置の上限とする。 （※２）その他の取組に要する経費については事業費1,000万円を対象経費の上限として、措置率0.5で措置を講ずる（財政力補正あり）。
自治体における類似アプリ等の改修経費	○　先行自治体が独自に開発した既存のアプリ等について、ふるさと住民登録制度との連携によるユーザーの利便性向上を図るため、改修が必要。 ✓　ふるさと住民登録システムと連携するために発生する**<u>既存アプリ等の改修経費</u>**については、**<u>デジタル活用推進事業債を活用可能</u>**。